

2010 年度
(平成 22 年度)

自己点検・評価報告書

2012 年 3 月
九州国際大学

目 次	1
序 章	2
第 1 章 理念・目的	3
第 2 章 教育研究組織	12
第 3 章 教員・教員組織	17
第 4 章 教育内容・方法・成果	33
第 1 節 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針	36
第 2 節 教育課程・教育内容	47
第 3 節 教育方法	62
第 4 節 成果	75
第 5 章 学生の受け入れ	81
第 6 章 学生支援	104
第 7 章 教育研究等環境	114
第 8 章 社会連携・社会貢献	126
第 9 章 管理運営・財務	131
第 1 節 管理運営	132
第 2 節 財務	142
第 10 章 内部質保証	149
第 11 章 社会的責務	157
終 章	161

序 章

本報告書は、2004（平成 16）年度に導入された「認証評価」制度の第二サイクルが 2011（平成 23）年度から開始されることに鑑み、新たに設定された評価基準・項目や報告書作成要領に従って、まとめられた自己点検・評価結果である。

本報告書の構成は基本的に、大学基準協会が定める新たな評価基準・項目に従いつつ、将来をも見据えもう一つの認証評価機関である日本高等教育評価機構において評価基準の重要な柱立ての一つとなっている「社会的責務」という項目をとくに加えたものとなっている。

本報告書の記述については大学基準協会の新たな方式におおむね合わせることにし、基本的に評価段階をそれぞれ【到達目標】【現状説明】【点検・評価】【将来に向けた発展方策】に整理し、裏付け資料をできるだけ【根拠資料】として簡潔に記載することとした。必要最低限図表は残したほか、頁数については大幅に圧縮し、従来の報告書の約二分の一というコンパクトな分量となっている。

本報告書を作成した 2010（平成 22）年度は、本学が大学基準協会に対して「認証評価」の再評価申請を行い「適合判定」を受けた年度でもある。本学は 2007（平成 19）年度に大学基準協会による大学評価ならびに認証評価をはじめて受審し、同協会の大学基準に適合しているか否かの判定は保留するとの評価結果を受けた。その理由は、現時点では「学生の受け入れ」、「教員組織」に関して重大な問題点が認められ、また、これらの問題は、今後、「財務」に関しても大きな影響を与えることが考えられ、今後の努力の成果を見極めることが必要であるとするものであった。本学は、大学基準協会から改善報告を求められた「大学に対する提言」を真摯に受け止め、指摘された事項については誠実に対応し、是正措置を講じた。そして、2010（平成 22）年 6 月に大学基準協会に改善報告書を提出し、再評価を申請した。その結果、2011（平成 23）年 3 月に大学基準協会から同協会の「大学基準に適合していると認定する」との判定を受けた。

本報告書には、かかる改善・改革の努力とともに、同時に「内部質保証」や「社会的責務」などの新たな評価基準に照らした点検・評価の結果が記述されている。それは再評価において「適合判定」を受けた努力の結果をさらに発展させていくとともに、新たな評価基準に対する点検・評価結果を踏まえて具体的な方策を講じていくための基本的文書といえる。

本学は 2007（平成 19）年度に大学基準協会の認証評価を受審した後、2008（平成 20）年度、2009（平成 21）年度にもそれぞれ自己点検・評価を行い報告書にまとめているが、本報告書の完成は本学の自己点検・評価をルーティン化させると同時に、新たな評価基準による点検・評価として、より質の高い大学改革を進めていく礎となり得るものである。なお、本学の自己点検・評価は、学長を委員長とする自己評価検討委員会において自己点検・評価の基本方針などを定め、同専門委員会において各部局長ほかから提出された原稿を査読し、全体の整合性、一貫性を整えるという編集体制をとっている。

第1章

理念・目的

第 1 章 理念・目的

1-1 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。

(大学全体)

【現状説明】

九州国際大学（以下「本学」という。）の理念・目的は次の 3 点である。

- (1) 本学は、北九州の地域に立脚し、国際社会における内外の歴史、文化などに対する理解力を高め、国際社会で信頼される品性高い人材の養成に努める。
- (2) 本学では、理論の学習を重視するとともに演習、実習を積極的に行うことにより、現実とのフィードバックに留意し、理論、実践両面に明るい情報社会にも対応しうる人材養成に力を注ぐ。
- (3) 本学では、少人数教育による教師と学生のパーソナル・タッチを濃密にし、学生相互間の切磋琢磨の機会を多くし、個性的な人間育成に道を開く。

【点検・評価】

本学は、1930（昭和 5）年の九州法学校の建学以来一貫して、大学の存立の基盤を北九州という地域社会に置いてきた。「九州国際大学学則」（以下「大学学則」という。）第 1 条は、北九州地域の産・学・官・民との連携のなかに本学の教育研究のベースを求め、かつ育成した人材や研究の成果を地域社会に還元するという、いわば地域に根ざし、地域に開かれた大学たらしとする決意を表明したものであり、理念・目的は明確かつ適切である。

また、大学学則における国際性への言及は、本学が北九州という地域社会に根ざした大学たらしとすることと調和的に位置付けられており、個性的であり、これまでの本学の実績からみて適切である。

【将来に向けた発展方向】

教育理念・目的の達成には、日々の教育活動を推進する制度的担保が必要であるという視点から、大学設置基準（以下「大学基準」という。）の改正に合わせて、2010（平成 22）年度には人材育成のためのキャリア教育を正課の教育に取り入れるための検討を行い、2011（平成 23）年度からは新「修学規程」を施行する。

「理論と実践」の調和のとれた教育、あるいは少人数による双方向の教育によって時代や社会の変化に適格に対応しうる人材を育成するという目標の達成のためには、受け入れた学生が多様であることを踏まえた教育実践を組織的に積み重ね、本学のミッションである“一人ひとりを育てる”ことに一層努力していく以外にはなく、初年次の教育の見直し、キャリア教育を中心に据えたカリキュラムの導入などの教育改革に取り組んでいく。

【根拠資料】

1. 大学設置基準第 7 条
2. 「九州国際大学学則」第 1 章総則第 1 条第 1 項
3. 「九州国際大学学生便覧～学則&規程～」(2010)
4. 「STUDENT GUIDE 大学生活について（九州国際大学）」(2010)

(法学部)

【現状説明】

法学部の理念・目的は、大学学則第1条第2項(1)において、「法律の専門的・体系的知識に基づく法的思考力を修得させ、もって理論実践両面に明るい人材を養成すること」と定められている。

これは、法律の専門的、体系的知識に基づく法的素養を修得させることで、①地域行政・企業活動において総合的な実務処理を行うことができる幅広い職業人の育成、②時代や環境の変化・要請に的確・柔軟に対応できる実践的处理能力をもった人材の育成、③深い教養と判断力、調和のとれた豊かな人間の育成といった、1994(平成6)年度の本学法経学部改組後の法学教育の理念・目的を受け継ぎ、明確化したものである。

また、法律学科の目的は、「法律の専門的・体系的知識に基づく法的思考力を修得させるとともに、フィールドワークを通じて実践力を獲得させ、もって地域の行政・企業分野において実務を遂行できる人材、及び企業活動に積極的に関与できる法律のプロフェッショナルを養成する」(大学学則第1条第2項(2))と規定されている。

これは、地域の行政分野で活躍し地域社会に貢献できる人材の養成という旧来の法律学科の目的に、2009(平成21)年度以降募集停止とした総合実践法学科の目的(企業活動に不可欠な知識の修得により、地域の企業で総合実践的に活躍できる人材の育成)と、人材教育のあり方に関する新たな考え方(法律知識の修得による法的思考力の養成に加えて地域・企業・官庁との連携、フィールドワークの導入による学生の社会人基礎力・実践力の養成)を取り込み、明確化したものである。

この理念・目的を具体化するため、法学部では、定員の削減、カリキュラムのスリム化を行い、現在、警察官・消防士・自治体職員の育成を目指す「リスクマネジメントプログラム」と、司法書士・宅地建物取引主任者等の国家資格取得を目指すための「資格取得・不動産管理プログラム」という二つの教育プログラム(コース)を導入し、稼働させている。これは、学生の有するさまざまな目標に対応しようというプログラム(コース)の個性化の試みである。

【点検・評価】

元来、法学部は長年にわたって福岡を中心に警察官・消防士・自治体職員を育成してきた。また、上記の国家資格等を取得し、地域で活躍している卒業生も多数存在する。すなわち、上記の二つの教育プログラム(コース)は、建学の精神、法学部の伝統やこれまでの実績に改めて立ち戻るとともに、学生のニーズを支援する教育プログラム(コース)として法学部の独自性と魅力を強化するものである。したがって、このプログラム(コース)により、法学部の理念・目的は、明確で適切なものであり、また個性化に対応したものになっているといえる。このことは、法学部が2010(平成22)年度において入学定員(180名)を充足し、受験生より評価を得ていることからもうかがえる。

【将来に向けた発展方策】

法学部では、理念・目的に基づき、現代の社会的ニーズに合致した人材を育成するために、広く法律学の科目を学ばせるだけでなく、社会人としての基礎力を修得させる方策を考えている。すなわち、学生が1つ1つの科目を履修し学ぶことで徐々に基礎学力・汎用的能力(リテラシー)が身につけられるよう、科目間に有機的関連性を持たせる仕組みを

つくることや、学生が講義・演習で課題に取り組むことで、結果的にコミュニケーション能力や社会人基礎力など、社会で必要とされるスキルが身につく授業内容や方法を採用することである。

これまでは、①「リーガルマインドの修得」、②社会人として不可欠の素養である「チームで協力しながら物事をすすめる態度や生涯学び続け成長し続ける意欲」を身につけること、③「大学で学んだ知識を活用し、他人や地域社会に貢献する意識を身につける」というディプロマポリシーを設定していたが、前述の方策を実現すべく、このディプロマポリシーを発展させ、理念・目的に基づいた新たなカリキュラムの導入を目指していく。今後、カリキュラム検討のための委員会を立ち上げ、さまざまな実験、研修、研究を学部全体で恒常的に行い、カリキュラム改革を通じて、理念・目的のさらなる明確化、具体化を進めていく。

【根拠資料】

1. 「九州国際大学学則」第1章総則第1条
2. 「九州国際大学学生便覧～学則&規程～」(2010)

(経済学部)

【現状説明】

経済学部の理念・目的は、大学学則第1条第2項(3)において「経済学部は、経済学及び経営学の専門的・体系的知識に基づく基礎的な思考力を修得させ、もって時代の変化に適切に対応し、バランスある社会の発展に貢献する、理論と実践両面に明るい人材を養成することを目的とする」と規定されている。これを受けて、経済学科の理念・目的については大学学則第1条第2項(4)において「経済学部経済学科は、時代、地域社会、国際社会から求められる経済学の基礎的知識を修得させ、経済学的視点から課題を発見し解決することができ、かつ対話を通じて互いの認識を共有できる人材を養成する」となっており、経営学科の理念・目的についても大学学則第1条第2項(5)において「経済学部経営学科は、経営学の体系的知識及びそれに関する能力を修得させ、もって企業・地域社会において活躍できる経営に関する実践的スキルを持った人材を養成する」と定められていて、ともに理念・目的は明確である。

理念・目的についての以上の規定は2007(平成19)年10月1日から施行された大学学則に盛り込まれたものであり、2008(平成20)年度以降の学生便覧に掲載されて学生および教職員に配布されている。

【点検・評価】

理念・目的については大学学則で規定することで明確になった点は適切である。しかし、経済学部の個性を際立たせる簡潔な文章表現になっているかについては検討の余地がある。

【将来に向けた発展方策】

経済学部教授会で文章表現について議論を積み上げていき、2011(平成23)年度内に一定の結論を具体的にまとめる。

【根拠資料】

1. 「九州国際大学学則」第1章総則第1条
2. 「九州国際大学学生便覧～学則&規程～」(2010)

(国際関係学部)

【現状説明】

国際関係学部は、国際商学部を母胎にして2005（平成17）年4月に新設され、その理念・目的は実学を基礎としてグローバリゼーションの時代に貢献できる総合的な教養を持つ「国際人」の養成にある。そのため、これまでのアジア中心の教育研究を欧米を含めたグローバルな領域に拡大するとともに、アジア言語に加えて英語教育の充実化を図り、実務面も重視した多面的な教育を目指している。

このような設立の背景を踏まえて、国際関係学部国際関係学科の人材養成の目的は大学学則第1条第2項(6)および(7)において次のとおり定められている。

(6)国際関係学部は、国際関係学の専門的・体系的知識に基づく基礎的な思考力を修得させるとともに、複雑化、多様化する国際社会のグローバリゼーションに対応しうるグローバル・リテラシー（国際対話能力）を備えた人材を養成することを目的とする。

(7)国際関係学部国際関係学科は、国際コミュニケーションの手段としての言語能力と総合的な国際教養を基礎として、豊かで個性的な人間性、自己開発能力、国際的視野を持ちフィールドワークを通して実践する能力、文化の違いを認識しつつ協調を図る能力、問題発見と解決能力を併せ持つ人材を養成する。

【点検・評価】

大学の理念等を踏まえつつ、国際関係学部として、今日のグローバリゼーションへの対応を意識しながら理念・目的・教育目標を明確に設定し、国際教養と国際言語を備えたグローバル・リテラシー教育を目指していることは、現代的ニーズへの対応としても適切である。

大学の理念等と国際関係学部のそれとの間において、整合性を図りつつ、今日の国際社会において求められる人材養成を踏まえて、学部独自の教育目標を設定していることは評価できる。とくにグローバル・リテラシーや人間性、自己開発能力、実践力、協調性、問題発見と解決能力など社会人としての基礎力として重視されている汎用的能力の養成にも留意していることは適切である。

【将来に向けた発展方策】

学部の理念・目的・教育目標は、社会のニーズを踏まえて適切に定められており、改善すべき点はとくにないが、今後とも社会のニーズと学部教育が目指すべき点については検証を継続する。

【根拠資料】

1. 「九州国際大学学則」第1章総則第1条
2. 「九州国際大学学生便覧～学則&規程～」(2010)

(法学研究科)

【現状説明】

本学大学院法学研究科は、1996（平成8）年4月に開設し現在に至っているが、法学研究科開設の理念・目的は、「北九州の地域に立脚し、国際的視野をもった理論・実践両面に明るい人材を養成」し、「学術の理論及び応用を教授研究し」、「もって文化の進展に寄与す

ることを目的とする」(「九州国際大学大学院学則」、以下「大学院学則」という、第2条)ことにあり、明確である。また、2001(平成13)年4月、上記の大学院の目的を踏まえ、法学研究科の目的について、「九州国際大学大学院法学研究科規則」第1条の2において「学修意欲に溢れる幅広い階層の者に対して理論研究の場を提供し、もって、社会の多方面で活躍しうる研究者、高度専門職業人を養成する」として個性化された形で、適切に規定されている。

ちなみに、大学学則第1条第1項では、「個性の伸長と人格の完成を旨とし、法律学」など「に関する専門的知識を教授し、北九州の地域に立脚し、国際的視野を持った理論・実践両面に明るい人材を養成する」という本学の目的が上記のとおり規定されている。法学研究科の基礎となる「建学の精神」を継承する法学部および法学部法律学科の人材養成の目的については「学部及び学科の人材養成の目的」として大学学則第1条第2項で前述のとおり規定されているが、それらを一層発展させたものが法学研究科の人材養成の目的である。

【点検・評価】

大学院設置基準(以下「大学院基準」という。)第3条(修士課程)を踏まえて定められた法学研究科の理念・目的はこれまでの実績からみても適切であり、各種ポリシーの策定作業、FD計画書の審議過程において研究科の構成員に深く浸透しつつあり、それらが現実にも生かされているということは有効であると評価できる。社会に対しても大学ホームページなどで有効に周知されている。

【将来に向けた発展方策】

理念・目的については、建学の精神との関係、大学学部の理念等との整合性、社会のニーズを踏まえた対応などの面においてさらに具体化し、引き続き現実のものにしていく。

理念等を今後とも周知徹底しながら確実に持続・発展させるとともに、法学研究科の実際の教育・研究・運営等にそれらを活かしていく。

【根拠資料】

1. 大学院設置基準第3条
2. 「九州国際大学大学院学則」第1章総則第1条・第2条
3. 「2010年度 大学院学生便覧」

(企業政策研究科)

【現状説明】

大学院基準第3条(修士課程)を踏まえて定められた企業政策研究科の理念・目的は、大学院学則第2条において「九州国際大学の建学精神に基づき、北九州の地域に立脚し、国際的視野をもった理論・実践両面に明るい人材を養成するために、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、もって文化の進展に寄与することを目的とする」と明確にされている。そしてその文言を受けて、「九州国際大学大学院企業政策研究科規則」第1条の2において、「本研究科の人材養成の目的は、学部の実学教育の伝統を基礎に置き高度専門職業人、すなわち専門的な企業実務能力を備えた人材を養成することであり、この目的を実現するために企業実務と企業を取り巻く外部環境に関する専門的教育研究を行う」と規定している。

これは「大学院学生便覧」などに掲載されている。

なお、企業政策という概念について、大学基準協会より「明確ではない」との指摘を受けて以来、「企業政策研究Ⅰ、Ⅱ」（必修）「企業政策特殊研究Ⅰ、Ⅱ」（選択）を授業科目に加え、また研究会を行って概念の明確化に努めてきた。

【点検・評価】

「改善すべき事項」

研究科設置以来、本学の伝統ともいえる夜間教育を継承し、多くの社会人を受け入れ、この理念・目的を実現し効果を上げてきたが、近年社会人の入学者が減少しており改善すべきである。

【将来に向けた発展方策】

理念・目的をより具体化し教育研究の充実を図るために、「企業政策」に関する研究会を行いながら、「企業政策研究Ⅰ、Ⅱ」のテキストを引き続き改善していく。また、地域に勤務する社会人のニーズや留学生の勉学要求などを考慮に入れてカリキュラム改革を行っていく。

【根拠資料】

1. 大学院設置基準第3条
2. 「九州国際大学大学院学則」第1章総則第1条・第2条
3. 「2010年度 大学院学生便覧」

（別科日本語研修課程）

【現状説明】

別科日本語研修課程（以下「別科」という。）は「国際的視野を身につけた人材の育成」という本学の教育理念の下に、広く外国人に門戸を開放する目的で、1999（平成11）年4月に設立された。別科設立の目的は、①一定水準以上の日本語能力を保持した留学生を安定的に受け入れること、②学部で日本語の講義を受講できるレベル（日本語能力試験2級＝現N2）にまで日本語能力を高めること、③日本の生活文化に馴染むこと、の3点である。教育目標としては、①総合的かつ実践的な日本語能力の習得、②日本の文化や法律の理解、③日本の生活習慣への順応を掲げている。別科において所定の単位を修得した者は、本学の入学試験を受ける際に別科長から別科長特別推薦を受け、本学に入学することができる。

【点検・評価】

理念・目的は明確であり、また、日本語能力試験4級（現N5）レベルの志願者に対して海外において入学試験を実施し毎年入学定員の60名に近い人数を安定的に受け入れていること、別科入学者のうち毎年8割以上が本学への入学を果たしていることから、実績からみて別科の目標は達成されていると評価できる。日本語教育だけでなく、別科修了後に大学生活に円滑に移行できるように日本の文化や法律、生活習慣への順応を教育目標として掲げ、実施していることは個性的であり、適切である。

「改善すべき事項」

本学の学部では英語が必修科目となっており、大学に入学した後には英語力が必要となることから別科では英語教育も行っているが、授業時間数の制約や別科に入学する学生の

英語力に極端なばらつきがある（母国でほとんど英語教育を受けていない者が入学することがある）という事情もあり、必ずしも全員が十分な英語力を習得して修了するとはいえない。

【将来に向けた発展方策】

別科入学者のうち毎年8割以上が本学への入学を果たしており、別科の目標は達成されているが、日本語能力の習得状況について客観的に把握できるようにするため別科在学中に日本語能力試験N2を積極的に受験させるようにしていく。

英語教育については、別科の主たる設置目的に照らすと授業時間数の制約の中では日本語教育を優先すべきであり、別科生に対する英語教育の必要性の有無も含めて抜本的に英語教育のあり方について見直していく。

【根拠資料】

1. 「九州国際大学別科日本語研修課程規程」第1章総則第1条・第2条
2. 「九州国際大学学生便覧～学則&規程～」(2010)

1-2 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員および学生）に周知され、社会に公表されているか。

(大学全体)

【現状説明】

2007（平成19）年度には、新たな大学基準および大学院基準に対応するために、学部・学科および大学院・研究科の「人材養成の目的」を具現化する作業を開始して学則をそれぞれ改正し、2008（平成20）年4月1日からこれを施行している（大学学則第1条第2項、大学院学則第1条第2項）。

こうした本学の教育方針や理念・目的は、本学への進学を希望する高校生・保護者、また社会人に対しては「2010 大学案内」や「2010 大学院案内」等にて、そして在学生に対しては「STUDENT GUIDE」（2010 年度）や「九州国際大学学生便覧～学則&規程～」(2010) または「2010 年度 大学院学生便覧」（2010 年度）を通して、さらには広く一般社会に対してはホームページ上に掲載することにより周知すべく努めている。

【点検・評価】

2007（平成19）年11月、2008（平成20）年1月以降はホームページを一新してすでに周知徹底を図り、大学（同時に各学部、大学院）の教育理念・目的・目標を掲載したことは有効であり、適切である。

【将来に向けた発展方策】

さらに一定の周期で、ホームページの更新等を適切に行っていくことで、引き続き大学構成員に周知し、社会に公表していく。

【根拠資料】

1. 大学設置基準および大学院設置基準
2. 「2010 大学案内」・「2010 大学院案内」
3. 「STUDENT GUIDE」（2010 年度）
4. 「九州国際大学学生便覧～学則&規程～」(2010)・「2010 年度 大学院学生便覧」

1-3 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

(大学全体)

【現状説明】

2008（平成 20）年 2 月 6 日の第 21 回大学評議会で策定した「九州国際大学中期実行計画」（平成 20 年度～平成 22 年度）を受け、具体的に大学の理念と教育目標の適切性を点検するために、定期的な F D ・ S D 活動を中心に位置づけた P D C A サイクルを推進している。

大学学則第 1 条に掲げる「本学は、教育基本法及び学校教育法に則り、個性の伸長と人格の完成を旨とし、法律学、経済学、経営学、国際関係学に関する専門的知識を教授し、北九州の地域に立脚し、国際的視野を持った理論・実践両面に明るい人材を養成することを目的とする」という教育理念において、とくに「理論・実践両面に明るい人材」の養成という部分を具体化するため、『～ができる』と具体的に言える自主性、「自ら考え、行動できる積極性」、「チームで物事を進めるリーダーシップとコミュニケーション力」を育成することを目指し、徹底した少人数教育と体験重視の学習の導入を実践し、それらの適切性を定期的に F D 委員会や学部教授会・研究科委員会などで検証している。

【点検・評価】

本学の理念・目的の適切性については、上記のように定期的な検証を行っていて、適切であり、評価できる。

また、教職員を対象とした F D ・ S D 研修活動が学内外で定期的実施され、ニュースとしてその成果が定期的に公表されている。

【将来に向けた発展方策】

今後は、理念・目的に対する適切性に対する定期的な検証を引き続き実施しつつ、大学として教育活動と研究活動の連鎖により、大学教育における学生の能力向上の具体的な体系（実社会の求めるリテラシーの概念の明確化・マップ化、評価方法・育成方法の明確化）などを通じてカリキュラムと授業の設計へと発展させていく。

【根拠資料】

「九州国際大学（第一期）中期実行計画」（平成 20 年度～平成 22 年度）（平成 20 年 1 月 31 日）

第2章

教育研究組織

第2章 教育研究組織

(大学全体)

【到達目標】

本学は、北九州の地域社会に開かれた教育研究を重視する方針の下で、国際的視野をもった法律学、経済学、経営学、国際関係学の専門知識を授け、教養豊かな人材育成を目指すために必要な学部学科ならびに大学院研究科その他の教育研究組織を整備し、これら組織間の連携を図っていくことを目標とする。

上記のことは、以下のような教育研究組織の編制原理として要約することができる。

- (1) 本学の教育研究の理念を具体的に推進するための教育研究組織の整備に努める。
- (2) 教育研究組織における学部と大学院の連携に努める。
- (3) 近年の学生の多様化にも対応できる教育研究組織の整備に努める。

2-1 大学の学部・学科・研究科・専攻および附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。

【現状説明】

本学の学部は、社会科学系統の学問分野である法学部、経済学部および国際関係学部の3学部から編制されている。法学部には法律学科（総合実践法学科は2009（平成21）年度入学生から募集停止）、経済学部には経済学科と経営学科、そして国際関係学部には国際関係学科が設置されている。

研究を推進する組織として、各学部は、法学会、経済学会および国際関係学会を設置している。また学部横断的な一般教養科目を担当する専任教員が参加する教養学会がある。

1996(平成8)年に大学院法学研究科法律学専攻（修士課程）を、2001(平成13)年に大学院企業政策研究科企業政策専攻（修士課程）を開設し、大学全体では、3学部（4学科）2研究科（2専攻）の体制である（表2-1を参照）。

表2-1 学部と大学院研究科との組織上の関係

学 部	大学院研究科
法学部	法学研究科
経済学部	企業政策研究科
国際関係学部	

学部学科の教育研究を支える組織として、図2-1のとおり次のような編制原理に基づき、以下の付設機関を設置している。

- (1) 国際化への対応として、外国人留学生の受け入れを推進するために別科日本語研修課

程を設置し、本学など日本の大学への進学を目指す外国人の日本語教育を行う組織を整備している。また、国際センターを設置して、本学学生の海外留学や外国人留学生の受け入れ、海外からの使節団の受け入れなど国際交流を円滑に実施できるように必要な組織の整備も進めている。

(2) 情報化への対応として、情報教育を推進するために教育情報ネットワークセンターを設置して、学生にパソコン機器の使用を常時開放するとともに、個別指導も行っている。

(3) 教員組織の研究活動を推進するために、研究機関として社会文化研究所を設置している。同研究所は、調査研究活動、出版および出版助成、学術講演会、学外研修会への講師派遣、公開講座の開設、市民講座開催および各種市民相談の開設などの事業を展開している。

(4) 課外講座の充実と資格取得というニーズへの対応として、エクステンションセンターを設置している。2009（平成 21）年度については、各種資格の取得を支援するために一般公務員・警察官・消防士などの公務員受験対策講座をはじめとして、経営学検定、簿記検定など年間 15 講座 42 コースを開設している。

(5) 研究活動を推進するために、法学会、経済学会、国際関係学会および教養学会が設けられ、それぞれ「論集」や「研究」を発行している（図 2-1 には非掲載）ほか、社会文化研究所が「紀要」と「ジャーナル」を発行している。

【点検・評価】

本学の建学の背景や理念等を踏まえて、学部教育研究組織として社会科学系の 3 学部 4 学科および大学院（修士課程）2 研究科を設置し、とくに本学の教育方針の一つである国際化や情報化への対応として、別科日本語研修課程、国際センターや教育情報ネットワークセンターを設置していることは適切である。また、本学の学部および研究所等の教育研究組織は、本学の理念を実現する上で、機能の分担を果たしていることは評価できる。

社会の要請に応えるように、法学部は、法律的知識の修得とリーガルマインドの養成という目的を追求している。また、経済学部は、経済学・経営学の専門的、体系的知識に基づく思考能力を修得させることによって、地方の行政および地場産業の分野で活躍できる人材を養成している。そして国際関係学部は、複雑化、多様化する国際社会に対応しうるグローバル・リテラシー（国際対話能力）を備えた人材を養成している。

これらに加えて、表 2-1 に示された学部との対応関係のもとに、大学院の 2 研究科が地域社会に有用な専門職業人を養成するために設置されており、3 学部・2 研究科の体制により、本学は社会から求められる教育機能を十分に果たしていて、適切である。

本学教員には 4 つの学会論集・研究および社会文化研究所紀要等に投稿する十分な機会が与えられ、研究成果を公表して社会に貢献する適切な環境が整っている。

【将来に向けた発展方策】

近年における受け入れ学生の多様化に対応して、本学では“一人ひとりを育てる”教育を実践するという観点から、教員の力を一層高め、これと職員の教育支援の力をドッキングさせていくために組織的に努めていく。そのために、従来より学部教育については 3 学部横断的な教育事項を審議する組織として教養委員会や教務委員会、FD委員会などの会議体やPASS制度によって対応してきたが、今後学生の多様化や大学のユニバーサル化が一層進むことが予想されるので、このことに積極的に対応するためには、これらの組織

を体系的に整序し、専門的知識を有するスタッフを置いて全学的に上記の編制原理を一層具体化するために教育改革を担う体制を整備していく。

【根拠資料】

1. 「2010 GUIDE BOOK（九州国際大学）」
2. 「2010 大学院案内」

2-2 教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。

【現状説明】

大学学則第1条等に掲げる教育理念に基づき、現在3学部4学科（入学定員600名）、ならびに2研究科（入学定員30名）と併せて別科日本語研修課程（入学定員60名）の体制で教育組織を編制し、教授会・研究科委員会・運営会議でその適切性について定期的に検証している。また、付設機関として国際センター、社会文化研究所、エクステンションセンター、図書館、教育情報ネットワークセンターを設置し、各委員会等で同様に検証している。社会文化研究所においては、学内外における研究支援活動の一環として研究紀要の発行のみならず外部資金の獲得なども視野に入れた地域連携活動の支援も実施しており、さらに、教育研究組織を支援する事務室機能ならびに教育組織を支援するエクステンションセンターを設置し、学部教育を補完する資格取得支援講座などを開講していて、組織の構成は明確である（図2-1を参照）。

これらの基本組織のほか、「学校法人九州国際大学組織規程」第5条第3項において「臨時の組織を置くことができる」と規定されており、委員会活動とは別途プロジェクト形式によるタイムリーな対応が可能となっている。

【点検・評価】

教育研究組織の構成・運営の適切性については、各組織の教授会・研究科委員会や運営委員会などで定期的に検討され、附置の研究所やセンターの組織に関する検討結果は、最終的には各教授会で報告審議され定期的に検証されていて、適切である。

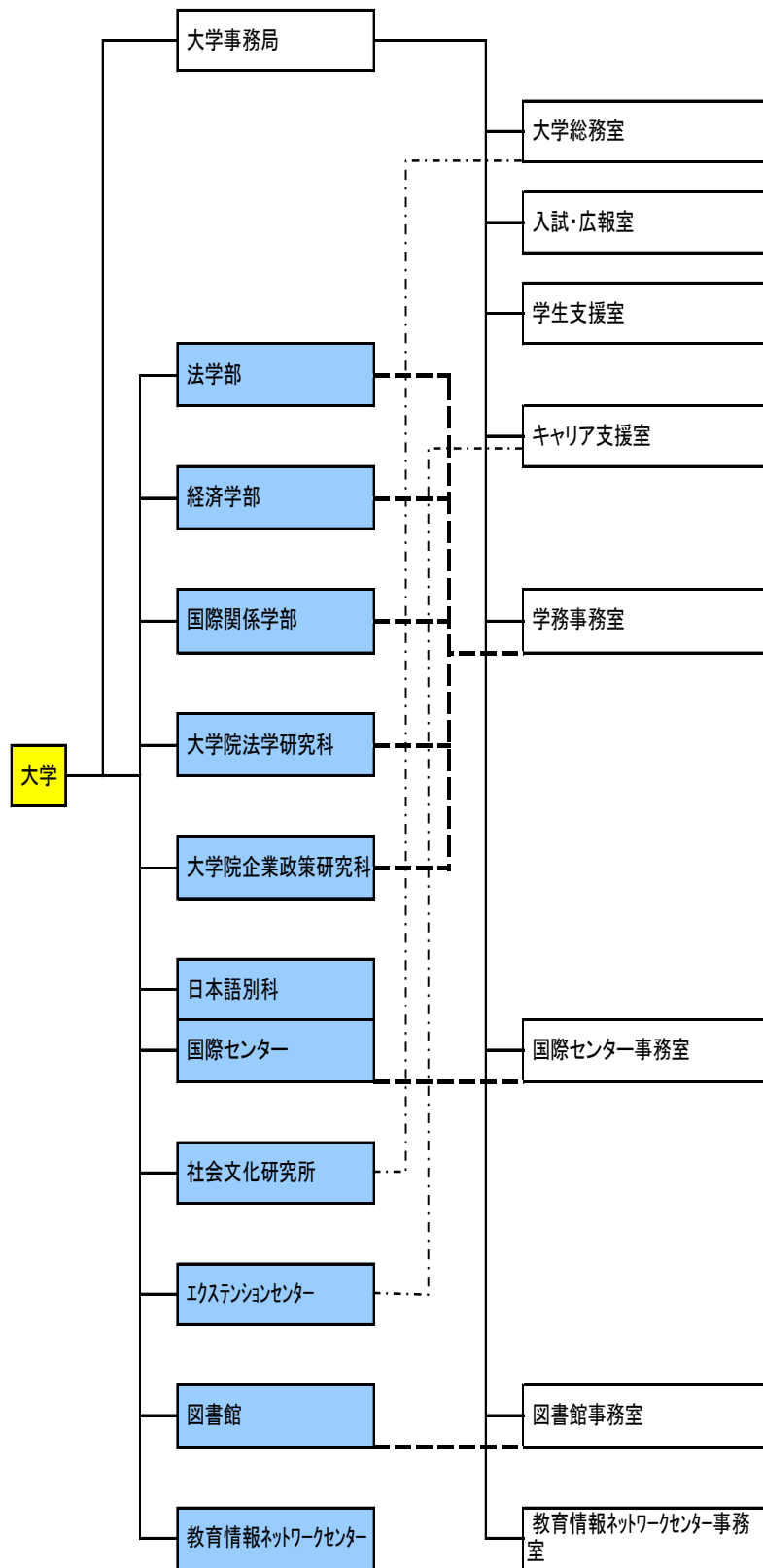
【将来に向けた発展方策】

地域や社会のニーズを積極的に調査研究することにより、教育研究組織を効率的に改編するための情報収集が可能となるが、教育方法などの不断の改革や工夫と相まって、さらに地域活性化の核となる人材育成へ貢献すべく、大学評価室（仮称）などを通じて適切な点検・評価による定期的な検証をできるだけ具体的に実践していく体制づくりを進めている。

【根拠資料】

1. 「九州国際大学学則」第1章総則第3条、第16章付設機関第52条～第57条
2. 「九州国際大学大学院学則」第1章総則第6条
3. 「学校法人九州国際大学組織規程」第5条第3項

図 2 - 1



第3章

教員・教員組織

第3章 教員・教員組織

(大学全体)

【到達目標】

本学の建学の精神と教育理念および教育目標を具現化できる教員とその組織の構築を目指す。また、実務経験者、外国人教員など多様な教育・研究経験を有する教員を登用することによって教育の多様性を高め、教育内容の充実に努める。さらに、任免や昇任にあたって明確な基準を整備し、透明性の高い教員評価システムと人事運営を行うことを目標とする。

3-1 大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか。

(大学全体)

【現状説明】

本学として求める教員像を示すその教員組織の編制方針に関して、「創立 50 年に寄せる一とくに本学のあらたな教育理念を中心にして」のなかで、当時の春田一夫学長は、次のように述べている。

「本学は、開学以来、『実学教育』をその目標にかかげてきました。しかし、理論にかたよらずに、実学教育を尊重するという教育理念のみでは、科学技術の進歩にともなう社会・経済構造の質的变化に対応しえず、社会のニーズにこたえることができません。また他方では、大学の大衆化の進展にともなって」、「大学像の分極化が進み、大学の個性化がもたれています」。そこで、「本学は、あらためてつぎのような教育理念を再構築したのであります」。

(1)「本学は、北九州市の地域に立脚し、国際社会における各国の歴史、文化、生活慣行に対する理解を高め、とくに外国語を重視し、国際社会で信頼される品性の高い人材の養成に留意する」。

(2)「本学では、少人数教育による教師と学生のパーソナル・タッチを濃密にし、学生相互間の切磋琢磨の機会を多くし、個性「的」な人間形成に道を開く」。

(3)「本学では、理論の学習を重視するとともに演習、実習を積極的におこなうことにより、現実とのフィードバックに留意し、理論・実践の両面に明るい人材養成に力を注ぐ」。

以上の引用から、「理論にかたよらず、実学教育を尊重するという教育理念」を基礎に、上記の3点にあらためて集約された教育理念を体現しうる教員像が明確に定められていて、本学の教員に求める能力・資質等は明確である。

本学は、大学学則第1条第1項において教育研究の理念・目的を定め、このことを基礎に同条第2項で各学部学科、大学院学則第2条で大学院2研究科の人材養成の目的を定めている。

教員組織の編制方針は、法学部、経済学部、国際関係学部それぞれを単位として明確である。すなわち、大学基準第3条（教育研究上の基本組織）および第7条（教員組織）ならびに第10条（授業科目の担当）などの編制基準に則り、教育課程の基本的授業科目については必ず専任教員で充足することとしている。その場合、各授業科目間の体系的関連性を踏まえた授業が展開されるために、教員構成にあたっては、専攻分野に関する深い教育

研究力のみならず、関連分野の知識や理解を反映した教育が行われることを目指した総合力のある教員の採用・配置を心掛けている。

大学院については、大学院基準第2章（教育研究上の基礎組織 第5条～第7条の3）および第3章（教員組織 第8条～第9条の2）に則りつつも、大学院法学研究科、企業政策研究科は固有の教員人事を行うことはなく、基礎学部である学部人事と調整・連携を行いながら大学院教育を遂行できる教員配置を行っている。

【点検・評価】

本学の教育研究の理念・目的を具体化すべく、本学の教員組織の編制方針のもとに、教員構成が明確になっている点は適切である。

大学としての教員の組織的な連携体制では、全学的な組織である大学評議会の活動を通じて大学全体の意思決定を適正化しているし、教育研究に係る責任の所在も3学部教授会や大学院委員会を含む2研究科委員会の活動において明確化されている点は評価できる。

したがって、上記の教員組織の編制方針に基づき、本学の教員構成は、オーソドックスにアカデミックキャリアを経て採用された教員がその中心であるが、実務家教員や語学教育における外国人教員もいるという点は、本学の理念・目的とも適合しているし、また、学術の進展や社会の要請とも適合的であり、評価できる。

近年3学部とも新規のコース制を導入したことによって、教育課程表の見直しを行っている点は適切である。

また、大学院2研究科から教員配置が要請される場合、これがその基礎学部の教員の編制原理と十分にかみ合うように調整している点は評価できる。

【将来に向けた発展方策】

大学基準などに則り、各学部の基幹的授業科目について優先的に教員を配置する。このことを基本的な了解事項としたうえで、各学部の教育課程の変更による新コースの設置の場合における教員配置のあり方、および大学院2研究科が必要とする教員—とくに演習および研究指導担当能力のある教員—の配置を求める場合の学部人事のあり方について上記の教員組織の編制方針に即したシステムを構築していく。

本学の教育研究を一層活発なものにしていくために、現在配置されている実務家教員や外国人教員が本学の教育研究体制にとってどのような役割を担っているかについて吟味していく。

【根拠資料】

1. 「九州国際大学五十年史」（九州国際大学五十年史編纂委員会、1997年10月1日、iii～vii）
2. 大学設置基準・大学院設置基準
3. 「九州国際大学学則」第1章総則第1条
4. 「九州国際大学大学院学則」
5. 平成22年度大学基礎データ
 - ①全学の教員組織
 - ②専任教員個別表
6. 平成22年度専任教員一覧（人事委員会作成）

3-2 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。

(法学部)

【到達目標】

大学基準上必要な専任教員数を維持しつつ、法学部の教育目標、教育課程に相応しい教員組織を整備する。

【現状説明】

法学部の教育課程は、「法律の専門的・体系的知識に基づく法的思考力を修得させ、もって理論実践両面に明るい人材を養成する」(大学学則第1条第2項(1))という法学部の理念・目的を実現するため、法的な基礎知識から専門的・体系的知識の修得、さらにはそれに基づく法的思考力まで学年ごとに段階的につけさせる専門科目群を設けるとともに、理論に基づいた実践力を学生に身につけさせる特殊講義・実習群を設けている(表3-1を参照)。

表 3-1 2010 年度の法学部法律学科のカリキュラム構成

授業科目群の名称		卒業に必要な単位数
共通教育科目	教養教育科目群	22 単位以上
	外国語科目群	12 単位以上
	(留学生科目)	
専門教育科目	専門科目群	64 単位以上
	特殊講義・実習群	
	資格講座群	2 単位以上
	演習群	12 単位以上
特別教育科目	キャリア教育科目	
	リスクマネジメント科目	
	スポーツ指導員科目	
	教職教科科目	

たとえば、専門科目群では、リーガルマインドをつけさせ、将来の様々な志望職種にあわせたより効率的な法律学習の効果を学生に与えるために、学年ごとに履修すべき科目を発展学習的に配置している。つまり、1 年次では「法律学入門」、「憲法Ⅰ・Ⅱ」、「民法総論Ⅰ・Ⅱ」などの基本的科目を配置しながら、2 年次では「行政法総論Ⅰ・Ⅱ」、「契約法総論」、「刑法総論Ⅰ・Ⅱ」、「刑事訴訟法Ⅰ・Ⅱ」などといった基本にもとづく発展的な科目を配置し、3 年次以降では「税法総論」、「会社法Ⅰ・Ⅱ」、「労使関係法」、「国際法Ⅰ・Ⅱ」、「国際取引法Ⅰ・Ⅱ」、「政治学原論」、「国際政治学Ⅰ・Ⅱ」、「外国法Ⅰ・Ⅱ」などのより専門的、特殊な法律科目を配置している。また、2009(平成 21)年度より、「リスクマネジメントコース」、「資格取得・不動産管理コース」を開設し、「リスクマネジメントコース」では、特別教育科目に専門の科目を用意するとともに、「資格取得・不動産管理コース」では既存の科目を体系的に履修させることで、コース設置の目的を達成するようにし

ている。

この教育課程（とくに専門科目群）では、憲法、民法、刑法といった法学部の基幹法律科目を1年次と2年次に配置することで、体系的な履修による法的思考力の涵養を目指した構成となっているが、法学部ではこの教育課程の構成に沿うように、上述の基幹法律科目の教育に重点を置き、その結果として、上述の基幹法律科目に複数の担当教員を割り当てている（表3-2を参照）。

なお、「リスクマネジメントコース」、「資格取得・不動産管理コース」については、コース科目担当教員を配置している（表3-2「不動産法」「リスク」を参照）。

表3-2 2010年度法学部法律学科の学科目・担当人数・担当者職位表

法学部・法律学科					
区分	授業科目	人数	職 位		
			教授	准教授	助教
共通科目	人文科学系	3	0	3	0
	社会科学系	1	1	0	0
	自然科学系	1	1	0	0
	外国語	4	2	2	0
	保健体育	1	1	0	0
小計		10	5	5	0
学科目	授業科目	人数	職 位		
			教授	准教授	助教
公法	憲法	2	1	1	0
	行政法	1	1	0	0
	刑法	2	1	1	0
	刑事訴訟法	1	0	1	0
	税法	1	1	0	0
私法	民法	3	3	0	0
	商法	2	1	1	0
社会法	労働法	1	1	0	0
国際法	国際法	1	0	1	0
	国際取引法	1	1	0	0
政治学	政治学原論	1	1	0	0
	国際政治学	1	1	0	0
外国法	中国法	1	1	0	0
	不動産法	1	1	0	0
	リスク	1	1	0	0
小計		20	15	5	0
計		30	20	10	0

また授業科目と担当教員の適合性を高めるため、「九州国際大学教員資格審査規程」、「九州国際大学法学部教員選考手続きに関する内規」を設けて、教員の採用・昇任時に、担当科目に対する研究歴、研究業績など（新規採用者に対しては模擬授業の実施など）の審査を教授会選出の審査委員が行い、教員の授業担当の適格性を判断している。

【点検・評価】

法学部では、前述のとおり、編制方針に基づく教育課程に沿った教員組織を構成している点で、大学基準第7条に合致するとともに、主要な基幹法律科目について教授、准教授を担当教員としている点で、大学基準第10条に合致した授業担当者を配置している。

また、授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みとして設けられている資格審査、選考手続において授業担当の適格性判断の基準を設け、それをさらに高めていることは、大学基準第14条、第15条などにも適合するものであり、適切である。

以上のことから、法学部においては、学部教育課程に相応しい教員組織を整備していると評価できる。

【将来に向けた発展方策】

今後も、教育課程に沿った教育力の充実のため、計画的・持続的な人事政策に具体的に取り組んでいく。

【根拠資料】

1. 大学設置基準第7条・第10条・第14条・第15条
2. 「九州国際大学学則」第1章総則第1条第2項
3. 「九州国際大学教員資格審査規程」
4. 「九州国際大学法学部教員選考手続きに関する内規」
5. 平成22年度法学部担当科目一覧表

（経済学部）

【到達目標】

経済学部の理念および目標を具体化できる教員組織を配置する。専任教員を充実することにより、2011（平成23）年度から始まる各コースの教育を発展させる。任免や昇任において定められている規程および基準を適切に実施し、透明性の高い教員評価システムと人事運営を行う。

【現状説明】

2010（平成22）年4月1日付けで経営学科に20歳代の助教1名を採用した。また、国際関係学部からの人事異動により教授2名と准教授2名の移籍があった。さらに、60歳代の教授1名と30歳代の准教授が2010（平成22）年3月末に退職した。この結果により経済学部はバランスの良い年齢別教員構成になった。

経済学部の編制方針に沿った教員組織は整備されており、教授会は、専任教員として教授19名（内1名休職中）、准教授9名、助教3名（内1名休職中）、の計31名で構成されている。その内、専門的教育科目を担当する教員は、経済学科10名、経営学科12名（内2名休職中）であり、共通教育科目や外国語科目を担当する教員は7名、その他に教職科目担当1名、図書館学科目担当1名となっている。

専任教員の年齢別構成は、次の表のとおりである。

表 3-3 経済学部 of 年齢別教員構成 (2010 年 4 月 1 日現在) (名)

	26-30 歳	31-40 歳	41-50 歳	51-60 歳	61-70 歳	計
教 授	0	0	3	7	9	19
准教授	0	2	5	2	0	9
助 教	1	1	1	0	0	3
合 計	1	3	9	9	9	31
比 率	3.2%	9.7%	29.0%	29.0%	29.0%	100%

男女比率は 87.1% (27 名) を男性教員が占めており、女性教員は 4 名 (12.9%) である。なお、過去に数名在籍していた外国人教員および企業等からの社会人出身の教員は現在のところ不在籍していない。

授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みとしては、他学部と同様に、学部人事委員会 (教員資格審査委員会) および教務委員会が置かれている。学部人事委員会は、学部長と 8 名の委員によって構成され、「科目、職階、年齢その他専任教員の採用に必要な事項」等「を含む人事計画案を作成する」ことなどを行い (「九州国際大学経済学部教員選考手続きに関する内規」第 5 条および第 7 条)、また、学部教務委員会は学部長、副学部長および教務委員 3 名から構成される。ここでは、非常勤講師を含めて専門科目と担当教員の適合性を判断している。

【点検・評価】

教員の年齢構成は、61-70 歳代が 9 名と若干の高齢化の傾向が見られるが、40 歳代および 50 歳代の比率も同じという点ではバランスが取れている。また、2010 (平成 22) 年度に若手教員を採用したことには、全体としてバランスをとろうと努力していることがうかがえる。ここ数年、30 歳代以下の若手教員を継続的に採用して年齢構成のバランスを図ってきたことは適切であり、編制方針に沿った教員組織の整備ができていると評価できる。

【将来に向けた発展方策】

経済学科、経営学科とも専門科目についての大学基準上必要とされる専任教員数を維持しているが、より質の高い教育を保証することに鑑みて、さらに専門科目担当専任教員を採用するさいに、上記の仕組みを適切に活用していくことで、授業科目と担当科目の適合性を判断していく。

【根拠資料】

1. 「九州国際大学経済学部教員選考手続きに関する内規」第 5 条および第 7 条
2. 平成 22 年度経済学部担当科目一覧表

(国際関係学部)

【到達目標】

大学基準上必要な専任教員数を維持しつつ、国際関係学部の教育目標、教育課程に相応しい教員組織を整備する。

【現状説明】

国際関係学部の特任教員は 17 名から構成される。国際関係学部の教育課程には、3 学部共通の教養等の科目のほか、国際学・地域研究、言語学、ならびに経済学・商学等の学問領域があり、これら領域に相応しい専任教員を編制方針ならびに教育課程に沿って整備している。次の表は、専任教員 17 名について、主要な担当科目に基づき、どのような領域に何名の教員が配置されているか、まとめたものである。専任教員の過半数が国際学・地域研究と言語学・外国語の領域に配置されている。なお、一人の教員が共通科目と専門科目の双方を担当している場合などもあり、あくまでも主要な担当科目への教員配置という観点からまとめた表 3-4 であることを断っておく。

表 3-4 専任教員の主要な担当科目による配置表

教育課程の科目分野		
共通科目	人文科学系	—
	社会科学系	—
	自然科学系	—
	外国語	2 名
専門科目	国際学・地域研究	6 名
	言語学	5 名
	経済学・経済政策	2 名
	商学・会計学	2 名
特別教育科目		—
計		17 名

国際関係学部の教育課程のうち、共通教育科目および特別教育科目に配置されている授業科目は、他の 2 学部と共通の授業科目であり、他の 2 学部に所属する教員と分担して担当し、一部授業科目を非常勤講師に委嘱している。本学部所属の教員が担当しているのは、共通教育科目の主に英語、中国語、韓国語、インドネシア語などの外国語関連の授業科目である。6 名の教員がこれらの科目も担当している。その内訳は、英語 3 名、中国語 1 名、韓国語 1 名、インドネシア語 1 名、である。なお、英語 3 名のうち、1 名は教養教育科目群の人文関係の科目も担当している。また教職教科科目として特別教育科目に配置されている英語関連 3 科目のうち 1 科目を専任教員が担当しているが、2 科目を非常勤講師に委嘱している。

国際関係学部の教育課程の専門教育科目は、修学基礎科目群、基礎科目群、基幹科目群、展開科目群、国際言語科目群、特殊講義科目群、資格検定講座科目群、実務スキル科目群、実習科目群、プロジェクト研究科目群に分けられるが、基礎科目群の選択科目、展開科目、国際言語科目群の一部科目、実務スキル科目を除き、すべて専任教員が担当している。

修学基礎科目群は、学部の初年次教育を担う授業科目であるが、すべて専任教員が担当している。基礎科目群の必修科目（国際関係学入門Ⅰ・Ⅱ）に専任教員を配置し、6 つの地域の「国際事情」のうち、4 つは専任教員が担当しているが、残り 2 つ（アメリカとヨーロッパ）を非常勤講師に委嘱している。

基幹科目群については、4 科目のうち 1 科目（国際政治学）を法学部開講の科目に相乗りし、残り 3 科目は専任教員が担当している。

展開科目群 21 科目のうち、14 科目を専任教員が担当し、3 科目（国際金融論、国際物流論、国際マーケティング論）を経済学部開講の科目に相乗りし、残りの 4 科目（国際関係史、比較文化論、日本文化論、異文化コミュニケーション論）を非常勤講師に委嘱している。

国際言語科目群は英語系の一部科目を非常勤講師に委嘱している以外、すべて専任教員が担当している。

実務スキル科目群は、1 科目（簿記論）を除き、非常勤講師に委嘱している。

残りの科目群である特殊講義科目群、実習科目群、プロジェクト研究科目群はすべて専任教員が担当している。なお、資格検定講座科目群は、本学部が定めるエクステンション講座を修了した場合の単位認定のための科目である。

授業科目と担当教員の適合性については、専任教員については、採用人事において設置される人事委員会（教員資格審査委員会）において教育研究上の業績を審査し、担当する授業科目との適合性を判断している（「九州国際大学国際関係学部教員選考手続きに関する内規」第 7 条）。また、非常勤講師については、採用時に学部の教務委員会および全学の教務委員会において、教歴・研究歴および研究業績を勘案して、担当科目との適合性を判断している。

【点検・評価】

学部の教育課程にある学問領域に対応して国際系と外国語系のバランスをとりつつ専任教員を整備していることは適切である。学部の初年次教育、基本となる科目に専任教員を配置していることも適切である。

授業科目と担当教育の適合性についても概ね適切に判断する仕組みが整備されている。
「改善すべき事項」

共通教育科目と専門教育科目への専任教員の配置が、やや専門教育に傾斜しており、改善が望まれる。共通教育科目への専任教員の補充を優先的に実施することが適当である。

【将来に向けた発展方策】

2011（平成23）年度に向けて、共通教育科目の教養教育科目群を主として担当する専任教員担当人事を国際関係学部においても進める。

【根拠資料】

1. 「九州国際大学国際関係学部教員選考手続きに関する内規」第 7 条
2. 平成 22 年度国際関係学部担当科目一覧表

（大学院）

すべての専任教員は学部との兼担である。

（法学研究科）

【到達目標】

本研究科は、社会に開かれた教育、実践性を重視した教育方針の下で、必要な大学院法学研究科の教育・教員組織の編制方針に基づき、下記の形で整備していくことを到達目標とする。つまり、(1) 学部と大学院の連携に努めること、(2) 本学の理念等を具体的に推進

するため、また近年の学生の「多様化」にも対応できる教員組織の一層の整備に努めることである。

【現状説明】

上記の教員組織の編制方針に基づき、法学研究科の教員の構成は、2010（平成 22）年 4 月現在、大学院担当基準を満たした専任教員（法学部専任教員による兼任）12 名、客員教授（実務家）1 名、非常勤講師（他大学教授、実務家）4 名で組織されており、比較的豊富であり、研究科開設の理念、外部の期待および入学志願者のニーズに応えている。

法学研究科の担当教員は、「九州国際大学大学院担当教員資格審査規程」に定めてある一定の要件を充足した者の中から法学研究科委員会で選任された委員で構成される資格審査委員会における審査を経て研究科委員会で審議決定し、大学院委員会の承認を得る。

【点検・評価】

2009（平成 21）年 4 月に上記の「審査規程」を踏まえて「審査規程細則」が制定され、教員に求められる資質や能力について一層の明確化が図られ、そうした資格に基づき適正な配置がなされている点は評価できる。

「改善すべき事項」

教育組織強化の課題として、学部若手教員の登用、あるいは、本学の特任・客員教員の活用をはかる必要がある。また、今後多様化する学生のニーズに応える意味からは、学生のニーズに応じた専任教員の登用が望まれる。

【将来に向けた発展方策】

様々な先端領域を知悉した本学部若手教員をスタッフに加えることにより、学生の多種多様なニーズに応じていく。

【根拠資料】

1. 基礎データ「全学の教員組織」
2. データ集「専任教員個別表」
3. データ集「専任教員年齢構成」
3. データ集「専任教員の担当授業時間」
4. データ集「開設授業科目における専兼比率」
5. 「九州国際大学大学院担当教員資格審査規程」
6. 「九州国際大学大学院担当教員資格審査規程細則」

（企業政策研究科）

【到達目標】

専任教員を充実し教育研究の一層の発展を目標とする。

【現状説明】

編制方針に沿った教員組織の整備の問題は、研究科長が議長となる企業政策研究科委員会において審議決定されて行われている。また、教務委員や国際交流委員など 11 の各種委員を互選し、協議を行いつつ教育研究の連携を図っている。

教員の構成は、大学院担当の基準を満たした専任教員 10 名と客員教授 1 名、非常勤講師 5 名で構成されている。なお、専任教員の内訳は、経済学部兼任 8 名、国際関係学部兼任 2 名である。また、専任教員の年齢構成は、60 歳代 3 名、50 歳代 3 名、40 歳代 3 名、

30 歳代 1 名であり、偏りは少ない。女性教員は 1 名で、構成比は 10%である。

なお、企業政策研究科独自の研究組織は設けていない。これは、経済学部、国際関係学部の専任教員が本研究科の教員を兼担し、各教員が学部での研究組織を通して研究活動を行っているためである。

【点検・評価】

大学院研究科固有の募集・任免・昇任手続は存在しない。大学院の担当教員は、「九州国際大学大学院担当教員資格審査規程」の定めによって選任されている。なお、2009（平成 21）年度よりこの「審査規程」に加えて「審査規程細則」が定められていて、授業科目と担当教員の適合性およびそれを判断する仕組みは適切であり、その資格も明確化され、適正に配置されている点は評価できる。

「改善すべき事項」

企業政策研究科の教育研究体系は「企業政策」として集約されており、学際的な性格を持っているので、経済学部と国際関係学部、そして法学研究科の教員による相互の連携が図られて効果を上げてきた。しかしながら、ここ数年専任教員の数が減少しており、とくに経営政策関係科目の演習担当の専任教員はわずか 2 名であって、この点は改善すべきである。

【将来に向けた発展方策】

経営政策関係科目、とくに社会人学生の要望が強い「財務・会計」系列と、留学生からの要望が強い「経営・管理」系列の専任教員を充実させる。

【根拠資料】

1. 基礎データ「全学の教員組織」
2. データ集「専任教員個別表」
3. データ集「専任教員年齢構成」
3. データ集「専任教員の担当授業時間」
4. データ集「開設授業科目における専兼比率」
5. 「九州国際大学大学院担当教員資格審査規程」
6. 「九州国際大学大学院担当教員資格審査規程細則」

（別科日本語研修課程）

【到達目標】

日本語教育及び関連科目の教育を行う少人数教育組織を整備する上で、公正かつ適切な方法によって教員を募集・採用・昇任させることを目標とする。

【現状説明】

「九州国際大学別科日本語研修課程規程」第 5 条は別科長、専任教員、兼任教員、各学部から選出された教員各 1 名、国際センター事務室長からなる別科運営会議を置くことを定め、第 6 条は別科運営会議が教育課程に関すること、学生の身上に関すること、別科教員の人事に関すること、別科内の諸規程に関すること等を審議するとしている。採用に当たっては慣行として、大学において日本語教育に関する主専攻を修了し卒業した者、日本語教育能力試験に合格した者、または、420 時間以上日本語教育に関する研修を受講した者、のいずれかを持ち、チーム・ティーチングの経験を持つ者の中から別科長及び別科主

任教員が協議して候補者選考を行う。別科教員は、別科運営会議で承認された候補者を別科長が直接、設置法人の理事長に具申して採用する手続となっている。別科専任教員には教授、准教授、助教という職位が存在しない。

【点検・評価】

「改善すべき事項」

別科教員の人事についても大学教員の場合と同様の手続の厳格さが求められるという点から、これまで別科の人事に関する規程や内規類の制定や別科運営会議の審議における問題点を改善すべきである。

【将来に向けた発展方策】

別科運営会議において、別科教員の募集・採用・昇任に関する規程や内規類を整備し、教員資格審査等を公正かつ厳格に実施していく。

【根拠資料】

1. 「九州国際大学別科日本語研修課程規程」第5条および第6条

3-3 教員の募集・採用・昇格（昇任）は適切に行われているか。

（大学全体）

【現状説明】

教員の募集・任免・昇格（本学では「昇任」といい、以下「昇任」という。）に関しては基本的に、「九州国際大学教員資格審査規程」、「九州国際大学人事委員会規程」および各学部を整備されている「教員選考手続に関する内規」という学内諸規程に基づき実施されている。

まず募集については、学部人事委員会において検討される。そして教授会で原案が承認され、学部長より大学人事委員会に具申され、当委員会が全学部からの採用要請を全学的に調整する。人事委員会の承認を受けて、教授会が採用活動に入るが、募集は原則として公募である。応募者全員の論文・業績を互選により選ばれた論文審査委員が精査し、当該科目担当者として最も適切な候補者を全員一致で選出する。さらに教授会において、論文審査の主査より審査報告書が出され、採用の可否を審議し、教授会員の3分の2以上の出席で成立し、その賛否投票により、出席者の3分の2以上の多数による賛成をもって候補者の採用を決定する。

次に、昇任の場合は、毎年度、昇任候補者を学部内公募し、候補者による自薦のあった場合、募集と同様、論文審査委員が選出され、論文・業績の審査を行い、教授会において、論文審査の主査から主要論文の内容の報告等が行われ、教授会員の3分の2以上の出席で成立し、その賛否投票により、出席者の3分の2以上の多数による賛成をもって候補者の昇任を決定する。

ただし、教育課程表のうち学部を超えて履修が義務付けられている教養教育科目、外国語科目、教職科目などを担当する教員の任用・昇任人事は、最終的にはいずれかの学部委ねられている。

【点検・評価】

教員の募集・任免・昇任について、諸規程に則り、上記の手続を経て審議・決定される

点は適切である。また、採用・昇任の客観性・公平性は、教授会が審議していることから、十分に担保されていると考えられ、適正に運用されていると評価できる。

「改善すべき事項」

教養教育科目、外国語科目、教職科目などを担当する教員の採用・昇任人事については、いずれかの学部のみ任せではなく、全学の意向を十分に反映できる制度としていく。

【将来に向けた発展方策】

教養教育科目など、学部を超えて履修が義務付けられている科目を担当する教員の採用・昇任人事については、全学的な見地から教務部長が教養委員会や教務委員会などを活用してとりまとめた上で、人事委員会で発議可能な制度としていく。

【根拠資料】

1. 「九州国際大学教員資格審査規程」
2. 「九州国際大学人事委員会規程」

(大学院)

すべての専任教員は学部との兼担である。

(別科日本語研修課程)

【現状説明】

現状では、前述の「九州国際大学別科日本語研修課程規程」第5条および第6条のほかには、別科の教員の採用・昇任等に係る規程や内規類は存在しない。採用に当たっては慣行として、前述の者の中から別科長および別科主任教員が協議して候補者選考を行う。別科教員は、別科運営会議で承認された候補者を別科長が直接、設置法人の理事長に具申し採用する手続となっている。別科専任教員には教授、准教授、助教という職位が存在しない。

【点検・評価】

「改善すべき事項」

これまで別科の人事に関する規程や内規類の制定や別科運営会議の審議における問題点、別科長に人事委員会への出席権がない点、公募が行われていない点等は、改善していくべきである。

【将来に向けた発展方策】

別科運営会議において、別科教員の採用・昇任等に関する規程や内規類を整備し、教員資格審査等を公正かつ厳格に実施する。また、別科専任教員の昇任に関しては早急に職位の導入を行っていく。

【根拠資料】

1. 「九州国際大学別科日本語研修課程規程」第5条・第6条

3-4 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。

(大学全体)

【現状説明】

教員の資質の向上を図るためのファカルティ・ディベロップメント(FD)活動については、2008(平成20)年に設置したFD委員会の下、全学で組織的に取り組んでいる。教員研修会をはじめとする活動状況については、2009(平成21)年度以来、本学においても本格的なFDニュースを発行して情報の共有を図っている。また図書館にはFD・SD文庫を設置し、教職員に学習機会を提供している。

本学のFD活動は、年度初めに各学部・研究科の方針(アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー)に基づいて定められた活動FDの基本方針と達成目標に従い、詳細な実施計画を策定し、実行している。この結果は活動報告書としてとりまとめ、年度末にFD委員会にて審議し、次年度の計画に反映させるようにしている。

FD研修会については、外部講師による講演会形式にとどまらず、本学教員を講師とするシンポジウム形式でも実施している。後者の場合、学外でのFD関連シンポジウム等への出張報告を兼ねたもの、得てきた知見を発展させたもの、さらには担当している授業科目で行っている創意工夫などが紹介されている。

FD研修会は全学によるもののほか、学部単位でもしばしば開催されている。

FD研修は、学内のみならず、学外での合宿形式によるプログラムも実施している。

授業科目ごとの改善・改革を進めるため、授業評価アンケートの実施とその活用を図っている。授業評価アンケートは、全ての授業科目を対象に実施し、その結果を踏まえて授業改善に役立てている。非常勤講師を含むすべての教員に対して、科目ごとのアンケート評価結果および自由記入欄に対する「担当教員コメント」の作成を求めている。自由記入欄については、「良かったと思うこと」「改善すべきと思うこと」およびその他の欄を設けて、学生から「良かったこと」「改善すべきこと」の双方を記入できる用紙を用意している。

授業評価アンケートの結果については、総評とともに科目の分野別データ・評価を掲示板で公表するとともに、科目ごとの「担当教員コメント」をファイルに綴り、学務事務室で在学生が閲覧できるようにしている。また、アンケート結果を踏まえて、次学期の授業運営に反映させるため、学部長面談等を行い、次学期アンケート結果に改善が見られない場合は必要に応じて研修を行うことにしている。

授業評価アンケートについての「担当教員コメント」に加えて、「学部教育報告書」、「個人教育報告書」を年度末に作成し、当該年度の教育上の取り組みを点検・評価し、次年度の改善方法を定めている。学部教育報告書は、学部単位で留年者数・比率、退学者数・比率、単位付与率などの数値を算出するとともに、学部として取り組んだ教育改善とその成果、当該年度の教育上の問題点と次年度の対応策をとりまとめている。学部教育報告書でまとめている事項は、教養、外国語、資格の科目群についての取り組み状況についても作成している。後者の個人教育報告書は、専任教員が科目ごとにシラバス記載のねらい、達成目標、評価方法、教材、授業計画について点検・評価するもので、単位付与率のほか、当該年度の成果と問題点、次年度の改善方法についてまとめている。

【点検・評価】

FD活動のPDCAサイクルが循環するように、活動を点検評価し、次年度へ反映させる仕組みを整備していることは適切である。FD研修会を学外講師のみならず学内講師によって実施できるレベルまでに達していることは評価できる。研修会の内容についても、

授業運営に実際に活用できる手法の研修まで行っていることは、授業方法の改善・改革に直接連結するものとして高く評価できる。

授業評価アンケートについても、アンケート評価や自由記入欄に対する「担当教員コメント」の作成を通じて教員の担当科目の授業運営の「振り返り」や学生へのフィードバックを行う体制ができていることは評価できる。また自由記入欄は「良かったこと」「改善すべきこと」という長所・改善点の両面から学生の声を聞くことができるようになっているのは適切である。授業評価アンケートのデータの公表については、分野別の科目の平均値にとどまっており、個々の授業科目の評価結果についてもそのデータを公表するように整備することが課題となっている。

学部教育報告書や個人教育報告書を毎年作成し、当該年度の取り組みを点検・評価し、次年度の取り組みに反映させていることは評価できる。学部等の単位のみならず科目単位での取り組みを検証する仕組みができていることは適切である。

授業運営のさらなる創意工夫を図るために、これまでFD研修で実施した教育方法についての実践事例をFD研修会にフィードバックさせるなど、教育の現場で得た「実践結果」を踏まえたFD研修を実行する。

【将来に向けた発展方策】

個々の授業科目の評価結果について数値データの公表について取り組むとともに、FD研修と教育での実践、そのフィードバックを得た研修という、FD研修のPDCAサイクルを確立させる。そのために教育の現場での実践事例報告などの機会を増やして、FD研修と教育現場での実践とが有機的に結合するように取り組む。

学部単位、科目単位での教育改善の取り組みが全学的にも共有され、改善・改革のさらなる好循環が生まれるように「教育報告書」に基づくFD研修の機会なども積極的に設ける。

2010（平成22）年度にはとくに「講義のルールと点検・評価」の項目を定め、講義の方法改善に向けて取り組んでいく。

【根拠資料】

1. FDニュース 2009 年第 1 号～第 3 号

3-5 2009 年度FD研修会等の実施状況

2009年6月17日	初年次教育シンポジウム 「学生のモチベーションに火をつけるために」 講演「学生観と動機付け：仲間と学び合う喜び」（安永悟、久留米大学文学部） 報告「夢と現実のギャップと勉学に対するモチベーション」（三島重顕、九州国際大学経済学部） 報告「憩いの場としての入門演習」（高木康衣、九州国際大学法学部） 報告「グループワークと通じたゼミでの参加型学習」（藤井大輔、九州国際大学国際関係学部） 報告「Project Adventure 研修の成果」（山本啓一、九州国際大学法学部）
2009年9月26日	学部の取り組み 報告「大学教職員に情報共有による発展を目指して、初年次法学教育での取り組み」（徳永達哉、九州国際大学法学部）

	報告「経済学部における寄附講座の取り組み」（宮崎昭、九州国際大学経済学部） 報告「入門セミナーにおける初年次教育の取り組みについて」 （高橋和幸、九州国際大学国際関係学部）
2009年11月25日	初年次教育シンポジウム 「学生のモチベーションに火をつけるために」 講演「学びへの意欲を育てる教育」（奈須正裕、上智大学総合人間学部） 報告「ホテルマンと浮浪者」（中里彰、九州国際大学経済学部） 報告「運命共同体としてのゼミと教師の役割」（陳韻如、九州国際大学経済学部）
2010年2月12日～13日	初年次教育オフキャンパス・ミーティング
2010年3月8日～9日	フレッシュャーズ・ミーティング事前研修 （於、山口県徳地青少年自然の家 学生27名、教職員23名参加）
2010年3月24日	授業通信についての報告とワークショップ 報告「授業通信」（九州国際大学 法学部：山本啓一、安藤花恵、経済学部：島浦一博、国際関係学部：加藤和英） ワークショップ「学生のリテラシーを向上させるグループワークとは」 （中村博幸、京都文教大学 成田秀夫、河合文化教育研究所）

（大学院）

学部と連動しており、今のところ大学院としては独自のFD研修はとくに行っていない。

（別科日本語研修課程）

【現状説明】

前述した教員組織では、全教員が一堂に会する機会の設定が困難であるが、各学期に2回講師会を開催するほか、1クラスに関わる教員を4人程度として日々の連絡を密にしながら連続的な授業を行うチーム・ティーチングを採用し、教育の充実に努めている。

【点検・評価】

教員が日々の連絡を密にしながら教育を行っており、教育内容の一貫性が保証されている点は適切である。しかし、FD研修を行ったことがない、授業アンケートが実施されていない等の実情が象徴するように、組織的な取組が行われているとはいえない。

【将来に向けた発展方策】

チーム・ティーチングの利点を承継しつつ、授業アンケートの実施、研修会の開催等を早急に検討して、組織的に別科教員の資質向上を図るFD実施体制を導入していく。

第4章

教育内容・方法・成果

第4章 教育内容・方法・成果

【到達目標】

(大学全体)

大学学則第1条第1項にいうとおり、「教育基本法及び学校教育法に則り、個性の伸長と人格の完成を旨とし」、「専門的知識を教授し、北九州の地域に立脚し、国際的視野を持った理論・実践両面に明るい人材を養成する」という全学の教育目標を達成しうる教育を行うことである。

(法学部)

法学部では、学部の教育目標を実現するために、演習制度の充実をベースとするきめ細かな少人数教育を基本方針に、学生の授業評価や授業公開制度の導入等をはじめとするFD活動の推進、その他の取り組みによって教育内容・方法の充実に努める。

(1)教育課程については、基本的な法体系の理解と法的思考力の育成を中心としたカリキュラムの運営をしていく。

(2)入学生の基礎学力の強化を目指して、入学前教育・初年次教育の体系的な実施、基礎・専門教育科目の授業内容・方法の改善に努める。

(3)教育理念・目的、人材養成の目標を具体的に設定（達成数値目標、達成期限）して、教育力の強化を目指す。

(経済学部)

経済学部では、学部の教育目標を実現するために、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針を定めた上で、少人数教育を基本とし、初年次からの演習を必修として大学生に必要なリテラシーの習得を中心とした基礎的な教育を行っている。また専門教育を充実させつつ多様な学生のニーズに対応した教育を行うためのFD活動の推進や各種の取り組みを行っている。地域社会に貢献できるよう学生を成長させるために、次のような教育内容・方法の充実に努めている。

(1)入学前教育を実施しつつ、効果的な初年次教育を行うために入門演習を必修として20名以下のクラス編成を行う。

(2)専門教育の充実のために、FD活動の推進や教員を補助するステューデント・アシスタント（SA）制度の導入等を実施し受講学生の便宜を図る。

(3)地域社会に貢献できる人材の育成の観点から、インターンシップやボランティアなどを社会実習として設定し、学生の参加を支援する。

(4)外国人留学生の日本語能力を高めるために初年次の演習では特別クラスを編成して教育上の配慮を行う。

(5)学生の自主的な活動を支援し、社会人として必要となる自己表現能力の開発のためのプレゼンテーションの機会を提供する。

(国際関係学部)

国際関係学部では、学部の教育目標を実現するために、きめ細かな少人数教育を基本方針として、授業科目間の連携強化、基礎教育の強化と専門教育の充実、学生の状況とニーズに対応した教育を行うためのFD活動の推進、その他の取り組みによって、次のように教育内容・方法の充実に努める。

(1)教育課程との関連では、国際関係の知識を基礎、基幹、展開と段階的に学ぶことができるよう、①科目間の密接なる連携の必要性、②修学基礎科目群および基幹科目群担当者の学部での総専任化などに留意し、学部の教育力を強化する。

(2)入学前教育の実施に加え、初年次教育を充実させることで、カリキュラムにおける高・大の接続を強化するように努める。

(3)自主的学習能力、問題発見・解決能力、独創性やプレゼンテーション能力などの「社会人基礎力」の育成、および社会人として必要不可欠な基本スキルの指導に取り組む。

(4)多様な学修の機会を提供する観点から、インターンシップ、ボランティアなどの国内社会実習ならびに海外における語学実習や社会実習への参加を促すとともに、交換留学生制度の拡充・強化に努める。

(5)外国人留学生等への教育上の配慮については、日本語運用能力向上をはじめとして、確固たる指導体制の確立を目指す。

(法学研究科)

法学研究科の教育目標は、「九州国際大学大学院法学研究科規則」第 1 条の 2 において次のように定められている。

法学研究科の人材養成の目的は、「学修意欲に溢れる幅広い階層の者に対して理論研究の場を提供し、もって、社会の多方面で活躍しうる研究者、高度専門職業人を養成する」ことであり、この教育目標を実現することが目標である。

(企業政策研究科)

企業政策研究科の教育目標は、「九州国際大学大学院企業政策研究科規則」第 1 条の 2 において次のように定められている。

「本研究科の人材養成の目的は、学部の実学教育の伝統を基礎に置き高度専門職業人、すなわち専門的な企業実務能力を備えた人材を養成することであり、この目的を実現するために企業実務と企業を取り巻く外部環境に関する専門の教育研究を行う」ことであり、この教育目標を実現することが目標である。

(別科日本語研修課程)

別科は、本学に入学を希望する外国人に対し、修学上必要な日本語および日本事情等の教育をおこない、広い国際的視野にたち国際文化の交流に寄与できる有能な人材を育成することを目標とする。

初級から中級へと続く教育課程を体系的に編成し、大学生活に適応できる能力を持った学生を育成するために相応しい教育内容を提供する。

少人数教育を基本とし、学生の習熟度に応じた指導を行う。クラスには 4 人程度の教師が関わり連続した授業を行うチーム・ティーチング方式を採用し、毎日連絡をとり合い学生に関する情報を共有する。学部での授業を意識した実践形式の授業を取り入れる。

日本語能力試験 N 2 (旧 2 級) レベルの能力と、学部の授業に対応するために必要な実践能力を身につけた学生を育て、学生が日本の法律や文化、生活習慣への理解を深め、日本社会に順応できるよう導くことが目標である。

第1節 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

4-1-1 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。

(法学部)

【現状説明】

法学部は、「法律の専門的・体系的知識に基づく法的思考力を修得させ、もって理論実践両面に明るい人材を養成すること」を目的としており、この目的を達成するために、「法律の専門的・体系的知識に基づく法的思考力を修得させるとともに、フィールドワークを通じて実践力を獲得させ、もって地域の行政・企業分野において実務を遂行できる人材、及び企業活動に積極的に関与できる法律のプロフェッショナルを養成する」ことを教育目標としている。

このような教育目標に基づき、法学部としては、次の3つの学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を掲げている。

①社会一般で必要とされる基礎的な法律の体系を理解し、法律を使って考える能力を修得していること。

②グループで協力しながら問題を解決する態度、生涯学び続け成長し続ける意欲を修得していること。

③大学で学んだ知識を活用し、他人や地域社会に貢献する意識を修得していること。

【点検・評価】

法学部については、学則に明示された教育目標に基づき、3つの学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に示されており評価できる。とりわけ、勤労者教育と塾的精神という実学主義の建学の理念および現在の大学の状況をふまえて、「法律の専門的・体系的知識に基づく法的思考力」の具体的内容を、「社会一般で必要とされる基礎的な法律の体系を理解し、法律を使って考える能力」と規定したことは、評価できる。さらに、法に関する知的能力のみならず、「実践力」を涵養し、「地域の行政・企業分野において実務を遂行できる人材」を育成するために、学位授与方針において、グループによる問題解決能力や態度・意欲および他人や地域社会へ貢献する意識を重視している点も首尾一貫していると評価できる。

【将来に向けた発展方策】

法学部においては、教育目標に基づき学位授与方針を明示しているので、さしあたりこれについて再検討する必要はない。

(経済学部)

【現状説明】

経済学部の学位授与方針は次の3項目から構成されている。

- ① 経済学、経営学、会計学の知識を生かして社会を理解する能力を修得している。
- ② 社会における自らの高い使命感を持ち、社会人として成長し続ける能力を修得している。
- ③ 地域社会への貢献を目指し、良好な人間関係を構築するためのコミュニケーション能

力を修得している。

これは、学部の教育目標を示した本学学則第 1 条第 2 項(3)、(4)、(5)から導き出された方針であり、2010（平成 22）年 7 月 14 日および 7 月 28 日に開催された経済学部教授会で審議され、承認されたものである。また、上記の学位授与方針は大学ホームページ上においても公開されている。

【点検・評価】

経済学部では、学部の教育目標から導き出された学位授与方針を教授会で審議の上、承認している。現状の多様な学生に配慮しつつ、教育目標と対応・整合した学位授与方針となっている。また、学位授与方針が大学ホームページ上でも公開されていることは評価できる。

【将来に向けた発展方策】

経済学部の教育目標と学位授与方針は、定められたばかりであり、しばらくは修正する必要はないと思われるが、今後の社会の変化に対応しながら随時検証を行う。

（国際関係学部）

【現状説明】

国際関係学部では、複雑化したグローバリゼーションの時代に社会に貢献し、活躍できる人材を養成するために、教育目標を以下のように設定している。

(a) 国際教養と国際言語の教育を組み合わせ、積極的に情報発信ができるための知識と思考能力ならびにその手段を備えるなど、国際社会で活躍するために必要なグローバル・リテラシー（国際対話能力）の養成を重視する教育。

(b) 学際的かつ総合的な思考能力を重視する教育、つまり、ますます複雑化する現代的課題の把握・問題発掘・解決のための能力を高める教育。

(c) 少人数教育と実践的な教育の重視、つまり大学の教育理念等を踏まえて、学部においても少人数教育を基本とする 4 年間の一貫ゼミや理論と実践を重視する教育。

(d) 大学の教育理念等を踏まえ、東アジア諸国のみならず、欧米圏との国際交流を教育に組み込んだ、国際化への対応を重視する教育。

この教育目標に基づき、国際関係学部として社会的ニーズに合致した人材を育成するためには、国際教養や国際対話能力を修得させるだけではなく、社会人としての基礎的な能力を身につけさせる教育が不可欠である。これらを踏まえて、2010 年に以下のディプロマ・ポリシーが策定された。

(a) 国際社会に生きる自己や他者を理解するために必要な国際教養と、異文化に生きる人々を尊重し彼らと協調して国際社会に貢献するための能力を修得している。

(b) 国際コミュニケーションの手段として必要な、英語・韓国語・中国語を中心とした国際対話能力を修得している。

(c) 自ら課題を探究し、他者と協力しながら自律的、主体的に課題を解決するためのコミュニケーション能力と職業的自律を図るための能力を修得している。

【点検・評価】

国際関係学部では、学部の理念・目的に基づき、国際教養と国際言語を備えたグローバル・リテラシー教育、および社会人基礎力の育成という現代的ニーズに合致した教育目標

を設定している。ディプロマ・ポリシーは、こうした学部の教育目標を十分踏まえた上で整合性を図りつつ策定されており、適切である。

【将来に向けた発展方策】

学部の教育目標とディプロマ・ポリシーは社会のニーズを踏まえており、当面、修正する必要はないが、今後とも社会のニーズと学部教育が目指すべき点については検証を継続する。

(法学研究科)

【現状説明】

明確な教育目標との整合性をもたせつつ、学位授与方針に関しては、「九州国際大学学位規則」に基づいて明示されている。ただし従来、学位授与に関する基準は、これまで文章化されておらず、必ずしも明確ではなかったが、2009（平成 21）年 1 月の法学研究科委員会において、上記の教育目標にもとづき従来の基準を文章化し、「法学研究科学位論文等審査基準及び最終試験実施要領」として、「大学院学生便覧」に掲載して明示することにし、2009 年度以降入学した学生には、同便覧がすでに配布されている。

また、上記の学位授与方針を一層具体化するために定められた、前掲の研究科委員会で決定された法学研究科のディプロマ・ポリシー（学位授与に関する基本方針）によれば、①「法律・政治の分野における高度専門職業人として必要な知識を修得」し、②「法律・政治に関する研究テーマを主体的に研究し、生涯のライフワークにつなげるように」し、③「法律・政治に関する高度専門知識を修得するとともに、地域社会や国際社会に還元する力を身につけるようにする」ことが研究科の学位授与方針とされていて、修得すべき学修成果の明示が具体的になされている。

【点検・評価】

高度専門職業人として必要な高度専門知識を主体的に修得するために、学位審査基準が明確化され、修得すべき学習成果が明示されている。

2008（平成 20）年度以降はそれに基づいて、審査が進められたことは、学位審査の客観性・透明性を確保するという点で評価される。

修士論文の審査および最終試験の主査は、研究指導教員が務めているが、副査 2 名の教員との合議ということで審査の客観性は十分確保されている。学位授与の審査および手続きは厳正に行われており、毎年有為な修士号取得者を社会に送り出している点は評価される。

法学研究科の学位そのものの価値を高めるためにも、学位審査基準の客観性・透明性を確保する方策をさらに検討すべきである。

【将来に向けた発展方策】

高度専門職業人による高度専門知識の修得の結晶である修士論文審査および最終試験について、審査の透明性、客観性を確保する。そして、法学研究科委員会では、2010 年度以降、中間報告制度を充実するために、代替措置を含め、一工夫具体的に講じていく。

(企業政策研究科)

【現状説明】

学位授与方針は、まず大学院学則の第3章「学位の授与」の第17条および第18条において定められており、これを受けてさらに「九州国際大学学位規則」で具体的な事項が定められている。また、論文審査基準や最終試験（修士論文の口頭試問）の実施要領は、「企業政策研究科学位論文審査基準及び最終試験実施要領」でより詳細に定めており、いずれも毎年発行している「大学院学生便覧」に掲載し学生に配布している。

【点検・評価】

入学時の履修ガイダンスにおいて、この便覧を活用して丁寧な説明を行っている点は適切である。しかしながら、育成すべき人材像が必ずしも明確ではなく、ディプロマ・ポリシーの再検討が必要である。

【将来に向けた発展方策】

必修科目である企業政策研究Ⅰ、Ⅱのテキスト作成を通じて、研究科の理念やディプロマ・ポリシーを全教員で検討し明確にする。

(別科日本語研修課程)

【現状説明】

別科では1年間の修学期間のうち前半の半年を初級、後半の半年を中級と位置づけ、学生の習熟度に合わせた体系的な授業を設定している。週17時間の授業のうち日本事情・英語以外は、総合日本語として文法・語彙・読解・聴解・会話の科目が密接に絡んだ連続的な授業を行っている。単位修得のための試験は上記の各科目で別に実施している。2010（平成22）年度は入学者50名のうち45名が初級時に所定の成績を修め中級に進級できている。

別科に1年以上在籍し、32単位中28単位以上を修得した者には別科の修了証書が授与される。

教育目標、修了条件および教育課程の編成・実施方針は募集要項に明記されており、ホームページでも公開されている。

【点検・評価】

初級・中級で明確な目標を掲げ、総合日本語として連続的な授業を行い、目標達成できている面では評価できる。成績評価は定期試験の成績に平常点を考慮して決定されるが、専任教員、クラス担任が話し合いの上、公平に決定できている点は適切である。

【将来に向けた発展方策】

定期的に目標や教育課程、実施方針の検討を重ねている点は評価できるが、受け入れる学生のレベルに合わせ、教育課程の実施方針を見直す。

4-1-2 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。

(法学部)

【現状説明】

法学部は、上記の教育目標に基づき、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）として、次の3つを掲げている。

①法律を学ぶ面白さを知り、法律全般に対する興味関心を持たせたいうえで、基本的な法

体系を理解し、法律を使って考えられるための法的思考力を養成すること。

②教員や学生同士の人間関係を中心とした全人格教育を行うとともに、課題に対して主体的・能動的に取り組む姿勢を持たせ、知識の創造的性質、実践的性質を理解させる。そのために、プレゼンテーションや協同学習を重視すること。

③学生自らが、資格取得やキャリアプランに関する目標を設定し、達成しようという意欲を養成する。そのために、カリキュラムに留まらず、さまざまな支援策を組み合わせること。

【点検・評価】

法学部の教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）については大学学則の教育目標に基づいており、さらに、学位授与方針と完全に軌を一にしている。つまり、学位授与方針と同様 3 つから構成されていて、内容的にもそれぞれの趣旨が完全に一致しており評価できる。

【将来に向けた発展方策】

法学部では、教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているので、学位授与方針と同様に、これらについてさしあたり再検討の必要はない。

（経済学部）

【現状説明】

経済学部の教育課程の編成・実施方針は、2010（平成 22）年 7 月 14 日開催の経済学部教授会で審議のうえ承認されたものであり、教育目標に基づいて次の 3 項目から構成されている。

①現実社会の事象を独自に分析できるように科目を基礎、発展、応用と順序だて、経済学、経営学、会計学を体系的に修得させる。

②社会において役立つ資格取得やキャリア形成について目標を自ら設定し、スポーツ指導者の資格取得を目指すなど目標の実現に向けて努力する場を提供する。あわせて簿記検定や経営学検定をはじめとする資格試験の合格に向けて支援する。

③コミュニケーションとプレゼンテーションの能力を高め、人間関係を構築するトレーニングの場として演習を重視し、また卒業研究を学修の総括として位置づける。

以上の方針については、大学ホームページ上で公開されている。また修得すべき学習成果については、卒業研究を学修の総括として位置づけている。

科目区分、必修・選択の別、単位数等の明示については、学生に配布する学生便覧のなかで「(別表 2) 経済学部経済学科（昼間主コース・夜間主コース）授業科目及び配当年次表」および「経済学部経営学科（昼間主コース・夜間主コース）授業科目及び配当年次表」としてまとめられている。科目区分としては、共通教育科目、専門教育科目、特別教育科目の 3 区分がある。特別教育科目はキャリア教育科目、教職教科科目、法律科目などである。共通教育科目として教養教育科目群から 22 単位以上、外国語科目群から 12 単位以上、専門教育科目から 78 単位以上、合計で 124 単位が卒業に必要な単位数と定められている。必修科目については、その旨の表示がある。

【点検・評価】

経済学部の教育目標と教育課程の編成・実施方針は教授会でその整合性について慎重に

議論され、承認された。教育目標と教育課程の編成・実施方針は整合性が取れた形で明示されていると評価できる。また、修得すべき学習成果については、卒業研究を学修の総括として適切に位置づけている。

教育目標および教育課程の編成・実施方針の適切性についての定期的な検証については、定められてからまだ日が浅いということから今後の課題である。

【将来に向けた発展方策】

教育目標および教育課程の編成・実施方針の適切性については社会の変化に対応しながら随時検証を行っていく。

(国際関係学部)

【現状説明】

国際関係学部の教育目標に基づいて編成された教育課程（カリキュラム）は、2009年3月の文部科学省への届出・受理を経て、2009（平成21）年4月から運用している。2010（平成22）年度には、学部の教育目標を実現し、ディプロマ・ポリシーに基づく人材を育成するために、カリキュラム・ポリシーが以下のように策定された。

(a)国際関係学で扱われる政治・経済・社会・文化の諸分野に関する専門科目を体系的に学習することで国際教養を身につけ、国際社会に貢献する能力を養成する。

(b)英語・韓国語・中国語を中心とした外国語の運用能力を高め、地域の事情を学ぶとともに、海外での体験などを通して異文化理解を深めながら、国際社会で活躍するための対話能力を養成する。

(c)演習、実習などを通じて学生の自律的、主体的な取り組みを促し、コミュニケーション能力、課題の発見・探求能力および社会人としての基礎力を養成し、将来の職業的自立のために必要な能力を養成する。

【点検・評価】

国際関係学部のカリキュラムは、学部の教育目標に基づき編成されている。カリキュラム・ポリシーについても、具体的かつ明示的に定めており、カリキュラムとの整合性もとれた適切なものとして評価できる。ただし、学生のニーズや実態を踏まえた改善措置は引き続き必要である。

【将来に向けた発展方策】

国際関係学部のカリキュラム・ポリシーは、教育目標およびディプロマ・ポリシーに基づいた概ね適切なものであるが、学生のニーズや実態をより反映し、モチベーションを向上させるために、2010（平成22）年度には、学部における新カリキュラム検討のためのワーキンググループを立ち上げ、カリキュラムの再編を進めてきた。2011（平成23）年度から運用予定の新カリキュラムは、初年次教育の拡充と新コースの設置による進路の明確化を図る。

(法学研究科)

【現状説明】

大学院共通の教育課程の編成・実施方針については、大学院学則第5条で「修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要す

る職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする」旨を受けて、前掲の「研究科の目的」にそった編成の明示が整合性を持った形でなされている（大学院学則第 12 条）。

「企業関係」・「行政関係」といった科目区分、必修・選択の別、単位数等はすべて、九州国際大学大学院学則の〔別表 1〕「法学研究科教育課程表」にそれぞれ整合的に明示されている。

【点検・評価】

教育目標と学位授与方針とに整合性があり、適切である。

「改善すべき事項」

開設して 15 年をすでに経過し、科目区分、必修・選択の別、単位数の見直しの時期にきている。

【将来に向けた発展方策】

教育目標と学位授与方針との整合性を引き続き高めていく。

教育課程の実施にあたっては、企業政策研究科との単位相互互換制の導入により、法学研究科の学生は、企業政策研究科の講義履修も可能になったが、この制度をさらに実効性あるものにするためにも、両研究科の時間割作成においても可能な限り調整を行っていく。

【根拠資料】

1. 「九州国際大学大学院学則」

（企業政策研究科）

【現状説明】

大学院共通の教育課程の編成・実施方針は、大学院学則第 2 章「教育課程、授業科目、単位及び履修方法」において定められている。さらに、「九州国際大学大学院企業政策研究科規則」および「九州国際大学学位規則」に従って実施されている。

研究科において修得すべき単位数は、研究指導教員が担当する講義科目 4 単位、演習 4 単位および研究指導 4 単位、さらに企業政策研究Ⅰ・Ⅱ（必修で各 2 単位）を含め、合計 32 単位以上である。また、修士論文を提出しようとする者は課程修了の 1 年前までに、大学院学則の第 12 条（別表 2）に定める授業科目を 20 単位以上修得していることが定められている。

講義および演習の内容はあらかじめ授業概要（シラバス）に示され、このシラバスに沿って授業が行われている。そして、単位の認定は研究科規則の第 6 条にしたがい、筆記または口述試験、もしくは研究報告によって行われている。また、授業科目の成績評価は研究科規則の第 7 条に定められており、①優 80 点以上、②良 70 点以上 80 点未満、③可 60 点以上 70 点未満、④不可 60 点未満、を基準にしている。

なお、大学院基準第 14 条に定める教育方法の特例により、両研究科とも夜間等の時間を活用して教育が行われている。

【点検・評価】

教育課程の編成・実施方針が明確に規定されており、また学生に周知しているところは評価できる。とくに、必修科目である企業政策研究Ⅰ、Ⅱにおいて、企業政策の体系性について説明しており、学生とともに教育課程の編成を論議している。

【将来に向けた発展方策】

養成すべき人材養成の観点（ディプロマ・ポリシー）から、現行のカリキュラムを再点検し、授業科目との整合性を検討する。

【根拠資料】

1. 大学院設置基準
2. 「九州国際大学大学院学則」
3. 「九州国際大学大学院企業政策研究科規則」

4-1-3 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員および学生等）に周知され、社会に公表されているか。

（法学部）

【現状説明】

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針は、教授会で審議されるとともに、FD委員会で絶えず確認され、その検討の結果が教授会へフィードバックされていることで、大学構成員に周知されている。

さらに、これらの方針は、本学のホームページに記載され、インターネットを通じて本学学生および広く社会に公開されている。

【点検・評価】

法学部の教育目標、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーは、基本的に周知されている。

「改善すべき事項」

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員および学生等）に周知され、社会に公表されているかという点であるが、現状では、大学構成員の中の教員には周知されていると評価できる。しかしながら、すべての職員へ周知徹底されているとは断言できない。通常、学部の諸方針は教授会で審議・決定されるため、これが職員の隅々にまで浸透するには時間がかかるし、工夫も必要となる。また、学生等への周知も、「2010 学生便覧」には十分な記載がなされているとはいえず、それ以外の方法でも周知徹底すべきである。

【将来に向けた発展方策】

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針を大学構成員に周知するためには、たとえば、教授会のみならずFD委員会の審議結果が速やかに公表されるような工夫が必要である。また、学生等への周知に関しては、単に「2010 学生便覧」の記載を充実させるだけでなく、履修登録や成績表配布の際、保護者相談会において十分な説明をしていく。

【根拠資料】

1. 「2010 学生便覧」

（経済学部）

【現状説明】

経済学部の教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針は、大学ホームペ

ージ上で公開されている。また、教育目標は大学学則第 1 条第 2 項(3)、(4)、(5)として学生便覧に記載されているが、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針は学生便覧には記載されていない。

【点検・評価】

経済学部在教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針は、大学ホームページ上で公開されていることから社会に公表されていると評価できる。

「改善すべき事項」

学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が冊子形態で表出されていない点は、大学構成員への周知の観点から、改善の余地がある。

【将来に向けた発展方策】

学生便覧または「経済学部履修ガイド」に学位授与方針および教育課程の編成・実施方針を記載する。

【根拠資料】

1. 大学学則第 1 条第 2 項(3)、(4)、(5)
2. 「経済学部履修ガイド」

(国際関係学部)

【現状説明】

国際関係学部在教育目標、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーは、ホームページ上に掲載することにより、教職員、学生に周知すべく努めるとともに、社会一般に公表されている。入学志願者に配布する“START BOOK”で教育の特長や身につく力、履修コースなどを説明しているほか、新入生および教職員に配付する「履修ガイド」のなかで、学習目標、カリキュラムの科目群ごとのねらい・学習内容などを解説している。

【点検・評価】

国際関係学部在教育目標、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーは、新入生を除くと、ホームページ上の掲載に留まっている。在学生への周知は入学時に限られていることから、2 年次生以上の在学生に対しても周知していく。

【将来に向けた発展方策】

今後は、学部の履修登録時などの場を活用して、より広く周知させていく。

【根拠資料】

1. START BOOK
2. 「履修ガイド」

(法学研究科)

【現状説明】

「大学院学生便覧」・「大学院案内」や大学のホームページなどの周知方法により、大学構成員や社会に公表されている。

【点検・評価】

「大学院学生便覧」・「大学院案内」や大学のホームページなどの周知方法により、大学構成員や社会に適宜公表されていて、有効でありかつ適切である。

【将来に向けた発展方策】

上記の周知方法をよりわかりやすいものに更新していく。

「大学院学生便覧」・「大学院案内」や大学のホームページなどの周知方法により、最新の情報を大学構成員や社会に公表し、周知していく。

【根拠資料】

1. 「2010 年度 大学院学生便覧」
2. 「2010 大学院案内」

(企業政策研究科)

【現状説明】

毎年発行しているパンフレット「大学院案内」やホームページにおいて、教育目標や教育課程表などを記載しており、広く社会に公表している。また、大学院学則、「九州国際大学大学院企業政策研究科規則」および「九州国際大学学位規則」、さらには「企業政策研究科学位論文審査基準及び最終試験実施要領」などが「大学院学生便覧」に記載され学内の教職員や学生に周知している。

【点検・評価】

「大学院学生便覧」や大学のホームページなどの周知方法は基本的にわかりやすいので、適切である。

【将来に向けた発展方策】

「大学院学生便覧」や大学のホームページなどの周知方法をよりわかりやすいものに更新していく一方で、広報活動を強化していく。

【根拠資料】

1. 「2010 年度 大学院学生便覧」
2. 「2010 大学院案内」

4-1-4 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。

(法学部)

【現状の説明】

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性を検討するのは、法学部に関する事項の場合、法学部教授会の役割である。本学は、2009（平成 21）年度から導入した警察官・消防士・自治体職員の育成を目指す「リスクマネジメントプログラム」と、司法書士、宅地建物取引主任者等の国家資格取得を目指すための「資格取得・不動産管理プログラム」という二つの教育プログラム（コース）を運営しつつ、上記の方針等を不断に検討・検証している。

【点検・評価】

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性についての定期的な検証については、すでに現状でも十分になされており、教育課程の小幅な改革が順調に遂行されているので、この路線を維持する。

【将来に向けた発展方策】

今後も定期的な検証を継続するとともに、上記方針の見直しを含めた検討を行う。

(経済学部)

【現状説明】

経済学部の学位授与方針および教育課程の編成・実施方針は 2010（平成 22）年に定められたものであり、まだ策定から時間の経過が浅いため、検証を行ってはいない。

【点検・評価】

社会および時代の変化に対応して、教育目標も含めて各々の方針も定期的な検証を行うべきであり、改善の余地が残されている。

【将来に向けた発展方策】

2011 年度中に、教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について経済学部ワーキング・グループを立ち上げて検討に入る。

【根拠資料】

1. 「学生便覧 2010」

(国際関係学部)

【現状説明】

毎年度の自己点検・評価のなかで、定期的に検証している。教育目標、学位授与方針に基づく教育課程の編成・実施方針については随時学生のニーズなどを踏まえて、学部内にワーキンググループを設置してその適切性を検証し、必要に応じて改善・改革措置をとっている。

【点検・評価】

自己点検・評価活動で検証するとともに、学部のワーキンググループで検証し、必要な措置を講じていることは適切である。

【将来に向けた発展方策】

今後とも継続的に検証し、必要な改善・改革措置を講じていく。

【根拠資料】

1. 「学生便覧 2010」

(法学研究科)

【現状説明】

定期的な自己点検・評価については法学研究科委員会で随時検討を行っているが、大学院全体としては十分には制度化されておらず、その制度化の徹底が今後の課題である。

【点検・評価】

法学研究科としては、研究科委員会でこの問題を随時取り上げていて適切である。

「改善すべき事項」

研究科委員会で取り上げる以外には、定期的な自己点検・評価は大学院全体としては十分には制度化されておらず、その制度化の徹底が喫緊の課題である。

【将来に向けた発展方策】

法学研究科として定期的な点検をさらに行っていくために、大学院も大学とともに検証を行う制度として構築していくことを検討する。

【根拠資料】

1. 「2010 年度 大学院学生便覧」

(企業政策研究科)

【現状説明】

標記の適切性については、まず教務委員会や長期構想委員会などの専門委員会において検討され、基本的に毎月一回行われる企業政策研究科委員会において検証されることになっている。

【点検・評価】

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性の検証は、各種委員会や研究科委員会の会議体で随時行っているものの、これを集約した報告書等の作成はできておらず、検討課題になっている。

【将来に向けた発展方向】

これらの適切性を計画的に検証し問題点の摘出や課題設定など、企業政策研究科委員会において継続的に行う。

【根拠資料】

1. 「2010 年度 大学院学生便覧」

第 2 節 教育課程・教育内容

4-2-1 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

(法学部)

【現状説明】

法学部の教育課程は、1991（平成 3）年 7 月の大学基準改正以後、従来の法律学科に加え、2001（平成 13）年 4 月から発足した総合実践法学科の設置の際に検討、実施されたものを基礎に、数次の改正を経て今日に至ったものである。そして 2009（平成 21）年度入学からは、総合実践法学科の募集停止にともない開講科目のスリム化をはかった新たな教育課程を展開させている。この教育課程の特色は、教育課程の編成・実施方針①②③に基づき、自主性をもって幅広く多くのことを学べるばかりでなく、リーガルマインドの涵養によって、問題解決能力を修得し、学生の将来の多様な志望職種をかなえる体系になっていることである。

法学部の教育課程は、各区分にしたがって、以下のような科目が配当されている。

(a) 共通教育科目は、教養教育科目群、外国語科目群、留学生科目に分けられる。教養教育科目群は 22 単位以上選択修得（必修 2 単位を含む）することになっており、専門分野を学ぶために欠かせない教養を高め、社会に対する幅広い視野を身につけるという観点から、人文、社会、自然、実技、総合の 5 分野からカリキュラムが編成されている。教

養科目群の必修科目は、「キャリアデザイン（2単位）」である。

(b) 外国語科目群は、「英語Ⅰ（2単位）」、「英語Ⅱ（2単位）」の合計4単位を必修としている。その他に「実用英語Ⅰ・Ⅱ」、「総合英語Ⅰ・Ⅱ」、「英会話Ⅰ・Ⅱ」、「フランス語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」、「ドイツ語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」、「中国語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」、「韓国語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」、「インドネシア語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」、「語学実習A・B」を設け、そのうち8単位以上を選択修得することになっている。

(c) 留学生科目は、外国人留学生に対して、日本をより理解させるとともに、日本語能力の向上を図り、これを代替履修することによって、履修上の負担の軽減を図るために設置されている。日本事情科目の単位は、教養教育科目の単位を修得したものとし、日本語科目を修得した単位は、外国語科目の単位として振り替えることができる（「外国人留学生に対する授業科目履修方法の特例に関する規程」）。

(d) 専門教育科目は、専門科目群、特殊講義・実習群、資格講座群、演習群に分けられる。専門科目群は、リーガルマインドをつけさせ、将来の様々な志望職種にあわせたより効率的な法律学習の効果を学生に与えるために、従来の「基本科目」、「専門科目」といった区分をやめ、どの学年でどの法律を学習すればよいかを明らかにしようと、学年ごとに履修すべき科目を発展学習的に配置している。いわば、法律学科としての全般的な履修モデルを教育課程の中に実現したものである。たとえば、1年次では「法律学入門」、「憲法Ⅰ・Ⅱ」、「民法総則Ⅰ・Ⅱ」などの基本的科目を配置しながら、2年次では「行政法総論Ⅰ・Ⅱ」、「物権法」、「債権総論Ⅰ・Ⅱ」などといった発展的な科目を配置し、3年次以降では「地方自治法」、「環境法Ⅰ・Ⅱ」、「知的財産権法」などのより専門的、特殊な法律科目を配置している。また、特殊講義・実習群では、法律の理論ばかりでなく、理論に基づいた実践力を学生に身につけさせるために、「法政特殊講義」、「社会実習」を配置している。専門科目群・特殊講義・実習群で、64単位以上を選択修得することになっている。

(e) 資格講座群では、法律系資格の取得を勧奨するため、資格取得対策講座としての「法職・資格講座」を配置し、2単位以上を選択修得することになっている。

(f) 演習群では、従来からの「入門演習」、「基礎演習」に加えて、2年連続の持ち上がり履修を前提とした「専門演習A・B」（Aは3年次、Bは4年次履修の演習。2011（平成23）年より運用）を設け、上級生と下級生が相互に啓発し学び合う学習体制を構築している。そして、「入門演習」、「基礎演習」では、学生にプレゼンテーション大会の参加を義務付けている。演習群からは、12単位以上を選択修得することになっている。

(g) その他、共通教養科目、専門教育科目といった要卒科目とは別に、学生のキャリア形成、資格取得を支援するための特別教育科目がある。

特別教育科目は、就職活動に必要な就職試験対策やビジネスマナー学習を含んだキャリア教育科目、法学部のリスクマネジメントプログラム（コース）用の科目群であるリスクマネジメント科目、スポーツ指導員資格を取得するための副専攻用の科目群であるスポーツ指導員科目、教職免許取得に必要な他学部科目をまとめた教職教科科目に分けられている。特別教育科目の取得単位は、学生のキャリア形成、資格取得の支援と負担軽減のため、卒業要件単位の中に組み入れられる。

法学部の教育課程は、下表のように編成されている。

表 4-1 2009 年度以降の法学部法律学科のカリキュラム構成

授業科目群の名称		卒業に必要な単位数
共通教育科目	教養教育科目群（４９）	22 単位以上
	外国語科目群（３０）	12 単位以上
	（留学生科目）（６）	
専門教育科目	専門科目群（７０）	64 単位以上
	特殊講義・実習群（８）	
	資格講座群（５）	2 単位以上
	演習群（５）	12 単位以上
特別教育科目	キャリア教育科目（５）	12 単位以上
	リスクマネジメント科目（１１）	
	スポーツ指導員科目（１９）	
	教職教科科目（１２）	

（注 1）表中の（ ）内の数値は開設されている総単位数、「卒業に必要な単位数」は各科目群についての合計である。

（注 2）特別教育科目のキャリア教育科目の取得単位を教養教育科目群の卒業要件単位に算入することができ、また特別教育科目のリスクマネジメント教育科目の取得単位およびスポーツ指導員科目の取得単位 20 単位までを専門科目群、特殊講義・実習群の卒業要件単位に算入することができる。

さらに、2009（平成 21）年度より、地域社会のニーズおよび学生の進路の実態に鑑み、公務員や不動産関連職を目指して地域社会の発展や安全・安心に貢献したいという意欲をもつ学生を対象として、下記のようなリスクマネジメントプログラム（コース）および資格取得・不動産管理プログラム（コース）を開設している。

リスクマネジメントプログラム（コース）開設科目

■1 年	■2 年	■3 年	■4 年	■進路
入門演習	リスクマネジメント 総論 企業とリスク 社会とリスク 自治体とリスク (各 2 単位) リスクマネジメント 実習(1 単位)	リスクマネジメント各論Ⅰ リスクマネジメント各論Ⅱ リスクマネジメント特論Ⅰ リスクマネジメント特論Ⅱ グローバルリスク (各 2 単位)	採用試験受験	警察官 消防官 幹部自衛官 一般公務員 刑務官 等
リスクマネジメント入門 (2 単位)				

資格取得・不動産管理プログラム（コース）配当授業科目

■1 年	■2 年	■3 年	■4 年	■進路
入門演習	基礎演習	専門演習 A	専門演習 B	

民法総則Ⅰ・Ⅱ 親族法 相続法 (各2単位)	物権法 担保物権法 債権法総論Ⅰ・Ⅱ 契約法総論 契約法各論 不法行為法 (各2単位)	不動産特別法 Ⅰ・Ⅱ 不動産規制法 Ⅰ・Ⅱ 税法総論 税法各論 登記法Ⅰ・Ⅱ 登記法書式Ⅰ・Ⅱ 法政特殊講義受 講(各2単位) ○宅地建物取引 主任者試験受験	○各種試験 受験	宅地建物取引主 任者、管理業務 主任者、マンシ ョン管理士、行 政書士、司法書 士、不動産鑑定 士など
---------------------------------	---	--	-------------	---

【点検・評価】

法学部の教育課程は、法的な基礎知識から専門的・体系的知識の修得、さらにはそれに基づく法的思考力まで学年ごとに段階的につけさせる専門科目群を設けている点で、教育課程の編成・実施方針①に基づくとともに、理論を基礎とした実践力を学生に身につけさせる特殊講義・実習群を設けている点で、教育課程の編成・実施方針②に基づいており、教育課程を体系的に編成していると評価できる。また、資格講座群、リスクマネジメントプログラム（コース）、資格取得・不動産管理プログラム（コース）の配置は、教育課程の編成・実施方針③に基づく体系的な編成と評価できる。

【将来に向けた発展方策】

法学部では、さらなる教育改革に取り組んでいく。

【根拠資料】

1. 「学生便覧 2010」

（経済学部）

【現状説明】

経済学部の教育課程は、経済学部の教育課程の編成方針・実施方針に基づき、教養を身につけるための共通教育科目、専門として専攻とする経済学や経営学などを学ぶ専門教育科目、キャリア形成や資格取得を目指す学生を支援するための特別教育科目として下記のとおり体系的に構成されている。

表 4-2 2010 年度の経済学部経済学科の教育課程構成

授業科目群の名称		卒業に必要な単位数
共通教育科目	教養教育科目群(49)	22 単位以上
	外国語科目群(30)	12 単位以上
	(留学生科目) (6)	
専門教育科目	基礎的科目 A 群(17)	58 単位以上

	発展的科目 B 群(15)	20 単位以上
	応用的科目 C 群 (10)	
	特殊講義・実習群 (15)	
	演習群 (7)	
特別教育科目	キャリア教育科目 (5)	
	スポーツ指導員科目 (19)	
	教職教科科目 (13)	
	法律科目 (7)	
	経営科目 (20)	

表 4-3 2010 年度の経済学部経営学科の教育課程構成

授業科目群の名称		卒業に必要な単位数
共通教育科目	教養教育科目群 (49)	22 単位以上
	外国語科目群 (30)	12 単位以上
	(留学生科目) (6)	
専門教育科目	基礎的科目 A 群 (15)	58 単位以上
	発展的科目 B 群 (19)	
	応用的科目 C 群 (11)	
	特殊講義・実習群 (15)	
	演習群 (7)	20 単位以上
特別教育科目	キャリア教育科目 (5)	
	スポーツ指導員科目 (19)	
	教職教科科目 (18)	
	法律科目 (6)	
	経済科目 (20)	

(注 1) 表中の () 内の数値は開設されている科目数、「卒業に必要な単位数」は各科目群についての合計である。

(注 2) 卒業要件単位数は 124 単位以上であり、表中の単位数に加えて、自由履修単位として 12 単位以上修得する必要がある。自由履修単位とは、学生が、自己の興味や進路にあわせて科目を自由に選択して修得するもので、経済学部開設の共通教育科目及び専門教育科目の授業科目(修得した授業科目を除く)から自由に選択できる。また、教職課程の履修者のみ、特別教育科目の教職教科科目の修得した単位を自由履修単位の卒業要件単位に算入することができる。

(注 3) 特別教育科目のスポーツ指導員科目の取得単位 20 単位までを基礎的科目 A 群、発展的科目 B 群、応用的科目 C 群、特殊講義・実習群の卒業要件単位に算入することができる。

共通教育科目としては基本的に法学部と同様に、教養教育科目群、外国語科目群、留学生科目がそれぞれ置かれている。

専門教育科目は、経済学科および経営学科に専門科目を編成したものであり、基礎的科

目A群、発展的科目B群、応用的科目C群、特殊講義・実習群、演習群に分けられる。

基礎的科目A群は、「経済数学入門」、「ミクロ経済学入門」、「マクロ経済学入門」等1年次および2年次に修得することが望ましい入門的な科目を配置した。発展的科目B群は、「経済学史概説」、「社会政策概論」、「アメリカ経済論」等2年次から3年次にかけて修得することが望ましい科目を配置した。応用的科目C群は、「現代マクロ経済学」、「金融論」、「計量経済学」等3年次から4年次にかけて修得することが望ましい科目を配置した。学年進行に沿って順次、基礎、発展、応用と順序良く履修することで学生が無理なく体系的に学修できるように配慮している。特殊講義・実習群は、特殊講義、ビジネス実習、国内社会実習、海外社会実習、フロンティア特講を配している。特殊講義では、寄附講座や経営学検定対策講座等を行なう予定であり、フロンティア特講では高い学力を備え更なる知識修得を希望する学生向けに「金融のフロンティア」を開講する。

演習群は、少人数・双方向の授業科目であって最も重視している科目群である。1年次の「入門演習Ⅰ」、「入門演習Ⅱ」は必修であり、2年次の「経済演習Ⅰ」、「経営演習Ⅰ」、3年次の「経済演習Ⅱ」、「経営演習Ⅱ」、4年次の「卒業研究」というように入学から卒業まで一貫して演習を教育研究の枢要として位置づけており、担当者はすべて専任教員としている。なお、経済学や経営学の専門分野ではなく広く教養的な知識を身に付けるために「総合演習Ⅰ」、「総合演習Ⅱ」（選択）を2・3年次に設けている。経済学科の学生は「経済演習」か「総合演習」のいずれかを選択でき、経営学科の学生は「経営演習」か「総合演習」を選択できる。「総合演習」は共通教育科目の専任教員によって担当され、科目の性格上経済学科、経営学科に横断的に開設されている。

特別教育科目は、キャリア教育科目、スポーツ指導員科目、教職教科科目、法律科目、経営科目（経営学科にあつては経済科目）に分けられる。

キャリア教育科目は、学生にキャリア教育を行なうことで社会人としての意識の育成を目指すものである。スポーツ指導員科目は、副専攻課程であるスポーツ課程の科目を配置している。教職教科科目は、教育職員免許状授与の所要資格を得させるための課程における科目を配置している。法律科目、経営科目（経営学科にあつては経済科目）は、自由履修単位の科目の一つとして配置され、12単位まで卒業に必要な単位として算定される。

経済学部教育課程の特徴の一つは、副専攻課程としてスポーツ課程を開設したことである。これは、現代の多様な学生の入学を反映して、勉学だけではなくスポーツ活動にも意欲ある学生のニーズに対応したものである。スポーツを通じて地域に貢献したいという学生のために、財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者の資格を取得するために必要な講習・試験の全部または一部免除を可能とする科目をスポーツ指導員科目として特別教育科目に配置した。

【点検・評価】

経済学科、経営学科ともに演習を必修にして基礎教育を行い、また教養教育科目および外国語科目も配して教養を深めるべく企図している。さらに、専門科目についても基礎、発展、応用と配置しており、学年進行に沿って順次無理なく修得でき、かつ学生の自主的な判断に基づいて専門性を深める体系になっていることは評価できる。

「改善すべき事項」

地域社会に貢献できる人材を養成するという観点から体系的か新たなコースの実体の

見極めとともに、今後の課題である。

【将来に向けた発展方策】

経済学部では 2011（平成 23）年度から新たに開始される各学科のコースに対応したカリキュラムの編成について検討を行っている。特別教育科目を整理し、キャリア教育科目をキャリア科目として教養教育科目群に移動させる。また、専門教育科目に関連的科目D群を新たに置き、法律科目を特別教育科目から関連的科目D群に移動させる。

【根拠資料】

1. 「学生便覧 2010」

（国際関係学部）

【現状説明】

(a)必要な授業科目の開設状況

国際関係学部の教育課程の編成・実施方針に基づき、必要な授業科目を開設している。具体的には既述のカリキュラム・ポリシーの3つの柱に対応する科目群を次のとおり体系的に整備している。

カリキュラム・ポリシー（主要点）	主として対応する教育科目群
政治・経済・社会・文化の諸分野に関する専門科目の体系的な学習	基礎科目群、基幹科目群、展開科目群
英語・韓国語・中国語を中心とした外国語の運用能力、海外での体験	国際言語科目群、外国語科目群 実習科目群
演習、実習。将来の職業的自立のために必要な能力	プロジェクト研究科目群、実習科目群、実務スキル科目群、資格検定講座科目群、キャリア教育科目

(b)順次制のある授業科目の体系的配置

国際関係学部のカリキュラムは幅広い知識や能力を身につけるための共通教育科目と、専門とする学問分野に関係する科目としての専門教育科目、さらにキャリア形成、資格の取得を目指す学生を支援するための特別教育科目から構成されている。

国際関係学部の専門教育科目では、初年次に「修学基礎科目群」において大学での学びに必要な学習スキルや社会科学を勉学する際に必要な基礎知識を学習するほか、「基礎科目群」において国際関係学の基礎を学習する。その上で2年次以降に、より専門的な授業科目を無理なく学べるよう、順次制のある授業科目が体系的に配置されている。すなわち、国際関係学の基本的科目を履修した上で、英語、韓国語、国際関係学という3つの専門的分野のいずれかに重点を置きながら、より専門的な科目を履修するという体系化ができて

いる。

外国語科目に関しても、英語科目についてはプレイスメント・テストを実施し、能力別のクラス編成を行っている。また英語以外の外国語科目についてはグレード制を採用し、順次制のある体系的な授業配置がなされている。

(c)専門教育・教養教育の位置づけ（学士課程）

国際関係学部では、国際教養を身につけ、英語およびアジア言語という複数の言語を駆使してグローバルに活躍できる人材を育成するために必要な専門教育、および教養教育を行っている。

教養教育は、専門分野を学ぶために必要な教養を高め、社会に対する幅広い視野を身につけるために不可欠なものとして位置づけられ、共通教育科目のなかの教養教育科目群(人文、社会、自然、実技、総合の5分野からなる)として、1年次から履修できるよう科目が配置されている。共通教育科目として配置されている外国語科目群(英語、フランス語、ドイツ語、中国語、韓国語、インドネシア語)については、教養教育的なものとして位置づけられると同時に、英語、韓国語、中国語、およびインドネシア語は、関連する専門教育科目の基礎としても位置づけられている。

国際関係学部における専門教育は、修学基礎科目群、基礎科目群、基幹科目群に配置されている基本的科目を国際関係学の土台とし、その上に主に2・3年次対象の科目として、国際関係学系の専門的科目からなる展開科目群と、英語系および韓国語系からなる国際言語科目群の3分野に分けて科目を配置している。

【点検・評価】

必要な授業科目は開設できており、開設されているすべての授業科目については、順次制が考慮され、十分体系的に配置されていると評価できる。また専門教育・教養教育は、国際関係学部が目指す人材を育成できるよう適切に位置づけられている。しかし、多様なニーズに応えるためには、語学を中心とした現行のゆるやかな2コース制を拡充し、学生のモチベーションをより向上させるようなカリキュラムに再編する。

【将来に向けた発展方策】

国際関係学部では、2011(平成23)年度からさらなる初年次教育の充実と、新コース設置による進路の明確化を目指し、改編したカリキュラムを導入する。

【根拠資料】

1. 「学生便覧 2010」

(法学研究科)

【現状説明】

法学研究科の教育課程は、法学研究科の教育課程の編成・実施方針に基づき、法学の基本的科目を網羅し、かつ関連する法律科目を配置し、講義と演習という二つの方法で教授することで、高度の専門性を教授研究する体制を整え、幅広い視野とともに総合的判断力を兼ね備えること、また、学生は指導教員の担当科目および演習を軸に履修するとともに、2年次には、指導教員の下で研究指導の科目を受け、修士論文を作成することによって、社会で活躍する高度な専門的知識を備えるばかりではなく、創造性に富む思考能力を養っていくことを旨として体系的に編成されている。

教育課程は、「企業関係科目」と「行政関係科目」の講義・演習科目および「研究指導」で構成される。必要な授業科目の開設状況をみると、企業関係科目には民法、商法、国際取引法、労働法、知的財産法、民事訴訟法に関する科目などが配置され、行政関係科目には憲法、行政法、刑法、刑事訴訟法、環境法、税法、自治体行政論、比較政治論、中国法に関する科目などが配置されている。それぞれの科目は基本的には講義(特殊研究)と演習

からなっている。順次では高順位に位置する憲法、民法、刑法、商法等の基幹的な法律分野のみならず、順次性はやや低い周辺の法律科目の内容も充実させており、学生の専攻科目のみならず周辺の法律科目を幅広く修得できるように配慮されている。

上記のいずれの科目も4単位であり、修士課程修了にあたっては、研究指導教員の担当する講義科目、演習および研究指導の合計12単位を含め32単位以上を修得し、かつ修士論文の審査および試験に合格する必要がある。ただし、研究指導教員以外の演習科目については1科目4単位に限り講義科目の単位として振り替えることができる。

【点検・評価】

法学研究科の教育課程は、法学の基本的科目を網羅し、かつ関連する法律科目を配置し、講義と演習という二つの方法で教授することで、高度の専門性を教授研究する体制が整えられており、幅広い視野とともに総合的判断力を兼ね備えるよう配慮されている点は適切である。

他方において、学生は指導教員の担当科目および演習を軸に履修するとともに、2年次には、指導教員の下で研究指導の科目を受け、修士論文を作成することによって、社会で活躍しうる高度な専門的知識を備えるばかりではなく、創造性に富む思考能力を養うことにも繋がっている点は評価できる。

法学研究科は、法学部の上に成り立っており、その意味で、学部との関連も十分意識されており、学部から進学してくる学生に十分に対応しているばかりでなく、労働法、税法および国際取引法等の科目配置は、社会人や留学生に対する配慮もなされていることも適切である。

「改善すべき事項」

2009（平成21）年度から、法学部にリスクマネジメントコースおよび資格取得・不動産管理コースの教育プログラムが用意されたが、法学研究科においても法学部の二つの教育プログラム（コース）との関連をどのようにして図るかという課題がある。法学研究科が法学部の上にある以上、その二つのコースとの関連、具体的には、その二つのコースを修了した学生の研究科としての受け皿を今後検討する必要がある。

【将来に向けた発展方策】

2009（平成21）年度から法学部にリスクマネジメントコースおよび資格取得・不動産管理コースが用意されたが、本学法学部の上にある法学研究科としてもその二つのコースの受け皿を具体化していく。

【根拠資料】

1. 「2010年度 大学院学生便覧」

（企業政策研究科）

【現状説明】

企業政策研究科では、その教育目的である「学部の実学教育の伝統を基礎に置き高度専門職業人、すなわち専門的な企業実務能力を備えた人材を養成」し、「この目的を実現するために企業実務と企業を取り巻く外部環境に関する専門の教育研究を行う」という規定（「九州国際大学大学院企業政策研究科規則」第1条の2）に従って、企業経営や企業実務に関する科目群（経営政策関係科目）と企業の外部環境に関する科目群（企業環境関係

科目)、そしてこの二つの科目群を統合する企業政策関係科目、さらに法務に関する関連科目の四つの分野を次のように体系的に編成して授業科目を設置している。

企業政策研究科の授業科目（2010 年度）

＜経営政策関係科目＞

経営管理研究	経営戦略研究	経営財務研究	人事戦略研究
マーケティング研究	物流システム論研究	情報管理論研究	企業会計研究
財務諸表研究	管理会計研究	税務会計研究	国際取引研究
外国為替研究	経営政策演習		

＜企業環境関係科目＞

日本経済研究	金融論研究	公共経済研究	租税論研究
福祉政策研究	労働経済研究	地方財政研究	地域経済史研究
国際経済研究	環境論研究	環境経済研究	環境法研究
環境監査研究	企業環境演習		

＜企業政策関係科目＞

企業政策研究Ⅰ	企業政策研究Ⅱ	企業政策特殊研究Ⅰ	企業政策特殊研究Ⅱ
---------	---------	-----------	-----------

＜関連科目＞

契約法特殊研究	会社法特殊研究	労働法特殊研究	知的財産権法特殊研究
自治体行政論特殊研究			

＜研究指導＞

【点検・評価】

企業政策という教育科目を、基本的には経営政策関係科目と企業政策関係科目によって体系化していることは評価できる。しかしながら、専任教員の異動に伴う補充人事が進んでいないため、ここ数年閉講となっている科目があり、改善する必要がある。

【将来に向けた発展方策】

ディプロマ・ポリシーとの関連で授業科目のそれぞれについて、達成目標を明確にするとともに、専任教員の補充を行うことによって開講科目数を増やしていく。

【根拠資料】

1. 「2010 年度 大学院学生便覧」

4-2-2 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。

（法学部）

【現状説明】

法学部のカリキュラムは幅広い知識や能力を身に付けるための共通教育科目と、基本的な法体系の理解のもと、法的思考力を身につけさせることを目標とする専門教育科目、さらにはキャリア形成、資格取得を目指す学生を支援するための特別教育科目から構成されている。

法律学科の専門科目では、上記の目標を達成するために、学年ごとに履修すべき科目を発展学習的に、すなわち基本的な科目から発展的な科目へと配置している。

専門教育科目の「専門科目群」は、学生に法律に対する興味を喚起させた上で、基本的な法体系の理解のもと、(法律を使って考えるという)法的思考力を身につけさせるために設けられ、「特殊講義・実習群」は、法律の理論ばかりでなく、理論に基づいた実践力を学生に身につけさせるために設けられている(教育課程の編成・実施方針①)。この科目配置は、学則第1条第2項第1号(法学部の理念・目的)に沿うものである。こうした法学部の理念・目的の達成は、専門教育の前提となっている基礎的な科目を学ぶ共通教育科目の修得なくしてはありえない。また専門教育科目の「資格講座群」は、学生に資格取得やキャリアプランに関する目標を設定させ、その目標を達成しようという意欲をもたせる教育を行うという教育目標のために設けられている(教育課程の編成・実施方針③)。専門教育科目の「演習群」も、課題に対して主体的・能動的に取り組む姿勢をもたせて、知識の創造的性質・実践的性質を理解させるという教育目標のもとに設けられている(教育課程の編成・実施方針②)。

さらに法学部では、リスクマネジメントプログラム(コース)、資格取得・不動産管理プログラム(コース)が開設されており、リスクマネジメントプログラム(コース)開設の趣旨は、①社会的ニーズが高いリスクマネジメントについては、法学部出身者がもつリーガルマインドによる対応だけでは不十分であり、理論的・実践的な知識が必要であること、②社会的ニーズを考慮すれば、リスクマネジメントに対する知識や考え方や問題解決型の発想力を持つ学生を生み出す意義は非常に高いことに基づくものである。そこから、プログラム(コース)の目標としては、長期的な視野のもとで、組織や地域を取り巻くさまざまなリスクを把握し、事前に合理的な対策を立案することで危機発生を回避し、危機発生時の損失・被害の極小化をめざす、いわゆる「リスクマネジメント」に関する理論的・実践的な知識を持ち、企業、行政、警察、消防、自衛隊等の分野において活躍できる人材を育成することである。

また資格取得・不動産管理プログラム(コース)開設の趣旨は、本学の塾的精神に基づいた教育方針(実務のレベルで役立つ理論を教授する)を、生活の三大要素のひとつである不動産に関連して実現しようとするものである。そこから、プログラム(コース)の目標としては、不動産に関する勉強を通じて、具体的な自己の目標を意識して、学習を続ける意欲を持続し、就職や更なる資格取得に繋ぐこと、そして、その過程で、専門的・体系的知識に基づく法的思考力を修得させ、理論実践に明るい人材、地域社会で活躍できる人材を養成することである。

これらのプログラム(コース)は、法的思考力を修得させるとともに、実践力を獲得させ、もって地域行政・企業分野で実務を遂行できる人材、および企業活動に積極的に関与できる法律のプロを養成するという法学部の目的(大学学則第1条第2項(2))を実現しようとするものであり、教育課程の編成・実施方針③に基づくものである。

【点検・評価】

こうした専門科目群、特殊講義・実習群のほかに、様々な学問を学ぶための教養教育科目群、国際社会で通用する人材を育成するための外国語科目群、および特別教育科目を設け、それらの組み合わせのもと教育課程を構成するとともに、リスクマネジメントプログ

ラム（コース）、資格取得・不動産管理プログラム（コース）を開設することで、法学部の教育課程は、大学基準第 19 条第 2 項の「学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮」した内容になっていると評価でき、教育課程の編成・実施方針①②③に基づき、課程に相応しい教育内容を提供しているといえる。

【将来に向けた発展方策】

今後、教育課程の大幅な改訂を行う。その改訂では、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーの整合性を図るという観点から、入試広報、教務、就職対策の各委員の中から法律専門の精鋭を選びすぐってワーキング・チームを編成し、法学部長および副学部長のもとで、法学の伝統を活かしつつ現代にマッチした革新的教育改革プランを練りあげる。

また、上記のような 2013（平成 25）年度からの教育課程の大幅な改訂を目指しながら、2011（平成 23）年度は、「法律学入門」の少人数クラス化と必修化、「民法入門」の新設・必修化、リテラシー教育の強化をねらった「教養特殊講義 5・6」の新設・必修化、「法政特殊講義 2」以降の開講年次の引き下げなどを教授会で審議決定したうえで実施し、抽象的で一般的な教育課程の編成・実施方針を常に具体化してきており、今後も、具体的な教育課程等の成果から一般的なこれらの方針の妥当性を検証する。

【根拠資料】

1. 大学設置基準第 19 条第 2 項
2. 「学生便覧 2010」

（経済学部）

【現状説明】

経済学部の教育課程の編成・実施方針は、次の 3 項目から構成されている。①現実社会の事象を独自に分析できるように科目を基礎、発展、応用と順序だて体系的に修得させる。②目標を自ら設定し、その目標の実現に向けて努力する場を提供し、あわせて資格試験の合格に向けて支援する。③演習を重視し、また卒業研究を学修の総括として位置づける。

経済学部の教育課程は、経済学科と経営学科の二つの専門課程によって成り立っており、共通教育科目は両学科とも同じである。

経済学科の専門課程では、経済学の各分野を理論、歴史、政策の三つに大別して科目を配置し、学生の経済的知識習得に体系性を持たせている。例えば、理論分野ではミクロ経済学入門、ミクロ経済学、マクロ経済学入門、現代マクロ経済学などを配し、学生に理解しやすいように配当年次を変えるなど順次性のある体系的配置を行っている。

経営学科の専門課程では、経営学の各分野を簿記・会計、経営学、商学の三つに大別して科目を配置している。たとえば、簿記・会計分野では、1 年次に簿記論入門、簿記論を配することで早いうちから簿記・会計の基礎知識を習得させ、2 年次以降に会計学や財務会計論を配することで順次的に体系的な理解を可能としている。

【点検・評価】

経済学科および経営学科の各授業科目を順次性のある科目として体系的に配置しており、各々の専門課程の教育内容としては相応しいものといえる。

【将来に向けた発展方策】

2011（平成 23）年度で現行の教育課程が 4 年目を迎えることになるので、改訂の必要性等について検証するワーキンググループを立ち上げる。

【根拠資料】

1. 「学生便覧 2010」

（国際関係学部）

【現状説明】

国際関係学部の教育課程は幅広い知識や能力を身につけるための共通教育科目と、国際教養を身につけ、外国語の運用能力を高めることを目標とする専門教育科目、さらにはキャリア形成、スポーツ指導員や教員免許等資格取得を目指す学生を支援するための特別教育科目から構成されている。

共通教育科目は、既述のとおり教養教育に相応しい授業科目を提供している。この科目群において、特に「キャリアデザイン」（必修科目）、「情報処理 A・B」を 1 年次配当科目として開講し、キャリア設計のための自己発見と情報リテラシーの修得を目指している。

共通教育科目と併行して、初年次から専門教育科目を系統的かつ段階的に学習できる授業科目を整備している。修学基礎科目群では、高校から大学への円滑な移行を支援し、大学での学習方法、国際関係の基礎的知識を学習しつつ、国際関係を学ぶ学習モチベーションを高めることを目標に、必修科目として「入門セミナー」と「基礎セミナー」が開設されている。「入門セミナー」は少人数クラスで編成され、「聴く・読む・話す・書く」といった「知的スキル」の修得に重点を置いている。そしてゼミとしての一体感や学生と教員との信頼関係を構築することも重視し、主体的に学ぶ雰囲気を作り学習のモチベーションを高めていくことを目指している。また、今年度からは「入門セミナー」において「未来履歴書」を導入することで、1 年次から進路について考える機会を与えている。他方、「基礎セミナー」は、オリジナルテキスト「もっと知りたくなる国際関係学」を使用して双方向授業を行うなかで、専門科目を学ぶために必要な基礎知識を修得することを目指している。

基礎科目群では、国際関係の基礎を学習するための入門科目として必修の「国際関係学入門」と、アジアおよび欧米の事情に精通するための「国際事情」科目が配置されている。

2 年次配当の基幹科目群では、国際関係学部のコアである専門学問分野を学習し、国際関係学の基本知識の基盤を確立する科目が配置されており、展開科目群では、国際関係学で扱われている個別分野の専門知識を学習する。国際言語科目群では、グレード制を取り入れている。英語系科目については、基礎力・応用力を段階的に身につけることを目標に体系化されており、韓国語系科目については、基本的なコミュニケーション能力を身につけることを目標に科目が配置されている。特殊講義科目群では、学部が独自に提供するキャリアプランや最新の話題などを学ぶことができるように、学生の興味や関心、要望などを踏まえつつ科目が開講されている。資格検定講座科目群は、エクステンション講座の受講や語学検定試験の受験を奨励し、進路目標を達成する可能性を高める観点から単位認定する科目群であり、特殊講義科目群と同様にキャリア教育との連携を図っている。

なお、入学前の導入教育については、推薦入学試験や A O 入学試験の合格者を対象に、

業者と提携した入学前教育を実施し、さらに 2010（平成 22）年度より九州国際大学付属高校からの合格者を対象とした入学前教育を学部教員が中心となって企画・実施している。これらを通して、後期中等教育から高等教育へのスムーズな移行を図っている。

【点検・評価】

共通教育科目は教育目標に沿った形で配置されており、学生が幅広く学べる教育内容を提供していることは評価できる。国際関係学部の専門教育科目は、高校から大学への円滑な移行を配慮した初年次教育に始まり、系統的かつ段階的に専門学問分野を学習できるよう科目を提供しており、学部の学士課程教育にふさわしい内容として評価できる。今後は、共通教育科目との有機的なつながりを持たせることで、さらなる教育効果が期待できる。また、コース設定がゆるやかであるため、履修モデルのより一層の周知化をはかるとともに、学生のニーズに応える新たなコースの設置が必要である。

「入門セミナー」および「基礎セミナー」は大学教育への円滑な移行のために不可欠な授業科目となっており、かつ大学での学習に必要なスキルを指導する内容となっているので評価できる。「入門セミナー」は学生の生活指導の場ともなっており、学生支援室とも連携した入門セミナー担当者会議の設置で、学生が発するシグナルをいち早く感知して対応し、教員相互で情報を共有するシステムが構築され、一定の効果を上げている。しかし、「入門セミナー」の担当学生は 15 名前後であるため、多様な学生のすべてに対してきめ細かな対応をすることは難しい。そのため、学部の主要専門科目の担当者間での情報の共有化や、より少人数を対象にした指導体制を確立することが求められている。

【将来に向けた発展方策】

学士課程教育において、共通教育科目と専門教育科目を有機的に結合させること、キャリア教育や初年次教育も含めた複合的な視点でとらえることが重要であるため、学部横断的担当者会議などでさらに議論し、適切な措置を講じていく。

「入門セミナー」を高・大の接続としてより効果的なものとするために、入門セミナー担当者会議をさらに充実させる。また、2011（平成 23）年度に超少人数ゼミ「夢カフェ」を新設し、よりきめ細かな学生指導の実現を目指すとともに、学生のキャリア意識の形成も図っていく。さらに、双方向コミュニケーションをはかるコーチングを取り入れた「PC English Training」を必修科目として導入することで、学部の初年次教育を有機的に運用し、拡充する。

また 2011（平成 23）年度から新カリキュラムを導入し、初年次教育を拡充するとともに、新設する 2 つのコースを含めた 4 コースで体系的に学べるようにして、より充実した教育を提供できるようにする。

【根拠資料】

1. 「学生便覧 2010」

（法学研究科）

【現状説明】

授業科目は、講義（特殊研究）、演習および研究指導から構成されているが、このうち、講義（特殊研究）および演習は判例を中心とした事例研究（ケースメソッド）やディスカッションを通じて法律的素養を涵養できるように配慮されている。2 年次においては研究指導

教員による演習・研究指導を通じて修士論文を作成することになる。

なお、専門分野の高度化に対応した教育内容を提供しているが、ただし、最近は順次性のやや低い授業科目で受講生が1名で閉講されるものも少なくない。

法学研究科は、学士課程の法学部の伝統を基礎に設置されており、研究科専任教員は、全員が本学法学部の専任教員でもあり、教育課程の面でも学士課程と大学院研究科との連結も十分できている。

【点検・評価】

開講された授業科目は、高度な専門的な教育内容を保持している点は評価できるが、閉講になる授業科目をできるだけ少なくしていく。

【将来に向けた発展方策】

授業科目数を適正に確保し、演習を含めて、充実した指導が行われているが、未開講の授業科目を隔年でも開講できるように工夫する。

【根拠資料】

1. 「2010 年度 大学院学生便覧」

(企業政策研究科)

【現状説明】

2008（平成 20）年度より企業政策研究の理念をより明確にし、また企業政策研究の統合化を図るべく、新たに企業政策関係科目（企業政策研究Ⅰ、企業政策研究Ⅱ、企業政策特殊研究Ⅰ、企業政策特殊研究Ⅱ）を設置して企業政策研究Ⅰ、企業政策研究Ⅱを必修にした。さらに、流通研究の重要性に鑑み、2009（平成 21）年度より新たに物流システム論研究を設置して経営政策関係科目の充実を図っている。

【点検・評価】

企業政策研究科の教育課程は、企業の経営政策に狭く限定するのではなく、企業を取り巻く社会環境、世界環境とともに研究する学際的、総合的な性格を有している。昨今、厳しく問われている企業の社会的責任、CSR はまさしく、こうしたアプローチが有効であり適切であることを示している。また、企業政策の研究会を継続的に行って、その統一テキスト作成に向けた取り組みも行われている。なお、企業政策研究Ⅰの初回の講義において研究科の教員全員が出席し、学生と共に教育内容の説明と意見交換を適切に行った。

「改善すべき事項」

企業政策をめぐっては未だに方法論を始めとして議論が錯綜しており、また学生の修士論文が企業政策の研究と乖離しているケースもあり、企業政策の理念が徹底していない点は改善すべきである。

【将来に向けた発展方向】

企業政策の研究会を今後とも継続し、統一テキストの充実を図る。また、留学生の論文作成能力を向上させるためのプログラムを作成し実施する。

【根拠資料】

1. 「2010 年度 大学院学生便覧」

(別科日本語研修課程)

【現状説明】

初級は日常生活に必要な基本的な日本語の学習、中級は読解・文章表現を中心に、やや高度な日本語能力の獲得を目指す学習内容となっている。

科目の構成は別科規程に則り、日本語は 14 科目からなり、修了単位としては、英語・日本事情の両科目と併せて、計 32 単位中 28 単位以上が必要である。日本語科目は「文字・語彙Ⅰ・Ⅱ」、「文法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」、「読解Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」、「聴解Ⅰ・Ⅱ」、「作文Ⅰ・Ⅱ」、「会話Ⅰ・Ⅱ」に分けられており、総合教科書を用いて一貫した連続的な授業が行われている。

日本事情の授業は日本語の授業との連続性を持ち、かつ学部進学の準備段階としての役割も担っている。また屋外学習としてバスハイク、福岡見学、工場見学等も行っている。

【点検・評価】

教育課程は、日本語習得のプログラムとして標準的なものであり、2009（平成 21）年度入学者 58 名のうち 53 名（約 91%）が 2010（平成 22）年度に進学を果たしていることから、妥当であると評価できる。体験や見学は学生の日本理解への大きな助けになっていると評価できる。

「改善すべき事項」

1 年間という短い期間の中で成果をあげなければならないため、プログラムの密度が高くなるので、基礎学力に問題のある学習者に対する適切な対策を講じる。

【将来に向けた発展方策】

多角的な知識を養うために、必要に応じた体験的プログラムは継続して取り入れる。

また、今後の学生の傾向を見極め、現在扱っている学習項目を見直し基礎力の充実に時間を割く。

【根拠資料】

1. 「学生便覧 2010」

第 3 節 教育方法

4-3-1 教育方法および学習指導は適切か。

（大学全体）

【現状説明】

本学は、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針に基づき、教育目標の達成に向けた授業形態を採用している。すなわち、大学学則「第 7 章 授業科目及び単位」において、講義および演習ならびに実験、実習および実技ごとに 1 単位の計算法が示されている。大学基準第 22 条に定められた「一年間の授業期間」に基づき、毎年度の学年歴では、定期試験を含めずに 1 セメスター 15 回の授業回数が確保されている。

本学の講義等は大学基準第 24 条にいう「授業を行う学生数」を十分考慮した「適当な人数」で行われている。

また、「中期実行計画」を受けて、本学では、授業・教育方法の検証と改善・改革に努め、教育方法および学習指導の適切性を担保すべく、下記の手法の導入が図られている。つまり、①レディネス（教育準備性）の確認、②学生の履修や学習に配慮した時間割の固定化、

③各授業科目における適切な目標設定と授業方法・内容での工夫、④成績評価と教え方に関する分析、⑤講義における単位取得率や理解度調査の実施、⑥T A ・ P S の導入の可能性の検討を順次実践している。

さらに、学生の一層の主体的な学習を促すことを目的として、上記の「中期実行計画」の第1年度である2008（平成20）年度より単位制度の趣旨を踏まえて、履修登録単位数の上限を改定した。教育における授業と事前・事後の準備学習・復習を併せた学習時間を従来よりも多く確保することにより、単位制度の実質化を図っている。

本学では「セメスター制」が採用されているが、その趣旨を説明すると、年度半期ずつの2期に分けることで、通年科目よりも半期という短期間の修得を可能にするとともに、秋入学生の履修にも配慮し、秋卒業の道をひろく切り開いているが、完全セメスター制は原則として採用されていない。

現在、履修できる科目合計単位数は各セメスター24単位以内としている。これは、卒業に必要な総単位数124単位（年間平均31単位）に対してやや多いが、各セメスターの不合格科目を考慮して、年間48単位、各セメスター24単位を上限としたものである。

各人が1週間に授業を受講して学習するには限界があるため、上限を超えて登録することは認められていないが、この範囲に含めない科目として教職などの資格科目がある。

上限単位の設定を厳しくしたことにより、履修科目登録数が制限され、大学設置基準で定められた授業時間外に必要な学習等の時間を確保する体制を整備することができた。また、学生にはシラバス等を利用し、履修計画をきちんと立てるよう指導している。

履修指導は、1年次生に対しては、入学式後に全学部とも共通の大学生活に関する一連のガイダンスのなかで、修学（履修含む）に関するガイダンスを行い、その徹底を図っている。また、学部（学科）単位で1泊2日のフレッシュャーズ・ミーティング（新入生への学外オリエンテーション）を実施し、学部別の履修指導も行っている。その指導内容は、学生の学修意欲の促進を期して、履修順序、履修モデルの提示から、各授業科目の指導にまで及んでいる。

在学生に対しては、全学部とも共通の日程で各学期の開始前に各学部・年次別に履修指導を2回にわけて時間を十分とって実施している。1回目に前学期の成績通知書の配付とともに、時間割表、履修ガイドなどを配布し、卒業要件や必修科目などの重要な科目の履修を説明している。その際、個別具体的な質問が受けられるように学務事務職員のみならず、教員である教務委員も出席し、履修に関する個別の相談も受けられるように配慮している。

資格課程（教職・司書・司書教諭）については、別途それぞれの課程でオリエンテーションを実施して、当該学生に必要な科目を履修するように適切な指導を行っている。

その他、履修指導の徹底という点では、欠席の多い学生を把握し、演習教員による担当学生の個別指導や、カウンセラーによる特別の指導を行うなど、学生の実態を考慮した重層的な履修指導を行っている。

また、授業形態は、講義、演習、実技、実習のほか、グループ討議、プレゼンテーションなど、授業内容に適した教育方法で授業を展開している。多様な授業形態を採用することで、学生の授業への主体的な参加を促しており、双方向的な授業が基本的に保証されている。

本学の教育信条の一つである「一人ひとりを育てる教育」の実現に向けて、学生の学習意欲を高めながら効率の良い教育を追求し、学習環境の高度化と情報活用能力の向上を目指している。コンピュータとネットワークおよびマルチメディア教材を学習に活用する e ラーニングを推進している。

なお、大学院の授業は、定員規模からも少人数教育に徹し、また双方向的授業形式を基本に置き、研究指導（論文指導を含む）は個別指導を行っている。

【点検・評価】

本学では、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針に基づき、教育目標の達成に向けた授業形態が基本的に採用されている。

3 学部の【到達目標】等との関連を明確にしつつみていくと、以下のとおりである。

法学部では、演習の充実をベースとするきめ細かな少人数教育を方針に、学生の授業評価や授業公開制度の導入等をはじめとする F D 活動の推進などによって教育内容・方法の充実に努めていると評価できる。

経済学部では、少人数教育を基本とし、初年次からの演習を必修として大学生に必要なリテラシーの習得を中心とした基礎的な教育を行っている。また F D 活動の推進や各種の取り組みを行っている。地域社会に貢献できるよう学生を成長させよう努めている点は適切である。

国際関係学部では、きめ細かな少人数教育を方針として、授業科目間の連携強化、基礎教育の強化と専門教育の充実、学生の状況とニーズに対応した教育を行うための F D 活動の推進などによって、教育内容・方法の充実に努めている点は評価できる。

大学全体としては、新入生に対するオリエンテーションを含め、在学生に対する履修指導は履修登録から、学期期間中、成績通知書の配付までのそれぞれの節目において、学部教員、学務事務室、カウンセラーなどが連携しながら、適切な履修指導を行っている。

また、特別なケアが必要な学生については、カウンセラーを中心とした対処システムが確立していることは評価できる。

履修登録単位数の上限を設けることが適切な学修に結びついており、運用は適切である。

なお、学生の主体的参加を促すために、双方向的な授業に努め、グループ学習や体験型の授業方法を導入していることは評価できる。

「改善すべき事項」

「少人数教育」が徹底化されているが、語学の授業についてはさらなる少人数化を検討する。

履修指導そのものについては制度的に大きな問題はないが、学生が多様化しているので、現場ではより細やかな履修指導（たとえば、わかりやすい文書や図表を用いた説明）が必要である。

【将来に向けた発展方策】

今後は大学が取り組む「教育の質の保証」といった観点から、授業外の予習復習の時間を十分確保する。また、すでにシラバス等でも学習内容については明記されているが、学習時間を学生に確保させ、教員がケアすることで学生の能力開発に繋げていく。

他の大学とは異なる本学学生を直視した効果的な改善策を講じること、特に本学固有の方策の開発を目指す。

【根拠資料】

1. 大学設置基準第 22 条および第 24 条
2. 「九州国際大学（第一期）中期実行計画」
（平成 20 年度～平成 22 年度）（平成 20 年 1 月 31 日）
3. 「学生便覧 2010」

（大学院）

本学大学院でも、学部同様、大学院基準第 14 条の 2 および大学基準の一部準用に基づき授業等を行っている。

（法学研究科）

【現状説明】

学生は、入学志願時に専攻希望科目および研究計画とともに研究指導希望教員を予め選択し受験に臨む。入学許可後に指導教員の指導の下に本人の希望に沿った形で履修科目を選択し研究テーマを決定する。入学時に、オリエンテーションが開催され、法学研究科の教務委員から一般的な履修指導、各指導教員からは個別的な研究指導があり、社会の多方面にかかわる専攻分野ごとに、高度専門知識を修得している。

修士論文作成は、学生の自主的研究と研究指導教員の個別的指導によって行われているが、より充実した修士論文作成という観点から、2008（平成 20）年度から試行的に修士論文の中間報告制度が導入された。この中間報告制度は、修士論文の副査を 2 人あらかじめ選任し、10 月から 11 月にかけて日時を定め主査を含め 3 人の教員の前で作成中の修士論文について報告するものである。

【点検・評価】

各指導教員からの個別的な研究指導により、学生が社会の多方面にかかわる専攻分野ごとに、高度専門知識を修得している点は評価できる。。

とくに、修士論文の中間報告制度が機能しているほか、教育の方法や学習の指導は個々の教員が適切に実施している。また、研究指導教員による個別のきめ細かい指導の結果、優れた修士論文が提出され、とくに、「法政論集」に掲載できる質の高い論文が研究成果として提出されていることも評価できる。

「改善すべき事項」

教育方法や学習指導については、研究科として、また大学院全体として具体的な取り組みを行うべきである。

【将来に向けた発展方策】

学生の自主的研究と研究指導教員の個別的指導が中心であるが、その他の教員との連携を密にしていく。

また、修士論文の中間報告がなされない場合は、修士論文の提出ができないことが多いので、その制度の活用を引き続き奨励していく。

法学研究科や大学院全体としての取り組みを行うことに加えて、単位取得後の修士論文未提出者に対する指導の制度化を行っていく。

【根拠資料】

1. 大学院設置基準第 24 条の 2
2. 「2010 年度 大学院学生便覧」

(企業政策研究科)

【現状説明】

学生は入学試験時に研究指導教員を選択した上で、入学式後の教務ガイダンスにおいて指導教員から直接指導を得て履修科目の選択に入る。学生の研究テーマに即した授業科目が適切に選択され履修されている。

その際、講義概要（シラバス）が利用されるが、そこには講義のねらい、講義計画（30 回）、使用テキスト、参考文献、評価方法や評価基準などが明記されて学生の便に供されている。

授業科目は、講義、演習、研究指導という三つの方法で行われているが、本研究科の特徴でもある少人数教育の特徴を活かして、講義形式であっても随時質疑応答が行われるなど、双方向の授業で効果を上げている。また、研究指導は授業時間以外においても休みなく行われている場合もある。

ところで、時間割は入学する学生の条件、つまり社会人であれば夜間と土曜日を、そして留学生であれば平日の午後の時間帯を考慮して組んでいる。

また、教育内容や教育方法については、学生アンケートを毎年実施して改善する工夫を行っている。

【点検・評価】

学生の入学から論文作成にいたるまでの指導体制が丁寧に整備されて効果を上げている点は評価できる。しかし、指導教員が担当する学生数にばらつきがあり、一部の教員に過重な負担を強いているとともに、一部の学生には 2 年間で論文を完成できない者を生み出すなどの問題がある。

なお、セメスター制を取り入れることによって外国人留学生の門戸を広げて、積極的に受け入れている点で効果を上げている点は適切である。しかしながら、秋入学の学生は翌年春学期から演習と研究指導を履修することになり、結果第 4 セメスター（2 年次春学期）には科目を履修しない学生が出てきている。加えて、企業の採用計画が年度によって立てられているために、就職活動に困難をきたしている学生もいる。

【将来に向けた発展方向】

昼夜開講制とセメスター制のメリットを活かしながら、学生アンケートの声にもとづいて教育研究の充実を行う。

【根拠資料】

- 1 大学院設置基準第 24 条の 2
2. 「2010 年度 大学院学生便覧」

4-3-2 シラバスに基づいて授業が展開されているか。

(大学全体)

【現状説明】

大学基準第 25 条の 2 で定められた「成績評価基準等の明示等」をふまえ、「シラバス作成要領」に基づき、シラバスの記載内容として、「科目名称」、「担当教員名」、「ねらい」、「講義概要」、「達成目標」、「準備学習等」、「授業計画」、「評価方法」、「評価基準」、「教科書」、「参考書」が詳細に記載されている。とくに、授業の「達成目標」については具体的に明記し、15 回の「授業計画」においてその目標がどのように実現されるかを学生に熟知させることを目指している。また、シラバスには、「講義概要」、「評価方法」、「教科書」も明記されているので、履修する学生は、その授業でやるべきことを十分に理解できるものとなっている。また、休講等が発生した場合でも、単位制度の趣旨に基づき、補講を厳格に行い、半期 15 回の授業回数を確保することにより、単位制度の実質化を図っている。

シラバスの作成に当たっては教員間の記述の精粗のばらつきをなくすために、教務委員会で全体の方向性の確認を行い、それに基づき、各学部の教務委員によって入念にチェックされている。準備学習の内容の明示については、その内容についての精粗が見受けられる。

なお、シラバスに基づいた授業がなされているかについては、これを検証するために、学期末に実施される学生による授業評価アンケートに、「授業はシラバスに沿って行われましたか」を受講生に問う項目が設定されており、その結果は科目担当者にすべてフィードバックされている。

大学院のシラバスについては、充実に向けての努力が続いている。

【点検・評価】

シラバスの内容が充実し、学生が受講するに当たり必要とする情報がシラバスに網羅されることになったのは評価できる。

しかしながら、学生のシラバス利用率の低さなど、かならずシラバスが現実に活用されていない点を改めていかねばならない。

また、学内のどのパソコンからでも閲覧でき、必要な情報を検索可能な Web 形式にしたところに、汎用度における利点がある。

なお、毎年度末に授業科目ごとに全教員が作成する「個人教育報告書」において、シラバスの実施に対するチェックがなされている。

「改善すべき事項」

シラバスに記述された授業計画と実際の授業内容の整合性については、学生による授業評価アンケートなどから間接的に推測するに留まっており、具体的な検証はできていない。したがって、学生の実相を的確にとらえたシラバスづくりに近づけていく。

【将来に向けた発展方策】

シラバスについては必要な情報が網羅され、授業内容の概略がかなり分かりやすくなったが、今後は達成目標や成績評価について一層きめ細かい記述を目指す。また、シラバスと授業内容との整合性については、学生による授業評価アンケートの結果だけでなく、独自の聞き取り調査の実施等を実現できるようにしていく。

また、「個人教育報告書」におけるシラバスの実施に対するチェックの実効性を高めていく。

【根拠資料】

1. 大学設置基準第 25 条の 2

2. 「平成 21 年度シラバス」

(大学院)

本学の大学院では、大学院基準第 14 条の 2 に基づき、授業等の計画はあらかじめ明示されている。

(法学研究科)

【現状説明】

2009 (平成 21) 年度入学生から、「大学院学生便覧」が配布され、その中に、法学研究科教育課程表、時間割、講義概要 (シラバス) が記載され、講義概要には、科目ごとに、①授業概要、②達成目標、③評価方法、④成績評価基準、⑤教材および留意点、⑥各回の講義・演習計画等が明記されている。学生は、指導教員の意見と講義概要の記述を参考に授業科目を選択することになる。なお、シラバスについて教員間の記述による形式的な不統一については、提出原稿に対して法学研究科長によりその形式における統一をはかっている。

法学研究科は、教育方法改善の一環として、2007(平成 19)年度より、シラバスである「講義概要」を大幅に改善・改革し、授業計画、成績評価の方法、成績評価基準等、詳細に記述することになった。また、その講義概要、大学院学年歴及び大学院生の修学、学生生活に関連する諸規則等が記述された「大学院学生便覧」がはじめて作られ、学生に配布されている。

【点検・評価】

2009 (平成 21) 年度以降のシラバス作成時には、教員間による記述の精粗をなくすための法学研究科委員会の試み (研究科長による個別的訂正依頼) により、少なくとも研究科所属の教員間では、記述の精粗がなくなったことも評価される。

また、シラバスの形式における統一が図られたが、内容は多彩である。というのもシラバスの記載は、学生の科目選択の上でも実際に授業を受ける上でも、学生にとって重要な情報であり、このような記載内容の充実が評価できる。

「改善すべき事項」

法学部卒でない学生が増えるなかで、シラバスどおりの講義の実施をさらに担保していく。

【将来に向けた発展方策】

シラバスどおりの講義の実施をさらに担保していくうえで、授業アンケート等の結果を詳しく分析していく。

【根拠資料】

1. 大学院設置基準第 14 条の 2
2. 「2010 年度 大学院学生便覧」

(企業政策研究科)

【現状説明】

2009 (平成 21) 年度入学生から、「大学院学生便覧」が配布され、その中に、企業政策研究科の教育課程表、時間割、講義概要 (シラバス) が記載され、講義概要には、科目ご

とに、①授業概要、②達成目標、③評価方法、④成績評価基準、⑤教材および留意点、⑥各回の講義・演習計画等が明記されている。学生は、履修登録の際に指導教員のアドバイスや講義概要の記述を参考に授業科目を選択することになる

なお、必修科目である企業政策研究Ⅰ、Ⅱは統一テキストを作成しているが、これが研究科全体の事実上のシラバスとなっていることを付言する。

【点検・評価】

このシラバスに従って授業が行われていて適切であるが、シラバス作成が個々の担当教員に任されており、全体的な調整が行われていない。

【将来に向けた発展方策】

教育目標との関連で、各授業科目のシラバスを調整することによって、企業政策研究科の研究教育内容を一層改善することにする。その際に、学生の授業アンケート結果や学生との懇親会を通じて意見を求め、改善点をより明確にする。

【根拠資料】

1. 大学院設置基準第14条の2
2. 「2010年度 大学院学生便覧」

4-3-3 成績評価と単位認定は適切に行われているか。

(大学全体)

【現状説明】

成績評価については、大学学則第34条および修学規程第11条（評価）・第12条（評価等級）・第12条の2（GPA）にそれぞれ明記されており、これに基づき成績評価ならびに単位認定が行われている。

また、転入学・編入学等の場合は、「単位換算認定基準に関する規程」などによって単位認定が行われている。

成績評価の方法については、授業科目担当者が科目ごとに定めて、その到達目標をシラバスに掲載している。具体的には、定期試験、小テスト、レポート、授業における課題の発表等の項目を挙げ、評価の割合や評価のあり方について掲載している。

成績評価については、学生便覧等で次のとおり学生に開示している。成績評価はAA、A、B、C、Fとして、AA、A、B、Cを合格とし、さらに修学規程第12条により評価等級は以下のとおり規定されている。

成 績 評 価	評 価 等 級	G P A
90 点以上	A A	4 点
80 点以上 90 点未満	A	3 点
70 点以上 80 点未満	B	2 点
60 点以上 70 点未満	C	1 点
60 点未満	F	0 点

また、修学規程第10条第2号で、「原則として出席数が、実際の講義数の3分の2に達しない者」は受験資格を失うことを規定している。

評価についてはこれまで以上に厳格にするために、シラバスを大幅に改善し、各科目の「ねらい」「達成目標」「評価方法」「評価基準」を明記することになっている。これにより評価方法の透明度は増した。

学生に対して配布する成績通知書については、不合格のほか、定期試験に欠席した場合は「欠席」、受験資格がなかった場合は「失格」の表示をして、不合格の意味について学生や保護者にも分かるような工夫を凝らしている。

成績通知書配布後、学生から疑義が出た場合、学部事務室から担当教員に確認の上、間違いがあった場合にのみ成績訂正の手続きをとっている。

【点検・評価】

「効果が上がっている事項」

厳格な成績評価を行う仕組みが概ね構築されていることは適切である。成績を評価するに当たり、科目の特性や受講生人数などを踏まえて、修学規程の評価方法に準拠して定期試験、小テスト、レポート、論文審査などの方法に加えて、多くの科目で授業での発表や出席状況などを組み合わせて多角的に評価するシステムをとっていることは評価できる。

また、シラバスに詳細な達成目標、評価基準、評価方法を記載することにより、成績評価の透明性を高めていることは評価できる。

さらに、学生に対する成績通知書において、「不合格」を学修の基準に達していない「不可」、受験資格がなくなった「失格」、試験に欠席した「欠席」を表示していることで、どのような理由で不合格になったのか、分かるようになっていることは、保護者面談会などの際に学修指導する上でも適切である。

多角的な評価方法を採用していることで、より適切な成績評価が行われていることは長所である。ただし、多人数クラスの授業では、多角的できめ細かな評価は担当教員の負担の問題もあり、現実的には困難であり、試験による評価が中心となっている。

成績評価そのものはそれぞれの授業科目の担当者に委ねられているものの、厳格な成績評価を行う上で、シラバスに記載されている評価方法や詳細な評価基準は一定の効果を上げている。

【将来に向けた発展方策】

試験の実施を含む適正な成績評価システムを引き続き構築していく。また、試験問題の正解や模範解答の開示なども視野に入れつつ、引き続きより厳格な成績評価の仕組みをつくっていく。とくに、講義等のシラバスに示された到達目標に沿って公正かつ客観的に成績評価を行うようにしていく。

「一人ひとりを育てる」教育や大学の質保証の観点から成績評価と単位認定の適正化を行っていく。

【根拠資料】

1. 「学生便覧 2010」

(法学研究科)

【現状説明】

成績評価については、「九州国際大学大学院法学研究科規則」第7条第1項で、「授業科目の成績評価は、優・良・可・不可とし、優・良・可を単位修得と認定する」とされているのをうけて、個々のシラバスで評価方法・評価基準が具体的に明示されている。

単位認定については、「九州国際大学大学院法学研究科規則」第6条第1項で、「授業科目の単位修得の認定は、筆記、又は口述試験、若しくは研究報告等により、科目担当教員が行う」ものとされ、適切に運用されている。

一定の既修得単位認定については、大学院学則第15条の2第4項（他の法学研究科修士課程の授業科目を修得した場合）および第15条の3（本学大学院企業政策研究科の授業科目を履修した場合）でその特例がそれぞれ定められている。なお、「大学院科目等履修生規程」第9条では、「科目等履修生として履修した授業科目は、大学院の授業科目として認定することができる」とされている。

【点検・評価】

基本的に適正な成績評価と適切な単位認定が行われていると評価できる。他の大学院法学研究科修士課程や本学大学院の科目等履修生で入学前に修得した8単位程度が認定されているし、とくに税法専攻の学生などは大学院企業政策研究科の関連する科目を履修できている点は評価できる。

「改善すべき事項」

単位認定の特例については、規程上一層の明確化が図られるべきである。

【将来に向けた発展方策】

単位認定を適正に行う一方で、その規定の明確化を引き続きはかつていく。

開講された授業科目の開講が少なくない点に鑑みれば、単位認定の特例は、特例として活用する一方で、法学研究科においてできるだけ多くの授業科目を履修し修得する環境を整備していく。

【根拠資料】

1. 「2010年度 大学院学生便覧」

（企業政策研究科）

【現状説明】

成績評価については、「九州国際大学大学院企業政策研究科規則」第7条第1項で、「授業科目の成績評価は、優・良・可・不可とし、優・良・可を単位修得と認定する」とされているのをうけて、個々のシラバスで評価方法・評価基準が具体的に明示されている。

成績評価と単位認定は「九州国際大学大学院企業政策研究科規則」の第6条（単位認定）および第7条（評価）において定められている。

また、一定の既修得単位認定については、大学院学則第15条の2第4項（他の大学大学院研究科修士課程の授業科目を修得した場合）および第15条の3（本学大学院法学研究科の授業科目を履修した場合）でその特例がそれぞれ定められている。なお、本学「大学院科目等履修生規程」第9条では、「科目等履修生として履修した授業科目は、大学院の授業科目として認定することができる」とされている。

【点検・評価】

上記の規定に従って行われている点は適切であるが、シラバスの成績評価基準に適合し

ているかどうかのチェックは行われていない。

【将来に向けた発展方策】

シラバス作成の改革と併せて、単位認定の適正化、厳格化を図ることとする。

【根拠資料】

1. 「2010 年度 大学院学生便覧」
2. 「学生便覧 2010」

4-3-4 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。

(大学全体)

【現状説明】

2008（平成 20）年に F D 委員会を設置し、授業の内容や教育指導方法の改善について、全学で組織的に取り組んでいる。2010（平成 22）年度は各種の F D 委員会を開催するだけでなく、各学部独自の F D 活動の取組みについても報告会を開催し、教育方法と成果を客観的に検証する機会を用意している。また、授業評価アンケートについても定期的に行い、学生の発言にも耳を傾け、教育内容・方法の改善に繋げている。

さらに、F D 活動を促進する目的で、F D ニュースを発行するとともに、図書館には F D・S D 文庫を設置し、教職員に学習機会を提供している。

大学院においても同様に、組織的な F D 活動を行う中で、教育成果について定期的な検証を実施している。

【点検・評価】

F D 活動のための全学組織が設置されていることは評価できる。また、F D 委員会で実施している講演会や各学部の活動報告は学内的に高い評価を得ている。教員の一部には研修会で報告された内容そのものを授業に取り込むなど、積極的に活用する人たちも現れてきた。

「改善すべき事項」

F D では、学生の実像を直視していくことで、もっと魅力あるものにすることが必要である。また、学内で開催される F D 研修会への参加者は、数にばらつきがあり、より多くの教職員の参加が望まれる。

なお、毎年度全教員が作成する「個人教育報告書」に基づく検証の実施も検討していく。

【将来に向けた発展方策】

学生の多様化（入学動機、学力格差など）に対応して、学生の学修の活性化を促進するためには、初年次教育の成果なども踏まえながら、絶えず工夫を凝らしていく必要がある。その具体的な対策については、引き続き F D 委員会や学部教授会の場合などで議論を尽くしていく。

それによって、本学固有の F D を開発し、個々または全体としての学生が実際にどれだけ伸び、成長したかを検証できるようにし、そのための手段として教員の F D を今度とも実施していく。

【根拠資料】

1. 「2010 年度 F D ニュース」

(大学院)

大学院独自の F D 研修はとくに行っていない。

(法学研究科)

【現状説明】

授業の内容および方法の改善を図るための組織的研修・研究は大学院法学研究科独自としては、行っていないが、教員による教育・研究指導方法の改善を促進するための取り組みとして、2008（平成 20）年度から、法学研究科で従来行っていた学生生活全般にわたる満足度調査とともに、学生による授業評価アンケート調査を実施した。従来の学生生活満足度調査は年度末に実施されていたが、当該年度の学生にも反映できるという観点から、2008 年 7 月に実施した。回収率は 56%（配布数 23 人回答者数は 13 人）とやや悪いが、これは、2 年次生の社会人学生が修論作成に入り大学にほとんど登校しなくなったためである。

その後、上記の調査に加えて、2009（平成 21）年度および 2010（平成 22）年度には、年度末にそれぞれの授業科目ごとの授業アンケート調査を実施している。2009（平成 21）年度は配布部数 71 部に対して、49 部が回収され、回収率 69%、2010（平成 22）年度は配布部数 76 部に対して、39 部が回収され、回収率は 51%となっている。

【点検・評価】

2 年間の修士課程を有意義なものにするために、入学時における研究指導教員による履修指導などが適切に行われていることは評価できる。「講義概要」の作成、配付も学生の修学をサポートする上で有益である。とくに、教科ごとに評価方法および評価基準が明らかにされたことおよび教員間における記述の精粗が少なくなったことは学生にとって有益である。

修士論文については、ほとんどの学生が修学年限内に作成しており、学生の研究意欲と研究指導教員によるきめ細かい指導とにより、質の高い論文が提出されている。また、中間報告制度の導入は試行的であれきわめて有意義と言える。さらに修士論文を『法政論集』に掲載し、大学院生の研究成果を公表していることは評価できる。

授業評価アンケートが、授業科目ごとのアンケート調査という形で調査が行われていることは評価できる。

「改善すべき事項」

学生の授業評価に関しては、二つの問題点が指摘できる。すなわち、第一に、回収率が悪い点であり、第二に、調査結果の報告は本研究科委員会で報告されたが、調査結果の分析が必ずしも十分に行われなかった点であり、この二点については、今後改善すべきである。

【将来に向けた発展方策】

修士論文の中間報告制度は、2008（平成 20）年度は試行的実施であったものの、2009（平成 22）年度以降制度として基本的に実施されているが、それを経て学生が修士論文を修正してよりよいものにできており、それを今後引き続き実施していく。

シラバスに関しては、今後は、非常勤講師にも法学研究科のシラバス記載の方針を明示した上で、シラバス記述を可能な限り本学教員と合わせるようにし、授業アンケートは引き続き実施する。2011（平成 23）年度以降も実施する予定であるが、回収率を高めると共に、報告についても単にアンケート結果だけでなく、研究科の教務委員会等で十分に分析した上で行っていく。

【根拠資料】

1. 「2010 年度 大学院学生便覧」

（企業政策研究科）

【現状説明】

F D 委員を中心として毎年「教育活動計画書」を作成し、これにしたがって検証し「実施報告書」を作成して研究科委員会や全学の F D 委員会で問題点等の洗い出しを行っている。とくに、学生の論文作成の指導について、副査の教員による継続的な指導体制の改善などに結びついている。

また、定期的に授業アンケートを行い、研究科委員会でその結果を紹介し改善に向けた協議を行っている。

【点検・評価】

学生の入学から論文作成にいたるまでの指導体制が丁寧に整備されて効果を上げている。しかし、指導教員が担当する学生数にばらつきがあり、一部の教員に過重な負担を強いているとともに、一部の学生には 2 年間で論文を完成できない者を生み出すなどの問題がある。

なお、セメスター制を取り入れることによって外国人留学生の門戸を広げて、積極的に受け入れている点で効果を上げているものの、秋入学の学生は翌年春学期から演習と研究指導を履修することになり、結果第 4 セメスター（2 年次春学期）には科目を履修しない学生が出てきている。加えて、企業の採用計画が年度によって立てられているために、就職活動に困難をきたしている学生もいる。

「改善すべき事項」

学生によるアンケートは回収率が悪く、また教育研究の改善に十分反映されていないという問題があり改善すべきである。

【将来に向けた発展方向】

昼夜開講制とセメスター制のメリットを活かしながら、学生アンケートの声に基づいて教育研究の充実をはかる。

【根拠資料】

1. 「2010 年度 大学院学生便覧」

（別科日本語研修課程）

【現状説明】

初級・中級各レベルでプレースメントテストを行い、成績により二つのクラスに分けることで、習熟度に応じた指導が可能になっている。学期を通しての各クラスの進度や授業項目は専任教師が管理する。1 クラスの人数は 12～14 人を基本としている。クラス担任

制を敷き、非常勤講師が担任となり授業予定を決め、担当する複数の教師に連絡している。中級の授業および日本事情では、パソコンの入力練習やレポート作成、発表活動などの本学への進学等の連携と継続性を重視した内容の活動を取り入れている。成績は学期中に2回以上行われる定期試験の成績をもとに決定している。

【点検・評価】

担当教師が密に連絡をとりあったうえでのチーム・ティーチングは、授業のムダを省き、短期間での語学の習得という意味で非常に高い効果を上げている点は評価できる。オフィスアワーに担任教師が学生との時間を持つことにより、学生に安心感を与えることができている点は適切である。

学習に問題を持つ学生に対する指導の比重が年々増えている。担任のオフィスアワー内では解決できない場合が多い。

【将来に向けた発展方策】

学生個人に目が向く環境のもとでのきめ細かい指導を続けていく。複数の教師が関わることにより、学生からはどのクラスにおいても一定した満足度を得ているので、チーム・ティーチング方式も継続する。

学習指導面で担任に負担が偏らないよう、専任教員と担任の協力を強化する。専任が副教材をまとめ整備することにより、担任業務の効率化を図る。

第4節 成果

4-4-1 教育目標に沿った成果が上がっているか。

(大学全体)

【到達目標】

大学学則第1条第1項にいうとおり、「教育基本法及び学校教育法に則り、個性の伸長と人格の完成を旨とし」、「専門的知識を教授し、北九州の地域に立脚し、国際的視野を持った理論・実践両面に明るい人材を養成する」という全学の教育目標を達成し、それにみあった教育の成果を獲得することである。

【現状説明】

本来は学生にとって到達目標・ディプロマ・ポリシーに相応しい成果（伸び）が挙げられているかيناが重要であるが、教員がいかなる努力をしているかは副次的であり、学生の伸び・成長を直視していくべきである。

とはいえ、教育効果を測定するシステム全体の機能的有効性を検証する仕組みは、まだ確立されておらず、現在構築中である。現状では最低限、全学部開講のすべての各授業科目について、履修登録者数、試験受験者数、合格者数（単位修得者数）は学務事務室にて把握し、各学部および各教員にデータとして提供している。このデータは各学部において「学部教育報告書」をまとめる際の参考資料として使用されている。また、著しく合格者が少ない授業科目については担当者と学部長・副学部長などとの間で、授業改善のための話し合いがなされている。

また、全学部共通の「学生による授業アンケート」を導入し、FD委員会にてその結果

の集約、活用を図ってきている。授業アンケートは、春・秋の学期末において実施している。対象科目については、演習科目および実技科目などはアンケートの対象から除くことで落ち着いている。

授業アンケートの結果自体はかならずしも学生の成長に直結しているわけではないが、それについての総評は、教授会に報告するとともに、授業科目ごとの結果は、非常勤講師を含め全教員にフィードバックし、授業改善の参考にしている。さらに 2006（平成 18）年度春学期の授業アンケートより、その総評を Web 上に公開している。なお、著しく学生の評価が低い授業科目については、著しく合格者が少ない授業科目の場合と同様に当該学部

【点検・評価】

教育効果の測定は将来導入されうる全国統一テストや「出口」の結果などで図りうるが、現状では一部科目を除き、基本的には担当教員に委ねられており、教育効果を測定する全学的なシステムは現在構築中である。

しかし、すべての授業科目について、履修登録者数と試験合格者数、その比率などが一元的に把握されていることは評価できる。試験合格者数は、履修学生の学修の度合いを測定しているが、その有効性を検証する仕組みについてはまだ検討段階である。

授業アンケートについては、原則としてすべての講義科目について実施し、さらに教員ではなく職員が授業アンケートを実施していることで公正さを確保している。授業アンケート結果の全体の集計である総評についても公表し、授業科目ごとの結果について担当教員へのフィードバックも確立されている。

「改善すべき事項」

全学的に統一された質問事項を設定することで、全学的な比較が可能となっており、学期ごとの変化も読み取ることができるが、担当教員にフィードバックされたアンケート結果を改善に結びつける努力は、個々の教員に委ねられている点は改善すべきである。

【将来に向けた発展方策】

現在、全体的に集計された総評のみが公表されているが、個別の授業科目の結果についても教員のコメントとともに公表することが不可欠である。その第一段階として少なくとも学生の授業評価に対して教員から学生に対してフィードバックすること、つまり双方向の関係の構築が急がれる。

上記の問題点については、FD委員会で議論を重ねており、近々具体的な改善策がまとめられる。

また、「一人ひとりを育てる教育」の効果を検証するための手段をもつために、教育効果を測定する全学的なシステムの構築についても、引き続きFD委員会や教務委員会で実現していく。

【根拠資料】

1. 「平成 21 年度教育報告書」
2. 「平成 21 年度授業評価の総評」

（法学研究科）

【到達目標】

法学研究科の教育目標は、法学部の4年間で修得した知識をさらに深化し発展させることを大学院教育の基底とし、その基盤の上に高度な専門的理論研究と判例研究等の実践的な教育を行うことにより理論・実践両面に明るい人材を養成することであるが、それこそが目標であり、成果の目標も同様である。

【現状説明】

学生の研究活動の向上を図り、研究成果の公表を目的として、1998（平成10）年度より「九州国際大学大学院『法政論集』」を創刊し、以降毎年1回を目途として発行している。2008（平成20）年発行の法政論集では、執筆論文の電子化も導入された。2009（平成21）年度末までに第12巻までが刊行され、延べ79名の修士論文が掲載されている（なお、修士論文の要約版については修了者全員分を掲載している）。また学部生の大学院聴講制度及び2009（平成21）年度導入の特修プログラム制度の導入等で、学部との交流を深めている。

本研究科は、大学院生活の満足度調査、授業評価アンケート等自己点検を実施し、教育方法や内容の改善・改革に取り組んでいることは評価できる。

社会人が多いので、修了後の就職は、一般学生や留学生の問題である。留学生は帰国して法律事務所や一般企業に就職するか、進学するケースが多く、一般学生は公務員試験などに挑戦しているがなかなか結果ははず、さらに法科大学院などに進学している。

【点検・評価】

法学研究科の教育課程は、大学院基準第3条第1項との関連において、適切であり、妥当性を有するものであり、所期の成果をあげている。

社会人学生が多いため、就職・進学は、一般学生と留学生の問題であるが、その就職・進学先の確保が困難なため、学生の受け入れにも慎重になっている。

そのほかに修士論文があるが、その要約版については修了者全員分を掲載している。

【将来に向けた発展方策】

一般学生等の受け入れの問題が重要である。また、「九州国際大学大学院『法政論集』」の2008（平成20）年発行から、執筆論文の電子化も導入され、2009（平成21）年度末までに第12巻までが刊行されたが、その刊行時期をできるだけはやめていく。

【根拠資料】

1. 大学院設置基準第3条第1項
2. 「2010年度 大学院学生便覧」

（企業政策研究科）

【到達目標】

高度な専門知識を持った職業人を養成するために、2年間で学位論文を完成させ、その後の進路に役立てられるような教育研究を実現する。

【現状説明】

税理士の資格取得、博士課程への進学、教員の専修免許の取得、そして民間企業への就職など、過去172名の修了者はそれぞれの進路へ進んでおり、教育目標に沿った成果を上げている。

【点検・評価】

「効果が上がっている事項」

修了者がそれぞれの進路へ進んでいて、教育目標に沿った成果を上げている点は評価できる。

【将来に向けた発展方策】

これら修了者の進路をさらに確認し、精度の高い追跡調査を行えるように具体策を講じていく。

【根拠資料】

1. 「2010 年度 大学院学生便覧」

4-4-2 学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか。

（大学全体）

【現状説明】

学位授与は、学部の理念・目的に基づいて編成されたカリキュラムならびに指定された授業科目区分ごとの修得を求める単位を学生が履修し、単位を修得したその結果であり、その基礎には個別科目の修得がある。この意味で、個別科目の厳格・適切な成績評価が土台にあり、学位授与の判断はその結果の総合的な判断であるといえる。

本学では、4 年以上在籍し、所定の単位を取得したものには卒業資格が与えられる。卒業に必要な単位数の合計は 124 単位である。

学位授与については、3 月に卒業判定のための教授会が開催され、卒業認定が適切に行われている。

【点検・評価】

学位授与・卒業の認定は、規程や規則に従って厳密に実施されていて適切である。

【将来に向けた発展方策】

教育の質を保証し、社会からの付託に応えるため、今後はさらに授業科目の充実と、科目間の相互関係にも配慮するという観点から、教育課程の絶えざる検証を行っていく。

【根拠資料】

1. 「学生便覧 2010」
2. 「卒業判定」

（法学研究科）

【現状説明】

法学研究科の場合には、所定の単位(32 単位)を修得し、修士論文を提出した学生に対して、① 法学研究科委員会で選出された教員 3 名（主査 1 名、副査 2 名）よりなる審査委員会が修士論文の審査および最終試験を実施し、当該審査等の結果について審査報告書を作成し、研究科委員会に報告する。② 研究科委員会においては3 分の 2 以上の出席のもと、過半数の賛成を得ることにより修士（法律学）の学位が授与される。

法学研究科開設後、1998（平成 10）年 3 月に初めて修士（法律学）の学位授与者 14 名を輩出し、以後 2009（平成 21）年度末まで総数 186 名に対して修士（法律学）の学位を授与してきた。

【点検・評価】

社会人についてはおおむね教育目標にそった成果がでていると評価できるが、一般学生のなかには、修論作成に困難をきたす者がでてきている。

法学研究科の専任教員はすべて法学部の専任教員が兼担している関係上、法学研究科の研究活動の評価は、法学部専任教員の研究評価に委ねている。

【将来に向けた発展方策】

学生の希望する履修科目が法学研究科で開設されていないような場合においては、学生の要望にも応えていく。

一般学生については、修論の中間報告制度を基本的に義務付けることを検討していく。

【根拠資料】

1. データ集「大学院における学位授与状況」
2. 「2010 年度 大学院学生便覧」

(企業政策研究科)

【現状説明】

企業政策研究科が授与する修士（企業政策）の学位は、大学院学則、「九州国際大学学位規則」そして「企業政策研究科学位論文審査基準及び最終試験実施要綱」に基づき、所定の 32 単位を修得し、提出された学位論文による最終試験（主査 1 名、副査 2 名の計 3 名）に合格した者に対して、修士課程の修了を認め授与されている。なお、「企業政策研究科学位論文審査基準及び最終試験実施要綱」と「修士論文作成要領」は「2010 年度 大学院学生便覧」に掲載し学生に周知している。また、入学後のガイダンスで教務委員による履修ガイダンスを行い教育課程表の編成方針や修士論文の作成プロセス、さらには修了要件などの詳しい説明を行っている。

学位論文の作成および審査のプロセスは、春入学・秋入学ともに修了の 10 ヶ月前に指導教員の承認にもとづく論文タイトルが提出され、そのテーマに即して研究科委員会において審査委員 3 名を選出する。その 3 ヶ月後をめぐり論文の中間報告が行われ、論文の集団指導が実施される。そして論文の提出を受けて後に最終試験が行われる。なお、2010 年度より中間報告と最終試験を審査委員のみならず、その他の専任教員も傍聴できるようにして指導や審査の公正性を確保するよう努めている。なお、指導、審査に際して、准教授あるいは研究科以外の研究者で適任者がいる場合、大学院委員会および研究科委員会の承認を得て審査委員に当てる場合がある。

こうして論文作成の指導や審査を丁寧かつ厳格に行って多くの学生が期間内に修了している（2009（平成 21）年度までの学位授与者数は 172 名である）が、なかには論文の基準に達せず 2 ヶ年を超える者もいる。

【点検・評価】

学位授与、課程修了の認定は、規程や規則にしたがって厳格に実施されており、また指導教員による個別指導や副査の教員による集団指導によって十分な効果を上げている。2009（平成 21）年度より審査基準が「大学院学生便覧」に掲載されるとともに、審査結果の報告を文書化するなど、審査基準の明確化と透明性確保が行われ、適切である。

「改善すべき事項」

なお、留学生の指導にあたっては、特別なプログラムを用意することなく行われており、

文章作成などの指導で担当教員の負担が大きくなっていることは改善すべきである。

【将来に向けた発展方向】

論文指導、審査の厳格性と透明性をより高めるために、中間報告や最終試験の全教員参加を実現する。また、留学生の日本語文章作成をサポートする特別なプログラムを準備する。さらに、論文の審査基準をホームページなどで公開する。

【根拠資料】

1. データ集「大学院における学位授与状況」
2. 「2010 年度 大学院学生便覧」

(別科日本語研修課程)

【現状説明】

2011（平成 23）年 2 月に旧 2 級を用いた学内試験を受けた学生 26 人のうち、13 人が合格ラインに達している。修了判定は、「別科に 1 年以上在学し、28 単位以上を修得」するという修了要件（「九州国際大学別科日本語研修課程規程」第 19 条）を満たした本学の学生が学部教員を含む別科運営会議において審議し、修了が認められる。2010（平成 22）年度は修了生の約 91%が本学の学部に進学している。

【点検・評価】

1 年間の別科での学習を経て進学した場合大学生活への適応がスムーズである。最終試験として日本語能力試験 2 級（＝現 N 2）を独自に使用しており、修了認定の方法・基準はが適切である。

「改善すべき事項」

一年という短い期間でも、能力試験対策と日本社会適応能力養成の時間的なバランスをとっていく。

【将来に向けた発展方策】

社会のニーズに合わせ、最終試験を日本語能力試験 N 2 の形式に変更する。

日本社会へ適応するための実践的な方策を教える機会を効果的な形で取り入れる。

【根拠資料】

1. 「九州国際大学別科日本語研修課程規程」第 19 条

第5章

学生の受け入れ

第5章 学生の受け入れ

【到達目標】

(大学全体)

「学生の受け入れ」に関する目標は定員の確保である。その実現に向けて、大学の教育理念、各学部のアドミッション・ポリシーに基づいて学生募集を行い、かつ入学者の選抜においては公正で透明な選抜を行い得る組織体制を強化していく。

また、定員管理においては定員充足率の向上に向けた取り組みとともに、退学者防止に向けた取り組みを最重要課題としている。

5-1 学生の受け入れ方針を明示しているか。

(大学全体)

【現状説明】

本学では、大学としての教育理念と各学部の入学者の受け入れ方針であるアドミッション・ポリシーに基づいて学生の募集と入学者の選抜の基本方針を策定し、本学が求める学生像を明示している。

3学部ではそれぞれのアドミッション・ポリシー（入学者受入れ方針）に対応した学生の受入れに努めている。その要約をここに掲げる。

(法学部)

1. 公務員を目指す意欲を持つ学生、2. 宅建・行政書士・司法書士等の法律系資格取得を目指す学生、3. 地域で広く活躍できる人材へと成長したい学生などを受け入れている。

(経済学部)

1. 経済知識を深めようとする意欲の高い学生、2. 地域の社会や企業のなかで活躍できる人材となれる学生、3. 実践的なマネジメント能力、情報、会計等のビジネススキルの習得に意欲を持つ学生などを受け入れている。

(国際関係学部)

1. 国際社会の一員として社会に貢献したい学生、2. グローバルな視野をもって社会で活躍したい学生、3. 英語を中心とした外国語のコミュニケーション能力を身につけた学生などを受け入れている。

上記では省略したが、それぞれ4、その他において当該課程に入学する者があらかじめ修得しておくべき知識等の内容なども本学ホームページ、大学入試広報誌(ガイドブック)、入学試験要項等において学内外に明示されている。

【根拠資料】

1. 九州国際大学ホームページ（大学の案内—九州国際大学について—3つのポリシー）
2. 平成22年度入学試験要項
3. 九州国際大学2010 GUIDE BOOK

(法学部)

【現状説明】

法学部では、(a) 法律の専門・体系的知識と法的素養を修得させ、地域の行政および企業活動の分野において総合的に実務を処理することができる幅広い職業人を養成すること、(b) 国際化、高度情報化、高齢化等、今日の社会の構造変化を学習させ、時代の環境の変化・要請に的確かつ柔軟に対応できる実践的处理能力をもった人材を養成すること、(c) 幅広く深い教養と判断力を兼ね備え、調和のとれた豊かな人間を育成すること、という教育の理念・目標を具体化するために、関連法規を遵守しつつ、①公務員を目指し、地域社会の発展や安全・安心社会の実現に貢献したいという意欲をもつ学生、②法律学を学び、法学検定、宅建、行政書士、司法書士等の法律系資格取得を目指す学生、③地域社会との連携活動、課外活動等、学内外でのさまざまな経験を通して仲間と切磋琢磨し、成長したいと考える学生等を求める学生像とし、その幅広い能力・意欲・素質を公正・適切に評価して受け入れ、学部の変員を適切に充足させるというアドミッションポリシーに則り、学力のみでなく、多様な素質・能力・意欲を適切・公正に評価し、出身地域や履修履歴・経験の異なるさまざまな個性ある目的をもった学生が入学できる機会を、多様な入試チャンネルを通じて提供し、学生を受け入れている。

また、上記の法学部の学生の受け入れ方針からして、学生には、形式的な偏差値ではなく、(a) 基礎的なリテラシーの修得を前提に、(b) 法現象に限らず、社会における様々な諸現象に対して問題意識があり、(c) 修学意欲が認められ、自身を知的に高める継続的な努力ができ、また (d) 論理的思考力と実践的対応力を持ち、さらに、(e) 社会人基礎力、問題解決力、就業能力等を身につけうる資質を有していることを求め、実践している。

具体的には、入学に際しては、大学の一般教養、専門科目の授業・演習等の内容・ロジックを理解し、かつ自己表現しうる基礎能力を有し、それを社会的に活用・実践しうる程度の能力を要求している。

なお、法学部では、障がいのある学生の受け入れについては、障がいの程度にもよるものの、本人の修学意欲と意思を最大限尊重しつつ原則的に受け入れている。ただし、教務上、どこまで人的・物的なサポートがなしうるかという問題もあり、その点を本人・保護者と教務当局との協議によって確認した上での受験・受け入れということになる。

【点検・評価】

試験結果のみならず、学生の多様な能力・資質・目的・経験等を客観的かつ公正に評価して入学を許可する法学部の方針は、法学部の歴史・伝統をも踏まえたもので、その内容・公正性・方向性・明確性からして適切であり、評価できる。また、関連法令との適合関連においては、法学部における学生の受け入れ方針、および学生募集・入学者選抜等については、学校教育法第 90 条（入学資格）、第 109 条（自己点検の実施と結果の公表、認証評価機構による評価）、第 132 条（大学への編入学）、大学基準第 2 条（教育研究上の目的）および第 2 条の 3（入学者選抜の方法の公正・妥当性、および目的の学則中への明記と公表）等の法的要請・基準に沿うものであり、全体として適切であり、評価できる。

「効果が上がっている事項」

各入試カテゴリーの中で、AO入試において一定の効果が上がっている。2008（平成 20）年度には 11 名（定員 9 名）であった入学者数が、2009（平成 21）年度は 23 名、2010（平成 22）年度は 31 名と増加しており、次年度もこの傾向を維持している。

「改善すべき事項」

上記のアドミッションポリシーは、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーと有機的・一体的に接合し、「出口」部の成果と結びついて始めて有効とされるが、目下、その接合面において当初の志望動機とのミスマッチなど必ずしも十分とはいえない面があり、改善が必要である。

【将来に向けた発展方策】

法学部では、2009（平成 21）年度において、これまでの伝統的かつ抽象的な教育理念を、アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーという形で具体化し、学生の入学・教育実践・卒業という段階における学部としての対応指針を明確化した。今後は、このアドミッションポリシーを着実に実践し、それを実効的で魅力あるカリキュラム構築にまで展開させ、かつ具体的な教育実践と結びつけ、さらに結果として「出口」のディプロマポリシーにまで一本の糸として結びつけつつ、客観的な実績を積み重ねていくことが必要である。現在、外部資金の導入による「就業力育成支援事業」の計画的な実践による「出口」部の改善や、カリキュラムの改善が日程化されており、可及的な学生確保への効果が期待される。

「改善すべき事項」

推薦入学、AO入試の早期段階での合格者に対する入学前教育について学部の取り組みとして不十分な部分があり、今後改善していく。

【根拠資料】

1. 学校教育法第 90 条・第 109 条・第 132 条
2. 大学設置基準第 2 条および第 2 条の 3
3. 九州国際大学ホームページ（大学の案内—九州国際大学について—3 つのポリシー）

（経済学部）

【現状説明】

経済学部は 2010（平成 22）年 7 月 14 日開催の教授会でアドミッション・ポリシー（学生受け入れ方針）について審議し、次の 4 つの方針が承認された。

- ① 「現代の社会に対して強い関心を持ち、経済知識を深めながらコミュニケーション能力を高め、自分の考えを分かりやすく表現しようとする意欲の高い学生を受け入れる」。
- ② 「地域の社会や企業のなかで活躍できる人材となれる可能性を持った学生を受け入れる」。
- ③ 「簿記、経営管理やマーケティングに関心を示し、実践的なマネジメント能力、情報、会計等のビジネススキルの修得に意欲を持つ学生を受け入れる」。
- ④ 「上記の方針を達成するために、一般入試では、高等学校において数学Ⅰ、政治経済、世界史、地理のいずれかを履修し、経済学部で学ぶ意欲のある学生を受け入れる。また、推薦入試では、ボランティア、資格取得やスポーツ活動などに熱意ある学生を受け入れる。さらに、AO入試では、地域に貢献できる社会人として成長する可能性のある学生を受け入れる。センター試験入試では、基礎的な学力を有し経済に関心のある学生を受け入れる」。

また、求める学生像としての上記の方針は、本学ホームページ上で公開されている。

なお、経済学部でも法学部同様、障がいのある学生の受け入れについては、障がいの程度にもよるものの、本人の修学意欲と意思を最大限尊重しつつ原則的に受け入れている。

【点検・評価】

経済学部のアドミッション・ポリシー（学生受け入れ方針）は、求める学生像を明示しており、また、当該課程に入学するにあたり、修得しておくべき知識等の内容も明示している点は評価できる。なお、経済学部では、障がいのある学生の受け入れについては、本人の修学意欲と意思を最大限尊重しつつ受け入れている点は評価できる。ただし、障がいのある学生の受け入れ方針については十分には明示されていない。

【将来に向けた発展方策】

障がいのある学生の受け入れ方針については、学部の教務委員会で検討を重ねて原案を作成し、教授会で審議する。

【根拠資料】

1. 九州国際大学ホームページ（大学の案内—九州国際大学について—3つのポリシー）

（国際関係学部）

【現状説明】

国際関係学部では次のとおり、アドミッション・ポリシーを定め、どのような意欲や姿勢をもち、どのような能力を修得したい学生を受け入れるのか、学部に入學するにあたりどのような学習をしてきて欲しいのか、明示している。アドミッション・ポリシーはホームページをはじめとする広報媒体において公開している。

- ① 国際社会の一員として社会に貢献したいという意欲をもつ学生を受け入れる。
- ② 国際教養、日本語・外国語でのコミュニケーション能力および社会人基礎力を身につけ、グローバルな視野をもって社会で活躍したいと考えている学生を受け入れる。
- ③ 日本および諸外国の文化、社会、政治、経済などについての知識、英語を中心とした外国語のコミュニケーション能力、および自ら考え他者と協力しながら課題を探究する能力を身につけたい学生を受け入れる。
- ④ 高等学校などで国語、英語、地理・歴史、政治・経済などに関する基礎を学習した学生を受け入れる。

なお、障がいのある学生についての受け入れ方針については明確な規定はないが、キャンパス内のバリアフリーを整備しているほか、車椅子用座席の設置やノートテイクのボランティアの斡旋などを行っている。

なお、国際関係学部でも、他学部同様障がいのある学生の受け入れについては、障がいの程度にもよるものの、本人の修学意欲と意思を最大限尊重しつつ原則的に受け入れている。

【点検・評価】

求める学生像としてアドミッション・ポリシーを定め、学生の受け入れ方針を明示していることは適切である。ホームページにおいても「九州国際大学について」という基本情報のなかで公開していることも適切である。

【将来に向けた発展方策】

今後とも各種広報媒体において積極的にアドミッション・ポリシーを公開し、学生の受け入れ方針を周知徹底する。

【根拠資料】

1. 大学ホームページ（大学の案内—九州国際大学について—3つのポリシー）

（法学研究科）

【現状説明】

法学研究科のアドミッション・ポリシーは次の3点であり、大学ホームページ等で明示され、開示されている。

1. 社会の多方面で活躍しうる高度専門職業人になるために、明確な目的意識をもって入学し、研究に取り組む者。

2. 法律・政治に関心を有するとともに、それらの専門的基礎知識を修得している者、または修得しようとする意欲ある者。

3. 現代社会の複雑化、高度化及び国際化に対応して、多角的かつ国際的視野を有する者。

上記の求める学生像としての学生の受け入れの方針等を踏まえて、大学院基準第14条の「教育方法の特例」の導入以来、社会人への門戸開放を確実なものとしている。大学院基準第14条の「教育方法の特例」は今後も維持すべきである。

なお、法学研究科における外国人留学生の占める割合はさほど高くないが、外国人留学生にも門戸を開き、受け入れている。

【点検・評価】

上記のようにアドミッション・ポリシーの制定後、求める学生像が明示され、入学者選抜は、さらにいっそう厳正・的確に実施している。学内他学部や他大学の出身者にも広く門戸を開放している。なお、一般、社会人、そして外国人留学生という3つの選抜方法を準備し、幅広く有為な人材の受け入れを目指していることも適切である。

社会人の受け入れのために、昼夜開講制および長期履修制度と社会人の修学環境は相当に整えられていて、評価できる。

「改善すべき事項」

社会人の受け入れが多いというのが本研究科の特徴であるが、社会人の多くは資格取得を目指す、会計・税務事務所勤務関係者が多く偏りが見られるのも問題点であり、今後は長期履修制度などの広報を充実していくと同時に、社会人にとってより魅力ある研究科を創っていく。

【将来に向けた発展方策】

今後入学志願者の減少が予測されることから、それをくい止めるためには、学生募集方法・入学者選抜方法の改善を不断に追求していく。

【根拠資料】

1. 大学院設置基準第14条
2. 「法学研究科募集要項」
3. 九州国際大学ホームページ（大学の案内—九州国際大学について—3つのポリシー）

(企業政策研究科)

【現状説明】

企業政策研究科の入学定員は 20 名であり、出願資格は「企業政策研究科募集要項」に定められている。受け入れは、学部を卒業して引き続き大学院への進学をめざす学部生、そして卒業後社会で活躍している社会人、さらには外国人留学生について、それぞれカテゴリー別の入学試験を行って実施している。なお、大学を卒業していない者であっても、社会のなかで相当の活動をしてきた実績を審査して受け入れる道をつくっている。

【点検・評価】

出願資格が募集要領に明記されており、留学生の場合には日本語能力「N1」を条件づけるなど明示している。また、大学のオープンキャンパスや大学院独自の進学説明会を利用して受け入れ方針を周知し、過去の入試問題を公開していることは評価される。

「改善すべき事項」

出願の資格は明示されているものの、入学試験で求められる能力などについては明らかにされておらず、改善すべきである。

【将来に向けた発展方策】

英語、小論文や専攻科目の試験での合格基準を明らかにし公開することにする。

【根拠資料】

1. 「企業政策研究科募集要項」
2. 九州国際大学ホームページ（大学の案内—九州国際大学について—3つのポリシー）

(別科日本語研修課程)

【現状説明】

別科は本学への留学を希望する外国人を対象とし、大学で学ぶために必要な日本語及び日本事情、英語等の教育を受けることを希望する者について受け入れを行っている。また、学生の受け入れにあたり、①外国において通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者、又はこれに準ずると認められる者、②出入国管理法及び難民認定法による留学の在留資格を取得できる者、③既に在日している場合は在留資格に問題がない者、④出願提出時 25 歳未満の者、⑤日本語能力試験 4 級合格者、又はそれに準ずる日本語能力を有する者という出願資格を課している。求める研修生像にかかわるこれらの受け入れ方針及び出願資格については募集要項に明記されており、募集要項は中国語及び韓国語版も作成している。また募集要項はホームページ上で PDF ファイル形式により公開している。

【点検・評価】

別科の求める学生像や学生の受け入れ方針は募集要項に明記されており、募集要項がホームページ上で PDF ファイル形式により公開されていることから、外国人の入学希望者も容易に確認することができる点が適切である。しかし、これまで障がいのある学生は在籍していなかったことから、受け入れ方針等は存在しない。

【将来に向けた発展方策】

現在、募集要項は中国語及び韓国語版を作成・公開しているが、ミャンマー、タイ、カンボジア、ベトナム等からの志願者にも対応できるよう英語版も作成・公開する。さらに、障がいのある学生にも門戸を広げるため、別科運営会議で検討する。

5-2 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っているか。

(大学全体)

【現状説明】

上記の大学の教育理念と各学部が示した学生の受け入れ方針に基づいて学生募集と入学者の選抜を行っているが、学生募集方法と入学者選抜方法の適切性、入試選抜における透明性を確保する措置の適切性については、学生募集、入学者の選抜に関する事項を分掌する全学的組織としての入試・広報委員会の設置と運営によって担保している。

この委員会は副学長、各学部長、入試・広報部長および各学部から選出された委員、大学事務局長によって構成されており、学生募集方法の決定、入学試験の可否判定については、入試・広報委員会における全学的な承認を要求している。

さらに入学者選抜にあたっては、この「入試・広報委員会」が、学部教授会、入試・広報に関する事務部門である「入試・広報室」との連携を図ることによって入学者選抜の公正さと透明性を確保している。

学生募集に関しては、「入試・広報委員会」において大学案内等の広報媒体、広報活動の年次計画、予算配分、奨学金制度などの基本方針を策定している。

入学者の選抜に関しても、「入試・広報委員会」において実施要項を策定し、教授会の承認を得ている。選抜方法としては、推薦入学選考（推薦入試）、AO 入学選考（AO 入試）、試験入学選考、留学生入学選考（留学生入試）、編・転入学選考の5つの種別を設け、多様な能力と資質、適性を備えた入学者の受け入れを図っている。そしてさらに各選考種別における入試内容として、推薦入学選考（推薦入試）では一般推薦入学試験・指定校推薦入学試験・専門課程推薦入学試験・スポーツ推薦入学試験、AO 入学選考（AO 入試）では一般選考・社会人選考・帰国子女選考・一芸一能選考、試験入学選考では一般入試・大学入試センター試験利用入学試験、留学生入学選考（留学生入試）では外国人留学生入学試験・外国人留学生指定校推薦入学試験、編・転入学選考では協定校編入学試験・編入学試験・編入学（外国人留学生）・転入学試験・転入学試験（外国人留学生）という区分を設け、受験生が十分にその能力と資質を発揮できるようにしている。

学生募集ならびに入学者選抜に関する業務は入試・広報室で行っており、その責任者は入試・広報部長である。2010（平成 22）年度の入試・広報室には、教育職員の入試・広報部長と職員の入試・広報室長のもとに専任職員 4 名と臨時職員（高校校長経験者等）6 名によって構成されている。これらは大学全体の適切な業務分掌のもとに厳正に組織され、また運営されている。

入学者選抜方法については、まず 2009（平成 21）年度以降の試験区分別の定員と配分比率を示せば以下のようにになっている。2009（平成 21）年度以降、入学定員および試験区分別入学定員ともに変更はなく、推薦入試・AO 入試と一般入試・センター入試の比率は 1:1 である。

表 5-1 試験区分別入学定員および配分比率

試験区分	AO 入試	推薦入試	留学生入試	一般入試	センター 試験利用	入学定員
入学定員（名）	60	240	30	90	180	600
配分比率（％）	10.0%	40.0%	5.0%	15.0%	30.0%	100.0%

本学ではセメスター制度を実施しているため、秋学期からの学生受け入れ（10 月入学）が可能である。7 月上旬に実施する秋入学試験では以下の試験区分と入試内容を対象としており、主に外国人留学生と帰国子女の受け入れに重点を置いている。これは諸外国の高等学校と大学における一般的な学期制や学事運営との整合化をはかるためである（秋入試の実施年度は当該年度と一致する）。

表 5-2 2009～2011 年度秋入試入学定員

2009～2011 年度 秋入試試験区分	AO 入試				留学生入試		
入試内容	一般	一芸 一能	社会人	帰国 子女	留学生	留学生 編・転入学	別科 特別推薦
入学定員（名）	若干名				若干名		
配分比率（％）	—				—		

入試業務は、出願処理、入学試験の実施、得点の電算処理、合否判定資料の作成、合否情報の管理とその公表、入学手続取扱の一連の業務からなる。こうした出願から入学者確定までの入試に関する業務は入試・広報部長の統括のもとに入試・広報室が所管している。

入試業務の実施に際しては、入試・広報室の職員がすべての業務に関して実施手順を明確化したうえで複数回のチェックを行い、万全を期している。また実際に業務を担当する全教職員を対象として、入試・広報部長および入試・広報室の所管により事前の打合せを全員で必ず行い、確認を徹底している（センター試験利用「入試ではその性格上、特に万全を期するため数回の確認を実施している」）。

また入学試験の実施に際しては、試験実施本部を設置し、学外の地方試験会場も含めて全教職員が入試業務を分担して実施している。とりわけ学外に地方試験会場を置く推薦入試と一般入試においては、地方試験会場と本学との連絡を密に取り合い、万全を期して実施に当たっている。

入学者選抜において透明性を確保するための措置として、筆記試験による一般入試等に限らず、AO入試や推薦入試を含めてすべての入学試験区分においてそれぞれ明確な基準を確立している。面接によって選抜を行う場合には、基準評価点を設定する場合と合格最低点を設定する場合とがあり、いずれも学内の統一的な基準を設定することにより、評価の制度化を明確にしている。なおこうした入学者選抜基準は入試・広報委員会、教授会の審議を経て確定されるので、全学的な理解と合意に基づいた基準となっている。

とくにAO入試など面接を課す試験については、面接担当者の評価にかなり幅が生じる

可能性があるので、推薦入試・AO入試では質問項目・面接基準を面談担当者に明示している。

また入学者選抜の情報は高校、受験生等に積極的に公開しており、選抜方法とその基準の透明性確保が一層促進されている。本学では入試問題とその模範解答、志願者数・合格者数などの入学試験関連のデータを毎年公表しており、情報開示とそれによる入学者選抜の透明性確保にも着実に取り組んでいる。

【点検・評価】

本学では、学生募集方法と入学者選抜方法に関する基本方針、学生募集方法、入学者選抜方法に関わる事項について、入試・広報委員会を中心に、学部教授会、入試・広報室を通じて細部に至るまで十分に全学で共有されるような体制を構築しており、これらの各部署の連携を通じて、学生募集と入学者の選抜における公正性と透明性が確保されていて、適切である。

学生募集に関して、本学のような比較的小規模な大学において取り組み可能な対策・活動はほぼ網羅的に進められている。

「現状説明」で述べた様々な学生募集の取り組みについて、募集活動＝広報活動であるため、個々の取り組みには不断の見直し作業が必要であるが、募集方法全体として見た場合、近隣他大学と比較しても十分評価できる内容である。

本学の入学者選抜は、多様な能力と資質、適性を備えた入学者を受け入れる上で十分な制度が整備できていて、適切である。受験生に対し多様な受験機会と選抜方法を提供しており、様々な志願者が自分に合った受験方法を選択できることも評価できる。

ただ多様な受験機会を設けることは、複雑な受験制度になることを意味する。この点に関しては、2009（平成 21）年度から入試の種別と内容を整理、簡素化し、志願者には理解しやすくなり、2010（平成 22）年度入試における志願者増加につながっている。

個々の試験区分についても選抜方法は妥当であり、選抜方法について高校や受験者からもとくに大きな問題の指摘をうけることもこれまでなかったので、特段の問題はないと思われる。

入学者選抜において透明性を確保するための措置について、本学では、各試験区分における選抜基準は、入試・広報委員会、各学部教授会の審議承認を経て適切に設定している。また選抜にあたっての合否判定も同様に入試・広報委員会、各学部教授会の審議承認している。こうした点で入学者選抜において透明性を確保するための措置は十分にとられていると評価できる。

【将来に向けた発展方策】

上記のように学生募集と入学者選抜に関する大学全体での基本方針に特段の問題はないと考えられる。

また多様な学生が入学している現状を見据え、バランスの良い学生の受け入れを果たすために、各学部のアドミッション・ポリシーとの連携をより一層図っていく。

学生募集の方法については基本的にはこれまでの取り組みを継続する。同時に高校側、生徒側からの新たな要望等が寄せられた場合は柔軟に対応し、新たな取り組みを行っていく。入学者選抜方法では、基本的には現状の選抜方法を踏襲していくが、試験科目や面接方法などについては教育理念やアドミッション・ポリシー、カリキュラムに即した対応ができ

るよう鋭意改善していく。

(法学研究科)

【現状説明】

法学研究科の入学定員は 10 名である。学生の募集に関しては、秋期（9 月）と春期（3 月）の年 2 回にわたって募集を行っている。入学者選抜方法に関しては、書類審査、筆記試験および面接試験の結果を総合して判定する。筆記試験または面接試験の成績が一定の基準に満たない場合には、定員に満たない場合であっても入学を許可しない。

なお、入学試験の形態としては、一般入学試験（大学卒業見込者・大学卒業後 3 年未満の者等）に対して行われる専攻法律科目とその他の法律科目または英語の 2 科目による筆記試験と面接）、社会人入学試験（大学卒業後 3 年以上または実務経験 2 年以上の者を対象に行われる専攻法律科目による筆記試験と面接）、外国人留学生試験（外国人留学生に対して行われる専攻法律科目による筆記試験と面接）とがある。

法学研究科においては、開設以来、「昼夜開講制」を採用している。とくに 2009（平成 21）年度から、本学大学院において長期履修制度を導入された。法学研究科は、大学院科目等履修生規程に基づいて、毎年度（2002（平成 14）年度を除く）、科目等履修生を受け入れている。

法学研究科では「特修プログラム制度」が 2009（平成 21）年度から導入されることになった。2009（平成 21）年度には、2 名の学生が採用され、2010（平成 22）年度にそのうち 1 名の入学者がでた。なお、研究科では、2005（平成 17）年度に導入された「学部聴講生制度」がある。

【点検・評価】

学生募集方法と入学者選抜方法はいずれも適切であり、後者における透明性も確保されている。とくに、募集に際しては 8 月に開催される全学オープンキャンパス時、11 月に大学院独自で開催する大学院進学説明会時に大学院担当教員による個別面接相談を実施している点は評価できる。とくに、特修プログラム制度は、学部と大学院の連携という点で評価できるが、法学研究科への受け入れ促進の一環でもある「学部聴講生制度」は、意欲ある法学部生にとって有効な制度であり、研究科の長所であるとともに、高く評価されるところでもある。

なお、特修プログラム制度については、2010（平成 22）年度に入学者がはじめて 1 名でた。

【将来に向けた発展方策】

特修プログラム制度を学部と大学院連携のあり方の一つの方向性を示すものとして発展させていくためには、受け入れた学部学生の修学環境を引き続き整えていく。

学部聴講生制度を規程化するとともに、その際には、学部生が大学院の講義を受講するという点では類似する制度でもある特修プログラム制度との関連を整備する一方で、2012（平成 24）年度入試から、学内推薦制度を導入する予定である。

【根拠資料】

1. 「九州国際大学大学院長期履修に関する規程」
2. 「九州国際大学大学院法学研究科特修プログラムに関する規程」

3. 「2010 年度 大学院学生便覧」

(企業政策研究科)

【現状説明】

学生募集はパンフ「大学院案内」やホームページ、さらには大学オープンキャンパス、大学院単独の説明会を通じて広報されている。

社会人、学部生、留学生を幅広く受け入れ、適正な定員管理を行っていくため、入学者の選抜は三つの方法によって行われている。大学卒業後 3 年未満の者および卒業予定者を対象とした一般入学試験は、英語または小論文、専攻科目、面接によって可否を判定している。大学卒業後 3 年以上または実務経験 2 年以上の社会人は、英語または小論文、面接を、そして外国人留学生には小論文、専攻科目、面接によって選抜している。

出題委員は研究科委員会で互選され、英語、小論文、面接は複数の教員によって採点されている。この採点に基づいて研究科委員会において可否の決定が行われる。

【点検・評価】

学生募集および入学者選抜は、規程および研究科委員会の協議に基づき公正かつ適切に行われている。また、各試験のなかで不可(60 点未満)がひとつでもあると不合格としており、入学者の学力の水準を厳密に維持している。なお、小論文試験の合格基準が年度によって多少のばらつきがあり、この点の改善が検討事項である。

【将来に向けた発展方策】

近年、志願者、とくに社会人の志願者が減少していることに鑑み、地元企業への広報・募集活動を強化する。さらに、在学生への働き掛けを 1 年次生から行うとともに学内推薦制度を本格的に導入する。また、試験問題をより適切なものとし、採点基準を明確にするよう入試委員会において改善策を協議することにする。

【根拠資料】

1. 「2010 年度 大学院学生便覧」

(別科日本語研修課程)

【現状説明】

別科の募集については、中国での広報を年 2 回(9 月に春入学広報、3 月に秋入学広報)、韓国での広報も年 2 回(10 月に春入学広報、5 月に秋入学)実施している。特に中国については、別科の協定校を中心に学校で説明会を行っている。志願者に対しては、出願資格の審査を行った後、現地で日本語能力試験と面接を行い、合格者で所定の手続を終了した者に対して入学を許可している。試験は、春、秋入学の年 2 回行っている。

また、現地入試は、国際センター職員と以前本学国際センターに在籍していた職員(学長特別補佐に任命)2 名で実施している。

【点検・評価】

学生募集は、協定校を中心に公開で行っている点、入学者選抜は、現地入試の報告を受けながら、別科運営会議で承認している点、適切かつ透明に実施されている。しかし、募集先が中国と韓国に偏っている点、現在は本学の専任ではない職員に学生募集や現地入試の責任者を任せている点は改善を要する。

【将来に向けた発展方策】

別科の受け入れ対象国は現状では中国と韓国が大半を占めているため、対象地域における SARS のような疾病の流行や対象国との外交関係の悪化等によって入学者が増減することがあり、安定した志願者の確保をめざして受け入れ対象国の多様化を図る。また、学生募集や海外現地入試に関しては、国際センター職員や別科長等の関与を高める。

5-3 適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

(法学部)

【現状説明】

法学部における過去 3 年間の入学定員と収容定員は、(表 5-3) に見るように、2007 (平成 19) 年度までの入学定員 380 人、収容定員 1,560 人から、2008 (平成 20) 年度は同 250 人、同 1,430 人、2009 (平成 21) 年度は同 180 人、同 1,210 人、2010 (平成 22) 年度は同 180 人、同 990 人と変化している。この変化は、2008 (平成 20) 年度入試からの段階的な定員削減を実施し、また 2009 (平成 21) 年度入試からは、2001 (平成 13) 年度に開設した総合実践法学科の募集を停止して、法律学科のみの 1 学科体制への制度変更を断行した結果である。そのような制度改革の前提のを踏まえ、過去 5 年間ににおける収容定員と在籍者の状況は (表 5-4) のとおりである。

法学部では、2009 (平成 21) 年度より 1 学科体制への移行に伴い、教育内容の改革を断行してきた。それは、「リスクマネジメント・コース」や「不動産管理コース」等の新たなコース制度導入を内容とする教育システムの改善化や F D の実践化、P A S S 制度の運用などがそれである。この改革努力が一定の功を奏し、2008 (平成 20) 年度に 52.4% に落ち込んでいた収容定員充足率も、2009 (平成 21) 年度には 57.9%, 2010 (平成 22) 年度には 69.5% と明らかな改善化の傾向が見てとれる。

表 5-3 過去 3 年間ににおける入学定員・収容定員等の推移 (名)

学科	コース	2008 年度			2009 年度			2010 年度		
		入 学 定員	編 入 定員	収 容 定員	入 学 定員	編 入 定員	収 容 定員	入 学 定員	編 入 定員	収 容 定員
法 律 学 科	昼間主 (FA)	110	10	670	140		620	140		570
	夜間主 (FB)	60	-	240	40		220	40		200
総 合 実 践	昼間主 (FA)	55	10	375	募集停止		265			155
	夜間主 (FB)	25	-	145			105			65
計		250	20	1430	180	20	1210	180		990

(表において、“総合実践”とは、総合実践法学科を、また、“編入定員”は、3 年次編入定員を意味する。)

表 5-4 過去 5 年間ににおける収容定員充足率の推移 (名)

			2006 年度	2007 年度	2008 年度	2009 年度	2010 年度
昼間主	法律学科	収 容 定 員	756	740	670	620	570
		在 籍 者	531	438	353	396	475
		収容定員充足率	70.2%	59.2%	52.7%	63.9%	83.3%
	総合実践 法学科	収 容 定 員	420	420	375	265	155
		在 籍 者	280	214	157	100	54
		収容定員充足率	66.7%	51.0%	41.9%	37.7%	34.8%
夜間主	法律学科	収 容 定 員	240	240	240	220	200
		在 籍 者	242	215	181	163	137
		収容定員充足率	100.8%	89.6%	75.4%	74.1%	68.5%
	総合実践 法学科	収 容 定 員	160	160	145	105	65
		在 籍 者	99	73	59	42	22
		収容定員充足率	61.9%	45.6%	40.7%	40.0%	33.8%
法学部合計		収 容 定 員	1,576	1,560	1,430	1,210	990
		在 籍 者	1,152	940	750	701	688
		収容定員充足率	73.1%	60.3%	52.4%	57.9%	69.5%

(なお、2009 年 4 月より、総合実践法学科は募集を停止している。)

【点検・評価】

2010（平成 22）年度入試では、2008（平成 20）年度に 52.4%にまで落ち込んだ収容定員充足率が 69.5%にまで持ち直している。また、2010（平成 22）年度には、入学定員の 180 名に対して 185 名の入学者を確保し、ほぼ 10 年振りに定員枠を確保することができた。収容定員充足率としては、まだ 70%弱であり、予断は許さないものの、この結果と傾向は、十分に評価できる。

「効果が上がっている事項」

2009（平成 21）年度からの 1 学科体制への移行、2008（平成 20）年度からの入学定員数の段階的削減化等の改革、また 2009（平成 21）年度よりスタートした教育改革の一環としての「リスクマネジメント・コース」等の新コースの導入や継続的な F D 活動の実践、また PASS 制度の等が、学生確保や収容定員充足率の改善化に寄与していると考えられる。

「改善すべき事項」

全体的な改善化の傾向も、入学定員の削減等の入試枠組みの縮小化の反映にとどまり、志願者総数は依然として低水準にある。今後、新たな志願者の掘り起こしが不可欠であり、そのためには、さらなる教育内容の継続的な改革を押しすすめることが必要である。また、再増加の兆しが見られる退学者・除籍者対策も必要である。

【将来に向けた発展方策】

2010（平成 22）年度の法学部における入学定員と定員充足率の好転・回復の兆しは、上記のように、段階的な入学定員の削減化と 1 学科体制への組織の組替えという、旧来の拡大化政策からの転向が基本となっている。ただ、その組織改変の効果は限定されており、

今後、その傾向を持続的なものとしていくためには、各種の改革、とくに新たな教育プログラムの導入をはじめとする学部教育本体の改革（教育改革）が不可欠である。また、定員充足率をさらに改善するためには、①FD、とくにアクティブ・ラーニングを含む教育手法の実践と教員の教育力の向上、②キャリア教育等を通じての学生の就業力、社会的基礎力の底上げ、③「出口」における成果の実現、④教員の社会貢献の拡充化、⑤退学者対策の実践、⑥大学全体の広報活動とリンクした本学部固有の広報活動の活発化等、取り組むべき課題は山積している。

【根拠資料】

1. I-1-1 入学者数推移表（2006年度～2010年度）

（経済学部）

【到達目標】

少人数教育を実施するために適切な入学定員・収容定員を設定すると共に、収容定員に基づき在籍学生に極端な過不足が生じないように適切に入学者の人数を管理・決定することが目標である。

【現状説明】

経済学部では、2006（平成 18）年度、2007（平成 19）年度と入学定員に比べて入学者数が減少したので、それに対応して 2008（平成 20）年度に入学定員を 330 名に縮小し、さらに 2009 年度から入学定員を 280 名としている。2006（平成 18）年度から 2009（平成 21）年度までは入学定員を満たしていなかったが、2010（平成 22）年度は春学期入学者について入学定員 280 名に対して 319 名の入学者があり、入学定員を充足した。2010（平成 22）年度は秋学期入学者も入れて 336 名の入学者を確保した。収容定員については、在籍学生数で収容定員を満たしておらず、2007（平成 19）年度から 2009（平成 21）年度については 60% 台であったが、2010（平成 22）年 5 月 1 日時点で 84% の充足率に若干ではあるが改善が見られた。いわゆる V 字回復の基調にあるといえる。

表5-5 経済学部の入学定員と入学者数の推移

	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
入学定員	440	440	330	280	280
入学者数	268	270	237	246	319
比率	0.61	0.61	0.72	0.88	1.14

注：2010年度は5月1日現在

表5-6 経済学部の収容定員と在籍学生数の推移

	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
収容定員	1820	1820	1710	1520	1330
在籍学生数	1335	1200	1072	1020	1118
比率	0.73	0.66	0.63	0.67	0.84

注：2010年度は5月1日現在

【点検・評価】

2010（平成 22）年度に入学定員を充足した点は評価できる。また、収容定員充足率も向上している点は評価できる。しかしながら、収容定員に対する在学生数の比率の適切性を考慮すると、84%という数字は不適切な状態にあるといえる。収容定員を充足するための対応策が必要である。

【将来に向けた発展方策】

入学者確保について今後も努力し、新たなコースの設定等で工夫を凝らし、高校等の受験者にアピールすることで定員充足を目指す。具体的な対応策としては、地域づくりコース、ビジネスリーダーコース、ビジネスアカウンティングコースを設定するべく準備している。

【根拠資料】

1. I－1－1 入学者数推移表（2006 年度～2010 年度）

（国際関係学部）

【現状説明】

2006（平成18）年度、2007（平成19）年度、入学定員に対する入学者数比率はそれぞれ0.68、0.64であり、収容定員に対する在籍学生数比率もそれぞれ0.59、0.61であった。かかる状況を改善するために、適正な定員管理を図る観点から、2008（平成20）年度に入学定員の全学的な見直しを行い国際関係学部の入学定員を175名とした。その結果2008（平成20）年度の入学者数比率は0.68に、在籍学生数比率も0.66にそれぞれ改善した。

2009（平成21）年度に、本学の適正規模を勘案し、再度入学定員の調整を行い、国際関係学部の入学定員を140名として現在に至っている。2009（平成21）年度、2010（平成22）年度の入学者数比率はそれぞれ0.72、0.71、また在籍学生数比率はそれぞれ0.65、0.65と横ばい状態にある。

表5-7 国際関係学部の入学定員と入学者数の推移

	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
入学定員	225	225	175	140	140
入学者数	152	144	119	101	99
比率	0.68	0.64	0.68	0.72	0.71

表5-8 国際関係学部の収容定員と在籍学生数の推移

	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
収容定員	1,175	1,045	870	775	680
在籍学生数	693	640	575	504	445
比率	0.59	0.61	0.66	0.65	0.65

【点検・評価】

入学定員の調整による収容定員管理により、学生の受け入れ数を適切に管理していることは評価できる。このような努力によりやや改善しているも、2010（平成22）年度の入学者数比率は0.71、在籍学生数比率は0.65であり、さらなる改善努力が必要である。

【将来に向けた発展方策】

現在、2011（平成23）年度学生募集に向けて取り組んでいるコミュニケーション力育成やホスピタリティ産業をめざすことができる教育内容の改革などを通じて、学生募集の開口を広げ、学生の掘り起こしを行い、入学者数比率、在籍学生数比率を高め、適正な定員管理を進めることとしたい。

【根拠資料】

1. I－1－1 入学者数推移表（2006 年度～2010 年度）
2. 基礎データ「学部・学科、大学院研究科、専門職大学院の志願者・合格者・入学者の推移」
3. 基礎データ「学部・学科、大学院研究科、専門職大学院の学生定員及び在籍学生数」

（法学研究科）

【現状説明】

法学研究科は、入学定員 10 名、収容定員 20 名である。

試験成績が一定の水準に満たない場合には、定員に満たない場合であっても入学を許可しないという方針は一貫しているが、そのなかで適正な定員管理に努めている。

開設当初 6 年間は、入学定員をかなりオーバーしている状況（入学者累計／入学定員累計＝121／60＝2.01）にあったが、2005（平成 17）年度から 2010（平成 22）年度までの最近 6 年間はほぼ定員を充足している状況（入学者累計／入学定員累計＝65／60＝1.08）にある。

法学研究科は、入学定員 10 名、収容定員 20 名である。

表 5-9 最近 6 年間の入学者および在籍学生数ならびに充足率

	入学者数（名）	在籍学生数合計（名）	収容定員充足率
2005 年度	13	28	1.40
2006 年度	12	29	1.45
2007 年度	12	28	1.40
2008 年度	10	23	1.15
2009 年度	9	23	1.15
2010 年度	9	20	1.00

なおそのうち、社会人の受け入れは多いというのが法学研究科の特徴であるが、社会人の多くは資格取得を目指す、会計・税務事務所勤務関係者が多く、やや偏りが見られる。

表 5-10 最近 4 ヶ年（2007 年度～2010 年度）の留学生の志願状況および入学状況

	志願者（人）	入学者（人）	修了者（人）
2007 年度	2	1	2
2008 年度	1	1	2
2009 年度	2	2	1
2010 年度	0	0	2

【点検・評価】

開設当初の定員超過状態は改善され、現在ではほぼ適正な定員充足状態にあり、適切である。

現在、ほぼ適正な状態にある。学内のみならず、広く大学院生を公募し、厳正・的確な入学者選抜を行うという観点より、2009（平成 21）年度導入の特修プログラム制度の適正な運用が重要である。

また、受験志願者の漸減現象に対処するため、制度面において、学部生・社会人にとって魅力ある法学研究科とすべく長期履修制度および特修プログラム制度を導入し、後者では 1 名の入学者があった点は評価できる。

「改善すべき事項」

近年、受験志願者の漸減現象により入学者は減少傾向にある 2009（平成 21）年度および 2010（平成 22）年度はともに 9 名で、単年度の定員 10 名を 1 名ずつ割っている）ので、その対応策のひとつとして、2012（平成 24）年度入試から優秀な学部学生対象の学内推薦入学制度が導入される予定である。

課題は、制度面においても、教育面においてもいかにして魅力ある研究科を創造していくかにある。とくに、特修プログラム生については、G P A 3.0 以上という比較的に優秀な学生を採用しているわけであるから（「九州国際大学大学院法学研究科特修プログラムに関する規程」第 3 条）、特修プログラム生としての 1 年間の学習成果を見た上で、推薦制度にのせることに問題はないが、一般の学内推薦入学制度についても質の低下につながらないように、厳正な運用が重要となる。

【将来に向けた発展方策】

今後は、教育の実質面（ニーズをふまえた科目配置、講義演習内容の充実等）において改善を重ねて行く必要がある。また、企業・職域団体等に対する法学研究科の広報は重要である。

なお、定員管理については、法学研究科設置当初の時期において定員超過が著しかったが、その後漸次調整され、ほぼ適正な状態にあるが、今後は定員割れ対策も求められる。そのひとつとして、学部生の成績優秀者等に対する学内推薦入学制度が 2012（平成 24）年度入試から設けられる予定である。

【根拠資料】

1. 基礎データ「学部・学科、大学院研究科、専門職大学院の志願者・合格者・入学者の推移」
2. 基礎データ「学部・学科、大学院研究科、専門職大学院の学生定員及び在籍学生数」
3. 「2010 年 大学院案内」
4. 「法学研究科募集要項」

（企業政策研究科）

【現状説明】

2001（平成 13）年度の開設以来、2009（平成 21）年度までに志願者総数 333 名、入学者 202 名を数え、定員の 2 倍を超える志願者となっていたが、2008（平成 22）年度の志

願者が 21 名あったものの入学者は 14 名にとどまり、入学定員を下回るようになった。また、2009（平成 21）年度の入試では、志願者 26 名（一般 1 名、社会人 2 名、留学生 23 名）と 2008（平成 20）年度の志願者 21 名から増加したものの、入学者は 12 名とさらに減少している。

表 5-11 最近 6 年間の入学者および在籍学生数ならびに充足率

	入学者数（名）	在籍学生数合計（名）	収容定員充足率
2005 年度	15	41	1.03
2006 年度	25	42	1.05
2007 年度	22	49	1.23
2008 年度	14	37	0.93
2009 年度	12	27	0.68
2010 年度	5	21	0.53

表 5-12 最近 4 ヶ年(2007 年度～2010 年度)の留学生の志願状況および入学状況

	志願者（人）	入学者（人）	修了者（人）
2007 年度	25	14	14
2008 年度	11	7	12
2009 年度	23	9	10
2010 年度	6	3	5

【点検・評価】

学部生と社会人の志願者の減少傾向が続き、税理士を目指す受験生の減少が影響している。

【将来に向けた発展方策】

社会人や留学生の志願者を増やすなどの施策を講じていく。

【根拠資料】

1. 基礎データ「学部・学科、大学院研究科、専門職大学院の志願者・合格者・入学者の推移」
2. 基礎データ「学部・学科、大学院研究科、専門職大学院の学生定員及び在籍学生数」
3. 「2010 年 大学院案内」
4. 「企業政策研究科募集要項」

（別科日本語研修課程）

【到達目標】

収容定員に基づき、在籍学生に極端な過不足が生じないように適切に入学者の人数を管理・決定することが目標である。

【現状説明】

別科の入学定員は 60 名、入学時期は春・秋の 1 年に 2 回、受け入れ対象国は主に中国である。入学総数は、2005（平成 17）年度が 47 名、2006（平成 18）年度が 61 名、2007（平成 19）年度が 53 名、2008（平成 20）年度が 50 名、2009（平成 21）年度が 59 名であり、収容定員の 80%以上は確保できている。詳細は、表 5-13 に示すとおりである。

表 5-13 出身国別の入学者数 (名)

	入学総数	中国	韓国	台湾	その他
2009 年秋	32	32			
2009 年春	27	26			1（ミャンマー）
2008 年秋	24	24			
2008 年春	26	21	5		
2007 年秋	28	26	1		1（インドネシア）
2007 年春	25	22	3		
2006 年秋	33	27	4		2（アメリカ、フィリピン）
2006 年春	28	26	1	1	
2005 年秋	34	34			
2005 年春	13	13			

【点検・評価】

入学定員・収容定員の 60 名に対して、極端な過不足なく学生を受け入れており、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理していると評価できる。

【将来に向けた発展方策】

現時点では、入学者の大半が中国となっており、今後は、韓国や台湾などからの入学者の確保を目指していく。

5-4 学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。

（大学全体）

【現状説明】

学生募集・入学者選抜の公正性・適切性については、入学者選抜の仕組みと実施に直接関連する入試制度の改善および入学試験実施計画の検討を行う際に前年度の入試結果等の分析結果を示す形で定期的に検証している。

前年度の入試結果等の分析結果は、毎年度のはじめに入試・広報委員会および入試・広報室において原案を作成し、各学部教授会の承認を得ている。特に入学者選抜とその実施に関連する基本方針（募集定員、入試方法、入試科目、入試日程、その他入試制度に直接関連する事項）は最重要事項として当該委員会で年間スケジュールにしたがって厳正な審議を行っており、全学的に定期的に検証する体制が確立している。

さらに、この入試・広報委員会に、入試・広報部長によって統括されている「出題部会」を置き、入学試験問題の作成に関するすべての業務が所管されている。この部会は出題計画の作成と問題作成スケジュールの管理、各科目の出題者と出題主任の選出といった人事、

学内外からの問題に対する照会への対応を業務の一環として含んでいる。出題の妥当性・適切性については各科目の出題部会で事前に綿密に検討するほか、各年度の適切な時期に全体の出題部会を数回開催してそれぞれの年度の出題に関する点検・評価を行い、入学試験問題の絶えざる検証を行っている。こうした全体の出題部会から出題主任を通じて各出題者に情報がフィードバックされている。

【点検・評価】

入学試験に関する基本方針と実施計画を策定するための入試・広報委員会は、全学的な検討と審議の場を確保するという意味で所期の機能を果たしており、内部における入試業務、広報業務、入試問題作成業務の運営も、それらを所管する部会や各部署によって適切に進められていて、それらは公正かつ適切に実施されていると評価できる。

また入試の出題・問題作成業務については、出題部会を中心とした体制によって確実に運営が進められており、各年度の入試問題に関する検証も十分になされている。

【将来に向けた発展方策】

学生募集および入学者選抜の業務における公正性・適切性に関しては、定期的に検証されており、現在までのところ、特段の改善策をとる必要はない。

(法学研究科)

【現状説明】

他大学卒業生・大学院生、社会人、学部卒業生・外国人留学生のいずれに対しても広く門戸を開放しているが、学生募集および入学者選抜については、研究科委員会や入試広報委員会で一般的に審査や審議を行うほかは、定期的な検証は研究科委員会で行っている。

【点検・評価】

結果として、学生の受け入れ方針に基づいた公正かつ適切な学生募集および入学者選抜になっていることは評価できる。

学生募集および入学者選抜について定期的な検証を行っていて、適切である。

【将来に向けた発展方策】

年2回の秋期と春期の入試について、2011（平成23）年度から、入試広報委員会等を開催して、前年度の2回の入試が学生の受け入れ方針に適合していたか、それは公正かつ適切になされたかについて引き続き検証を行う。

社会に貢献し得る有為な人材の受け入れを進める観点からも、広く門戸を開放する方策を講じていく。

【根拠資料】

1. 基礎データ「学部・学科、大学院研究科、専門職大学院の志願者・合格者・入学者の推移」
2. 基礎データ「学部・学科、大学院研究科、専門職大学院の学生定員及び在籍学生数」
3. 「2010 大学院案内」
4. 「法学研究科募集要項」

(企業政策研究科)

【現状説明】

研究科委員会において審議を行い定期的にその公正さと適切性はいずれも検証されている。

【点検・評価】

こうした公正かつ適正な検証の中から、学内推薦制度の導入や入学試験の採点基準の見直し、さらには教員組織の充実などの検討課題が浮かんできた。

出願資格が募集要領に明記されており、留学生の場合には日本語能力「N1」を条件づけるなど明示している。また、大学のオープンキャンパスや大学院独自の進学説明会を利用して受け入れ方針を周知し、過去の入試問題を公開していることは評価される。

学生募集および入学者選抜は、規程および研究科委員会の協議に基づき公正かつ適切に行われている。なお、各試験のなかで不可（60点未満）が一つでもあると不合格としており、入学者の学力の水準を厳密に維持している。

「改善すべき事項」

出願の資格は明示されているものの、入学試験で求められる能力などについては明らかにされておらず、改善すべきである。なお、小論文試験の合格基準が年度によって多少のばらつきがあり、この点の改善が求められる。

2008（平成 20）年度以降、入学者が入学定員を下回るようになり、この傾向は改善されていない。とくに、これまで実績のあった税理士志望の受験者が激減している原因は、教員組織の未整備にある。実績のある教員が定年退職したり割愛があったりで、その後の適切な対策が講じられてこなかった。この点は改善すべきである。また、生涯学習を目的とする社会人の志願者もわずかであり、地元地域社会への広報活動を強化する必要がある。

【将来に向けた発展方策】

近年、志願者、特に社会人の志願者が減少していることに鑑み、地元企業への広報・募集活動を強化する。さらに、在学生への働き掛けを1年次生から行うとともに学内推薦制度を本格的に導入する。また、試験問題をより適切なものとし、採点基準を明確にするよう入試委員会において改善策を協議することにする。英語、小論文や専攻科目の試験での合格基準を明らかにし公開することにする。

志願者の減少に伴って、入学定員の削減も論議されているが、当面は志願者を増やす方向で対策を講じる。一つは、学部生の学内推薦制度によって教育職や公務員希望の学生確保に努める。もう一つは税理士などの資格を希望する学生を確保するために、教員の補充を含めた教員組織の適切な編制を行う。

【根拠資料】

1. 基礎データ「学部・学科、大学院研究科、専門職大学院の志願者・合格者・入学者の推移」
2. 基礎データ「学部・学科、大学院研究科、専門職大学院の学生定員及び在籍学生数」
3. 「2010 大学院案内」
4. 「企業政策研究科募集要項」

（別科日本語研修課程）

【現状説明】

新年度の学生募集や入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、別科長、専任教員、

兼担教員、各学部から選出された教員各1名、国際センター事務室長からなる別科運営会議において、方針、計画、実績等を報告・審議の後、承認を受けている。この過程において毎年、定期的な検証が行われている。

【点検・評価】

別科運営会議には別科教員組織以外のメンバーも加わり、客観性を確保して適切な検証が行われていると評価できる。しかし、将来を見通した学生募集や入学者選抜のあり方に関する定期的な検証は行われていない。

【将来に向けた発展方策】

今後は、学生募集や入学者選抜のあり方について、別科運営会議のなかでPDCAサイクルに則り定期的に検証を行う。

第6章

学生支援

第6章 学生支援

【到達目標】

1. 学生にとってのキャンパス・アメニティの向上をはかる。2. 学生に対する生活支援の充実をはかる。3. 学生生活の活性化をはかる。4. 奨学金の規律化を目指す。5 修学支援機能の充実をはかる。6. 学生のための他大学との交流を密にする。7. セキュリティ対応をはかる。

6-1 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるように学生支援に関する方針を明確に定めているか。

(大学全体)

【現状説明】

「九州国際大学（第一期）中期実行計画」（平成 20 年度～平成 22 年度）では、学生支援に関する方針が、1. キャンパスアメニティ（学生にとってのキャンパス・アメニティの向上をはかる。①私学としてのシンボルになりうるランドマーク（施設・ゲート等）を設置する。②学習意欲を高めるための、集いながら学べるスペースの確保、③空き時間を楽しく過ごすスペースの確保、そして④目的を持った活動（サークル活動等）へのスペースの確保、⑤禁煙運動を推進するとともに、学生のマナー向上を目指す措置や⑥留学生寮のあり方、寮設備の効率的で効果的な運用についてそれぞれ検討する）、2. 生活支援（①学生生活調査を実施し、学生のニーズの把握に努める。②スポーツ関連奨励制度のあり方を検討し、適正な制度の再構築を図る。③学生サークルの活動への支援のあり方や、④強化サークルへの支援のあり方をそれぞれ検討する）、3. 学生生活（①学生自治会のあり方の検討）、4. 奨学金の規律化、5. 女子学生対策、6. 障がい者対応施設、7. 修学支援機能の充実（①カウンセラーの設置、②広汎性発達障がい者への対応）、8. 学生のための他大学との交流、9. セキュリティ対応（①危機管理。②トラブル対応）として明確に定められていて、本学の修学支援・生活支援に関する方針は明確である。なお、進路支援については、後述にゆずる。

以上を受けて、本学は、学生に以下のような姿勢で臨んでいる。すなわち、本学では、学生に対する修学支援、生活支援、進路支援体制を整備するとともに、教職員が連携して学生の指導にあたり、学生が学修に専念し安定した学生生活を送ることができるように適切な学習環境の保持に努めている。この方針については大学評議会等を通じて教職員に周知徹底するとともに、学生に対しては学生便覧と Student Guide において周知徹底を図っている。

【点検・評価】

学生生活において勉学を支援するためにはまず安全・健全な環境と健康的な生活という条件が満足されることが前提条件となるが、この点に努力している点は評価できる。また、新型インフルエンザやエイズなどといった新しい脅威に対してのみならず、あらゆる病疫から学生の生命を守るために、本学はかれらの健康面でのチェックと指導、保健・健康教育をきちんと行うことのできる体制づくりに努めている点は適切である。とくに、近年は

目立つことであるが、学生の中には経済問題や、一人暮らしの不安や淋しさ、対人関係など、生活上の悩みを抱えるものも少なくない。本学は、肝腎の勉学がこれら勉学外の悩みで妨げられないよう、万全の支援を行っていく体制づくりに努めている点は評価できる。なお、近年全国的に大学での薬物乱用事件やハラスメントが多発しているが、本学では、危機管理の立場から、これら犯罪・事故に学生が巻き込まれないように予防・啓発を行い、特に人権侵害は徹底的に排除し、学生の安心・安全を確保することに努めている。

【将来に向けた発展方策】

フリースペースやスタディースペースなどの学生の居場所づくりを検討すると同時に、学内における禁煙や分煙問題についてさらに検討していくことで、環境整備に引き続き努めていく。

【根拠資料】

1. 「九州国際大学（第一期）中期実行計画」（平成 20 年度～平成 22 年度）（平成 20 年 1 月 31 日）

6-2 学生への修学支援は適切に行われているか。

（大学全体）

【現状説明】

学生への修学支援として、最近では初年次教育、キャリア教育に力を入れて推進している。大学で学ぶ意義を考えることや大学の学びが将来の進路決定の下支え力となることなどを学習することにより、本学の学生全員が目的意識を持って大学生活に臨むことができるように意図している。また、教職に関わる支援体制も全学的に整備している。さらには学生の勉学奨励や生活向上を目的として学内外の奨学金制度の充実に努めている。

① 留年者・休退学者の状況把握と対処の適切性について

退学者（学費未納による除籍者も含む）の現状は、1999 年度（平成 11 年度）以降急激に増え、2006 年度 195 名（6.09%）、2007 年度 190 名（6.80%）ときわめて高い数字になってしまった。しかし、以下述べるような種々の取り組みを行い、2009 年度には 115 名（5.10%）と大幅に改善した。

表 6-1 退学者の推移 (名)

	2005 年度	2006 年度	2007 年度	2008 年度	2009 年度
法 学 部	66	66	66	44	30
経 済 学 部	107	93	87	70	49
国際関係学部	61	36	37	46	36
合 計	234 (6.4%)	195 (6.1%)	190 (6.8%)	160 (6.6%)	115 (5.1%)

本学では退学しようと考えている学生全員に対して面談を行い、個々の学生の意識や考

えを汲み上げてきた。その中から浮かんできた退学の実態は、第一に大学と学生のミスマッチである。大学と学生のミスマッチを減らすために、新入生全員に「フレッシュャーズ・ミーティング」という宿泊研修を実施している。この研修で大学のシステムにスムーズに適應できるようにガイダンスを行い、あわせて大学での新しい友人、仲間づくりをしてもらい、教員との交流も深めている。

また、全教員に毎週2時間のオフィス・アワーを設定してもらい、講義時間内にはできなかった質問や演習生の修学指導等に対応するとともに、各学部で開催されるシンポジウム等にも参加を促し、幅広い知識を多くの機会を利用して身につけさせるように指導している。

休学についても退学についてと同様にゼミ担当教員や教務委員によって面談を行い、きめ細かな指導を行っているが、休学者の現状は、2005（平成17）年度（41名）から2008（平成20）年度（44名）とほぼ一貫して40名あまりであった。しかしながら2009（平成21）年度は54名とやや増加傾向にある。その理由の一つとしては、進路を再検討するための休学がかなり増えているといえる。

表6-2 休学者の推移 (名)

	2005 年度	2006 年度	2007 年度	2008 年度	2009 年度
法 学 部	13	12	5	12	18
経 済 学 部	14	17	26	26	20
国際関係学部	14	9	11	6	16
合 計	41	38	42	44	54

さらに、留年生についても手厚い支援を行っている。まず3年次生や4年次生においては、留年者をできる限り増やさないように、年2回の成績相談会などにおいて早期の注意喚起を行い、適切な履修指導を行っている。また4年次生の学生については、「再試」の制度を設けている。

② 補習・補充教育の支援体制と実施について

全学部において、1年生の「入門演習」・「入門セミナー」の授業にSA（スチューデント・アシスタント）を配置している。経済学部では、1年生に対して、プレイスメントの成績を基準に数学科目への参加を促している。

③ 障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性について

障がいのある学生については、必要に応じて、本人（保護者を含む）と大学スタッフとの間で数度にわたる面接を行い、大学による支援措置を十分に理解してもらえるように努めている。また、授業開始後は当該学部教員、カウンセラー、学務事務室が相互に連携し、授業における配慮や緊急時の対応について支援措置を行っている。

④ 経済的支援措置の適切性について

奨学金等の経済的支援措置については、本学では、学内奨学金制度を充実させるとともに、在学生に学外奨学金の活用を周知して、学生への経済的支援に積極的に取り組んでいる。

奨学金のうち学内奨学金には、給与型奨学金と貸与型奨学金がある。給与型には、特別奨学生奨学金と一般奨学生奨学金がある。また、入学試験結果の成績優秀者に対する奨学金制度や、自然災害による被災学生に対する授業料減免の制度も設置しているほか、体育会系学生に対してスポーツ奨学金を支給している。一方貸与型奨学金として九州国際大学貸与奨学金制度を設けている。学外奨学金としては、主に日本学生支援機構や地方公共団体の奨学金制度の活用を促しており、九州国際大学同窓会からの給与型奨学金も用意されている。

そして、在籍者数等に変化が見られるので、財政の効率的運用を図る観点から、学内の奨学金制度について、奨学金制度の充実を図りつつ、在学生数に見合うよう整理を行う必要があるが、一般奨学金の奨学生数については、学生数に見合った見直し（内規の改正）を行った。

そのほか、留学生を対象にした奨学金制度も設けている。2009（平成 21）年度は全留学生（270 名－2009（平成 21）年 5 月 1 日現在）の約 92%が授業料減免（50%～30%）を受けた。

なお、スポーツ奨学生は、強化サークルと指定サークルに入部する新入生に対して、サークル顧問が推薦する候補者の中から、スポーツ政策委員会が選考している。現在、1 学年平均 20 名がその対象となっており、授業料相当額の免除を受けている。

学外奨学金については、2009（平成 21）年度は、第一種申請者 50 名、第二種申請者 90 名のうち、第一種 27 名、第二種 62 名が採用された。また、地方自治体による奨学金では、毎年数名が採用されている。

同窓会奨学金では、九州国際大学同窓会が、毎年 40 名程度の奨学生に給費を行っている。2009（平成 21）年度は日本人学生 27 名（内、大学院生 1 名）、留学生 7 名の合計 34 名がその対象となった。

【点検・評価】

退学者については、これまでの地道な努力が実を結びつつある。退学者対策として万能なものはないが、これまでの努力を継続するとともに、さらに細かな学生ケアに教職員が一体となったシステムを作って乗り出すことが求められている。

休学者について、データはあるもののその実態については十分に把握されているとはいえない。最近の傾向としては、精神的な問題を抱えた学生や就学意欲を喪失した学生が増加傾向にあり、休学期間が終了しても復学せず、退学に至るケースも見られる。

留年者に対して、当該学生のこれまでの履修状況、成績評価などを踏まえて、無理な履修をすることなく、確実な履修ができるように履修登録時、個別の指導を行っていることは評価できる。

また教育上の配慮から、セメスター制度を活用して、学費負担の観点からも 9 月卒業を勧めていることは適切である。

補習・補充教育に関する支援体制で、SA制度に寄せる期待は大きいですが、導入されて間もないため、その評価については今後を待たなければならない。

障がいのある学生の支援体制については、学生と教職員との間の連携が取れており、評価できる。

なお、3 つの奨学金等については、次の点が指摘できる。

学内奨学金については、入学試験時の成績優秀者や入学後の学業優秀者に対する奨学金制度を設けていることは適切である。自然災害による被災学生に対する授業料減免制度では、1995（平成7）年の阪神大震災以来、九州地区における台風、地震その他の災害等に見舞われた学生がこの制度で救済されており、このような制度を設けていることは適切である。突然の経済的理由で修学困難な状況に陥った学生に貸与奨学金制度を設けていることは、学生への緊急の経済的支援として適切かつ効果的なものとして評価できる。留学生対象の授業料減免制度についても、全留学生のおよそ92%の者が授業料の減免を受けており、留学生の修学を支援する制度として評価できる。なお、スポーツ奨学生を迎えることでサークルが強化され、全国規模の大会での実績が着実に伸びている。これはスポーツ奨学生制度の有効性を証すものであると評価できる。

学外奨学金では、日本学生支援機構奨学金の緊急(一種)・応急(二種)の制度について、学生に周知徹底し、相談者に速やかに対応していることは適切である。また、地方自治体による各種奨学金について、学生の出身自治体からの情報や、現在貸与を受けている学生からの報告をもとに、学生への情報提供を迅速かつ適切に行っている点が高く評価できる。

同窓会奨学金では、同窓会提供の奨学金について、大学が申請書類の配布を行い、選考は同窓会が行っているが、適切な選考が行われていると判断される。

このように多様な奨学金制度が整備されていることで、多くの学生が経済的不安のない充実した日々を送ることができている点は評価できる。特に経済的困難が発生した学生への対応を可能とする貸与奨学金制度を創設していることは本学独自の長所といえる。

なお、特別・一般奨学生奨学金の対象者数について、在籍者数など、規程が作成された時期と比べ大きな変化が生じており、現状にそぐわなくなっているという問題点が引き続き残されている。また、特別・一般奨学金の給与がはたして学生の成果をあげることに寄与しているのかも点検されるべきである。そして全般的に奨学生の受給比率が高い点も、入学定員数が削減されているという現状をふまえ、財政の硬直化回避の観点から適正化・効率化を図る必要がある。

【将来に向けた発展方策】

留年者・休学者の状況についてデータ的には把握されている。そのデータを分析し、対策を実施することにより一定の成果を上げているが、さらなる成果をあげるためには、FD委員会を中心としたさらなる授業内容や方法の改善、また、入学生の実態に応じた初年次教育の充実、魅力あるカリキュラム作りなどに今後とも真摯に取り組まなければならない。

ただし、休学者についてはまず休学理由などのデータ分析を行い、休学期間中も休学者と定期的に連絡を取り、大学復帰に向けての環境を整備していく。

障がいのある学生の支援は、在籍学部の教職員が中心となって対応しているが、全学的な支援体制がないため、これを整備する必要がある。また、教職員だけでなく一般学生も障がい者支援に関われるようにピアサポート制度等を実施していく。

今後は特別・一般奨学金の給与と成果に関して点検していく。スポーツ奨学金に関しても次年度以降さらに整理する必要がある。また学外の奨学金に関して、学生に対する情報提供を引き続き更に強化していく。

【根拠資料】

1. 「各学部の退学者数」
2. 「各学部の休学者数」
3. 「九州国際大学教育支援奨学生に関する取扱内規」
4. 「九州国際大学スポーツ奨学生に関する取扱内規」
5. 「九州国際大学学術奨学生に関する取扱内規」

6-3 学生の生活支援は適切に行われているか。

(大学全体)

【現状説明】

まず、学生の心身の健康保持・増進、安全・衛生への配慮については、学生の心身の健康保持・増進、安全・衛生への配慮を行う部署として、学生支援室の管轄内に保健室と学生フリースペースがある。保健室では、健康診断および事後措置等の通常の保健室業務の他、健康教育や相談業務を中心にした活動を展開している。「学生フリースペース」にカウンセラーを配置し、心身共に健康な学生生活の実現を目指している。

健康診断では、結核の集団感染防止のため受診率のアップと健康診断結果に基づく事後指導の徹底を重点的目標としている。全体の健康診断受診率は、2009（平成 21）年度は全体の受診率は 96.8%に上昇した。事後措置として、2009（平成 21）年度の再検査受診率は前年度に比べ 6.0%上昇し、93.3%であった。保健室の利用状況は、2009（平成 21）年度は学生の利用件数が減少し、全体としては 177 件減少している。応急処置の過去 5 年間の平均利用件数は 1417 件で、呼吸器系（風邪・発熱等）の処置、次いで外科系、整形外科系、消化器系、皮膚科系の順だった。とくに 2009（平成 21）年度は 9 月末から新型インフルエンザの流行があり、電話での問い合わせに追われた。保健指導は、健康診断結果に基づく事後指導と各種検査測定時の生活改善や禁煙・飲酒指導や性教育等で、5 年間平均 1758 件だった。保健室内での健康教育として、「感染症の予防」、「避妊法」等に関して指導。保健室外では、全学年対象の学外講師による「アセンブリアワー講演会」（2009（平成 21）年度は薬物乱用について）、ゼミ訪問による健康教室（テーマは「禁煙」「飲酒」等）等の活動をしている。受動喫煙防止対策としては、喫煙場所の見直し（屋外に 5 箇所の喫煙場所設置し、それ以外は禁煙とする）、歩行喫煙の禁止を行った。その他「保健だより」の発行や本学ホームページ上での健康情報の記事掲載等により学生へ健康情報の発信を行っている。

ついで、ハラスメント防止のための措置としては、本学では、「九州国際大学人権保障規程」に基づき、「九州国際大学人権委員会」（委員長：学長、各学部から選出された 6 名〔各学部 2 名、うち 1 名は女性教員〕、日本語別科教員 1 名、事務職員 2 名〔うち 1 名は女性職員〕）を設置し、その下にセクシュアル・ハラスメント部会（半数以上が女性委員）、同和・人権保障部会を設置して、セクハラ等に対する相談、問題解決に強く取り組んでいる。学生への周知を図るべく、「人権保障のしくみ（文章と図解）」および「九州国際大学人権保障規程」を、「学生便覧(STUDENT GUIDE)」に掲載（全学生に配布しており、あわせてホームページにも掲載）している。そのなかに人権相談窓口が学生支援室（注：旧窓口であった修学支援室は 2009（平成 21）年 4 月に学務事務室に統合）であること、電話での相

談にも応じられることが電話番号とあわせて明記しており、また、相談窓口の他教員、事務職員への相談も奨励している。また、セクシュアル・ハラスメントに限らず、アカデミック・ハラスメントに対しても、同様に対応している。相談窓口では、来談者の意思尊重を前提に、問題解決方法の相談や心理的な事項に関するカウンセリングも受け付けている。

【点検・評価】

大学負担による精密検査を実施し、生活習慣チェック表による生活習慣病の早期発見に努めている。また、心理的問題（こころの傷や育ちの脆さ）を抱える学生に対して丁寧に向き合っている点をはじめ、これらの地道な活動が成果を上げている点は評価できる。新型インフルエンザが流行の際、他部署の協力のもとに「感染者チェックリスト」を作成し、学内感染状況を早急に把握、被害を最小限にとどめるなど、緊急時対応においても相互協力体制のもと効率よく運営されている。健康教育は、大学祭での急性アルコール中毒や食中毒防止に大きな成果をあげているなど高く評価できる。また、2009（平成 21）年度は薬物乱用防止のアセンブリアワー講演会を実施したが、学生の不幸事が生じていない点が高く評価できる。受動喫煙防止対策は違反学生への補導を伴っているからか、喫煙場所以外の喫煙が激減しており評価できる。

またセクシュアル・ハラスメントのみならず、あらゆる人権の保障に取り組んでいることは評価できる。委員会の設置、女性委員参加、担当者の定期的な研修、学生への周知など、セクシュアル・ハラスメント防止などの人権保障対策は整備されていると評価できる。

学生への対応につき、学生支援室という最も学生が相談しやすい部署に人権相談窓口を設置している点、窓口に限らず、その他多くの教職員への相談も奨励しており、相談窓口が広い点も評価できる。相談方法について、対面式だけでなく電話相談にも応じるなど、学生が相談しやすい環境を整備していることは評価できる。

入学時からセクシュアル・ハラスメント防止に取り組むのみならず、恒常的に人権研修を受講させるなど、窓口担当者の専門性向上に努めている点は適切である。また、セクシュアル・ハラスメント部会の半数以上の委員が女性であることは、適切な対処を確保する上で評価できる。

制度上、とくに問題点は見当たらないが、相談への対応の際に事実確認に時間を要することもあり、必ずしも迅速性が確保されていないことが引き続き課題である。

【将来に向けた発展方策】

性感染症や薬物乱用などを防止するため、繰り返し健康教育を行う。今後は、より多くの学生がアセンブリアワー講演会に出席するよう他部署にも協力依頼し、方法を工夫する。感染症対策として、特に鳥インフルエンザの予防や対策を継続して行うため、平時から他大学や保健所などと情報交換を行い、新しい情報を他部署と共有していく。

一方、セクシュアル・ハラスメント等の防止に当たり、制度のみならず大学構成員各人の人権意識の徹底が重要であり、全学生を対象とする研修会を開催するなど、学生に対する研修会をさらに強化するとともに、学生指導にあたる教職員向けのよりレベルの高い研修会の開催も引き続き必要である。また、セクハラ等が発生した場合に備え、人権委員会は、従来どおり、あらゆる種類のハラスメントに関する情報収集と有効な情報発信活動を続けると同時に、相談への対応に迅速性を確保するように努めねばならない。

【根拠資料】

1. 「九州国際大学人権保障規程」

6-4 学生の進路支援は適切に行われているか。

【到達目標】

本学では、「理論と実践両面に明るい人材」の育成という教育理念のもと、社会人として活躍するために必要な能力、いわゆる「社会人基礎力」を養い、卒業後は、市民社会の一員として常識を持って行動し、職業生活でも直面する問題を的確に解決することができる人材、すなわち、「自ら考え、行動し、自立した社会人」を育むという明確な方針のもと、学生の進路・就職活動支援を行っていく。

【現状説明】

学生の就職・進路支援全般につき、本学では「九州国際大学就職対策委員会規程」に基づき、就職対策委員会を設置し、そこでの討議を受け、キャリア支援室を中心に業務を展開している。就職対策委員会は11名の委員で構成され、就職・進路部長を委員長とし、各学部から選出された委員各3名およびキャリア支援室長により組織され運営されている。キャリア支援室は、室員8名で構成され、キャリア支援室長統括のもと、職員6名、任期付事務職員2名が配置され、2009（平成21）年度には本学エクステンションセンターとの業務統合を図り、主として、社会人基礎力、人間力、就職力を身につけるための正課授業による「キャリア教育」と、学生が常に自己発見・自己理解を深めつつも新鮮な刺激を適宜享受し得る施策を通じて、学生の就職活動を強力に支援していく「キャリアサポート」を二本柱とする取組みを行っている。

主な活動内容は次のとおりである。

①早期低学年からの体系的なキャリア教育

キャリアプランは、正課授業科目としてカリキュラム化され、人間力と就職力が修得できるように、入門から基礎、応用、実践へと段階的、統一的に体系化されている。

②実践的かつ即効性の高いキャリアサポート

ビジネススキルやマナーを実践的に学ぶための各種就活支援講座、合宿研修、業界・企業研究セミナー、学内企業説明会、学内企業合同面談会等の開催、および「自己分析」、「履歴書・エントリーシートの書き方」、「ナビ活用法」、「業界・企業研究」、「筆記試験対策」、「面接対策」ならびに、就業体験を通じた企業実習型のキャリアプログラムとしての特色をもつインターンシップの導入や、学外での企業合同セミナー等への参加の積極的な推進、さらに、より高度で効果的なビジネススキル修得のためにエクステンションセンターにおける「資格取得・スキルアップ講座」等を開講している。

③就職アドバイザーによる「就職なんでも相談」

元企業の人事採用担当者を起用した就職相談を特色とする。在学生・卒業生を問わず、就活における不安・悩みに対するアドバイスや、履歴書・エントリーシートの添削指導、業界・企業の選定方法、面接指導など幅広く実践的指導を行うと共に、企業とのパイプ役を担っている。

④リアルタイムに確実に就職情報を提供するモバイル情報一斉配信システム

登録さえすれば、1年次生から4年次生、卒業生までがいつでもどこからでも情報収集することができるモバイル情報一斉配信システムを導入して、就職情報をリアルタイム

に提供している。

【点検・評価】

「効果が上がっている事項」

入学年次生からの一貫した体系的キャリア教育により、学生の就職意識の形成・向上が確実に図られている。また、「就職活動支援講座」は、実践的で即効性も高く学生の現実的な就業意識の形成・向上に効果的で、現に参加学生の早期内定獲得という成果を生んでいる。「就職なんでも相談」については、元企業の人事担当者を起用していることから、学生にとって企業側の考え方を踏まえたうえで、安定した実効性のある就職活動が展開できることの意義が大きいこと、同時に企業への就職紹介の担い手ともなっており、その成果は大きい。学生の就職支援体制については、学部毎に担当者を配置し指導にあたる責任体制をとることで、担当者が個々の学生の個性や適性を的確に把握でき、個々人に応じた求人企業の紹介や指導を行ううえで極めて有効である。エクステンションセンターにおける資格取得支援は、就職活動においては今なお資格が大きな付加価値を有するところであり、その役割は大きい。就職アドバイザーによる採用企業の新規開拓や就職情報をリアルタイムで提供するモバイル情報一斉配信システムは、昨今の経済不況下の厳選採用という厳しい就職環境下にあつては、就職環境を整えるという観点から不可避の取組みである。組織体制については、就職・進路支援業務とエクステンション業務とを業務統合したことで、業務の重複を回避して機能の集中を図ったことで、一貫したキャリア形成支援が効果的に行え、費用対効果の面からも適切である。

「改善すべき事項」

個別の就職・進路相談において、複数の学生が同時に同じ窓口を訪れた場合に、待機を余儀なくされるなどの問題がある。

【将来に向けた発展方策】

「効果が上がっている事項」

企業が学生に求める能力も社会人基礎力等、単なる学識に止まらず多様化してきている。それを受け本学では、キャリア教育の本格的な体系化を図ると共に、正課授業科目としてカリキュラムを統合・再編し、そのさらなる実効性確保を目指している。また、就職活動支援講座等は、実践的かつ即効性が顕著に認められるので、時期設定などできるだけ多くの学生が容易に受講できるよう細かなスケジュール調整を心がけていく。さらに、資格は取得してはじめて付加価値となるので、合格率向上に向け、「受験は合理的取組み次第」という意識の徹底を図り、より効率的なカリキュラム編成に向け、適宜、担当講師を交え検討を重ねていく。室員による就職・進路相談については、学部毎の専属の責任体制によって一定の成果を得ているが、さらなる就職率向上に貢献すべく、個々の学生に即した適切な就職・進路指導等ができるためのスキル能力の向上を図れるSD研修を通して、学生支援・就職相談体制のより一層の充実強化を図っていく。

「改善すべき項目」

個々の就職・進路相談の特定時期における窓口の混乱対応については、当面、他の室員によるフォローにより全体としてスムーズな対応ができるようにしていく。

【根拠資料】

1. 「九州国際大学就職対策委員会規程」

第7章

教育研究等環境

第7章 教育研究等環境

7-1 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか。

(大学全体)

【到達目標】

本学は各学部・各研究科の教育研究目的を実現するために必要な施設・設備の充実を促進するとともに、学生が快適なキャンパスライフを送れるようキャンパス・アメニティの向上を促進していく。

【現状説明】

「教育重視型大学として高等教育の『質』の保証をしつつ、個性・特色の明確化を実現」し、「『教育は人なり』＝教育、事務職員、学生相互の人的成長の機会としての教育を実現する」という本学の教育研究環境整備の方針に基づき、施設・設備等の維持・管理に関し資産管理規程を定め、規程に則って法人事務局長を管理責任者とし、法人総務室が全体の維持・管理業務を担っている。

【点検・評価】

上記の教育研究環境整備の方針はやや不明確であるが、各施設の利用時間に関しても配慮がなされており、適切である。

【将来に向けた発展方策】

上記の教育研究環境整備の方針の明確化を図っていくとともに、使用上の利便性向上を図るため今後ともなお一層の努力を続けていく。

学生がコミュニケーションを図るためのスペース（憩いの場）は不十分と考えられるので、まずは学生のニーズを把握したうえで早急に確保し、整備・充実を図る。

また、1号館が築23年経過しているので、老朽化対策を検討し、将来計画として対策を講じる。

【根拠資料】

「九州国際大学（第一期）中期実行計画」（平成20年度～平成22年度）（平成20年1月31日）

7-2 十分な校地・校舎および施設・設備を整備しているか。

【到達目標】

施設・設備上の衛生・安全を確保するとともに、校地・校舎等の整備と維持をはかる。

【現状説明】

まず、校地・校舎等の整備状況とキャンパス・アメニティの形成にかんしては、1999（平成11）年に移転計画に基づき、大学の全面移転を行い、建物・設備の大部分を一新した。その際に身体的ハンディキャップをもつ学生に対する相当の配慮を行っている。たとえば、ハンディキャプトイレ設置、全棟のエレベーター設置、段差の解消によるバリアフリーなどである。もともとキャンパス全体がフラットに近い立地であるのに加えて、大学全体でのバリアフリーを目指して、すべての施設に車椅子で移動できるよう配慮している。ま

た、ほぼ全教室に障がい者用の机を設置している。さらに、車椅子通学の学生に専用駐車場を確保するなど、運用面での対応にも注意を払っている。

実際の運営上では日常的な業務の多くを民間のビル管理会社や警備会社に委託しており、大学の施設・設備等の実質的な維持・管理機能の一部を外部委託業者が担っている。

一方、図書館は、昼夜開講制に対応するため、午前9時10分から午後10時まで開館し、自由に閲覧・貸出しができるようにしている。また、学生食堂は午後7時40分まで利用可能である。

ついで、校地・校舎等の維持・管理・安全・衛生の確保にかんして、本学には、ほとんどの施設が北九州市八幡東区平野地区（以下「平野キャンパス」）に設置されているという利点がある。校舎はすべて平野キャンパスにあり、ほかに北九州市若松区にグラウンド（野球場・サッカー場）を所有している。総校地面積は83,043㎡で、大学設置基準上必要とされる36,250㎡を満たしている。また、総校舎面積は33,264㎡であり、同基準上必要とされる16,923.6㎡を満たしている。なお、平野キャンパスはJ R八幡駅から徒歩10分程度の位置にあり、バス停留所、都市高速インターも近く、交通上の利便性に恵まれている。近隣には独立行政法人国際協力機構（JICA）、北九州市国際交流協会などがあり、一体感のある国際交流ゾーンを形成している。

平野キャンパスには主な建物が7棟ある。その内訳は、1号館、2号館、3号館、研究棟、メディアセンター、KIUホール、平野記念館であり、それぞれの用途は概ね以下のとおりである。

1号館：学長室・学部長室・研究科長等の執務室、事務室、保健室、会議室、別科教室等

2号館：講義専用の教室棟（大学院教室含む）

3号館：講義教室（2階以上）、就職支援関連施設、エクステンションセンター等（1階）

研究棟：教員研究室、大学院生研究室、会議室、ラウンジ等

メディアセンター：図書館、ネットワークセンター、情報処理教室、システムカフェ等

KIUホール：大教室（539席）、食堂、生活協同組合、学生自治会室等

平野記念館：法人棟、体育館、武道場、トレーニングルーム、サークル部室等

設備面では、2号館・3号館のほぼ全教室にプロジェクター・マイク・DVDプレーヤー等の教育用機材を備えている。

本学は、比較的コンパクトなキャンパスの中にさまざまな生活空間が整えられており、交通のアクセスも良く、学生にとっては利便性に恵まれているといえる。

キャンパス・アメニティの形成・支援は学生支援室が実行の主管部署となって取り組んでおり、2008（平成20）年度より実施中である「中期実行計画」においても「学生満足度を高めるキャンパス・アメニティの向上」を重点課題としている。学生支援室は、種々アンケートの実施や「目安箱」による情報収集を通じて学生のニーズを把握することに努めており、その情報をキャンパス・アメニティ向上の一助としている。

学生への情報提供は、1号館1階ホール掲示板を中心とした学内数箇所の決められた場所で行っている。また、KIUポータルサイトを利用して、学生は目的に応じて情報を入手することができる。

また、食事に関しては学生食堂（445席）を整備しているほか、生活協同組合（購買部）、近隣のスーパーマーケット・各種飲食店を利用できるなど、環境が整っている。そのほか、

建物内外に座って憩えるフリースペースやラウンジ等を設置することによって学生の居場所確保に努めているが、学生にとって快適なキャンパス・アメニティ形成には、今後とも学生の意見を取り入れながらハード・ソフト両面で尚一層の工夫が必要であろう。

さらに、地域への環境的影響に関しては、本学はグラウンドが隣接していないためサークル活動時の声も少なく、また駐車場も完備しているので近隣からの苦情は殆どない。

本学では、ネットワーク関連設備を除き施設・設備のメンテナンスをビル管理会社に外部委託している。そして、夜間および休日の守衛業務を警備会社に外部委託している。

2号館に施設設備・機械警備を集中監視する中央監視室を設置しているが、その機能を上記二社に委託しており、日常はビル管理会社が常駐し、夜間・休日は警備会社が常駐する24時間体制をとっている。

また、キャンパス内の建物を含む清掃管理業務、法定点検管理（受変電設備、防災設備、昇降機設備）、保守点検管理（自動ドア、空調・換気設備、ポンプ、放送設備）、環境衛生管理（受水槽清掃、剪定・除草）等を専門業者に委託している。それらは本学に常駐しているビル管理会社とも密接に連携しており、何かあればビル管理会社を通じて法人総務室に報告されるようになっている。そして、毎月1回、法人総務室・ビル管理会社・警備会社による連絡会議を開催しており、綿密な情報交換を行っている。

一方、防火管理に関しては「防火管理規程」を定めており、法人事務局に設置する防火管理委員会の委員長が防火管理責任者を務める。防火管理委員会には大学からは学生部長、大学防火責任者、副防火責任者が委員となっている。

学生がサークル活動・課外活動等で使用する平野記念館の施設や部室などについては、九州国際大学平野記念館使用規程、九州国際大学アリーナ使用規則、九州国際大学部室等使用規則等において施設・備品等を完全な状態で使用するための使用手続き、遵守事項等を定め、適正な運用と衛生・安全の確保を図っている。

なお、施設等を学外の団体に貸与する場合は、施設の適切な運用が図られるように、九州国際大学施設等の学外貸与に関する規程において遵守事項や使用者の責任範囲を明確にしている。

【点検・評価】

施設・設備の維持・管理に係る管理体制が確立され、管理責任者のもとに、法人総務室、資産管理主任者、外部委託業者等がそれぞれの範囲で施設・設備の維持・管理を行っているなかで、現状においては適正な管理が行われており、体制面に係るような問題は発生していない。日常業務の中で微妙な判断が発生する場合はその都度連絡をとりながら処理しており、管理体制が確立されていると評価できる。

キャンパス全体が障がいのある学生等にも配慮した設計となっていることは評価できる。

一方で、大学・学部、大学院研究科の教育研究目的を実現するために必要な施設・設備等は十分整備されており、評価できる。

また、学生生活を送るうえで快適な環境が提供できている。

コンパクトなキャンパスはゆとりが少ないという一面もあるが、積極的にキャンパスを利用する学生にとっては利便性が高い。

なお、アンケートの実施など、キャンパス・アメニティ改善に積極的に取り組んでいる姿勢は長所であり評価できる。

施設・設備等の衛生・安全を確保するため、専門業者に業務を委託し、常に安全、良好、快適な状態で使用に供することができるようにシステムが整備されている。また、学生が課外活動等で使用する施設についても、使用規則を定めて適正な状態を維持する仕組みができていることは評価できる。

【将来に向けた発展方策】

各施設の利用時間に関しても配慮がなされており、特段の改善を要する問題点は見当たらないが、使用上の利便性向上を図るため今後ともなお一層の努力を続けていく。

また、留学生寮については劣化しており、対応策を講じていく。

【根拠資料】

1. 「学校法人九州国際大学 規程集」

7-3 図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。

(大学全体)

【到達目標】

(a) 図書館は、本学大学院研究科、学部・学科等における研究・教育上の需要に適合した資料群(図書、学術雑誌、電子情報等)を整備し、固有の蔵書構築を目指すとともに、国内外の学術情報相互提供システムを整備して、広く学内外に公開することにより教員・学生・院生の研究・学習上のニーズに供するとともに、地域住民の生涯教育の需要のために活用されるべく、十分な知的インフラを整備し、活用されることを目標にする。また、

(b) 教育情報ネットワークセンターは、本学における情報教育・研究の発展と、北九州地域に根ざした社会科学・国際関係教育情報網の要点として貢献すべく、さまざまな電子情報サービスを提供し、近年において一層要求される高度情報化へのニーズに適切に応えつつ、時代の要請に対応できる人材養成に尽力することが目的である。

【現状の説明】

(a) 図書館関連

(i) 資料・図書・学術雑誌および視聴覚資料 本学図書館の収書方針は、図書館規程に基づき、学術研究・教育活動に必要な一般教養・専門分野の図書や、統計書、辞典、事典、年鑑類、非図書資料(活字以外のメディアによる資料、ビデオテープ、DVDなどの映像資料、録音資料および機械可読資料)および逐次刊行物(学術雑誌、新聞および大学・研究機関が発行する紀要等)などを網羅し収集している。

図書の受入は、過去5年間の年度別図書受入冊数表を参照すると、2005年度の受入冊数、7330冊であったが、その後4年間は減少傾向にある。過去5年間の図書の受入冊数状況は(表7-1)のとおりである。

表 7-1 過去5年間の図書受入状況

(冊)

中央 図	区 分		2005 年度	2006 年度	2007 年度	2008 年度	2009 年度
	和書	購入	6,403	4,751	4,630	4,709	4,734
		寄贈	676	673	619	826	349
	計		6,079	5,424	5,249	5,535	5,083

書 館	洋書	購入	1,243	780	912	706	507
		寄贈	8	76	10	0	5
	計		1,251	856	922	706	512
	合 計		7,330	6,280	6,174	6,241	5,595

なお、過去5年間の資料購入費の推移は（表7-2）のとおりである。

表7-2 過去5年間の資料購入費の推移 (千円)

		2005 年度	2006 年度	2007 年度	2008 年度	2009 年度
図書	内国書	24,906	19,750	16,406	16,818	16,000
	外国書	14,859	11,326	9,854	8,766	4,155
雑誌	内国書	5,684	6,046	6,001	4,877	4,599
	外国書	6,912	7,496	6,249	4,593	4,684
視聴覚資料		764	537	655	868	926
合 計		53,125	45,155	39,165	35,922	30,364

視聴覚資料関連では、専用コーナーを設置し、図書や雑誌資料とは違った映像資料効果による、教育・学習効果を上げるため、幅広い教養分野や、学術分野に亘って、事典、歴史、社会科学、自然科学、芸術、言語、文学などの関連資料を所蔵している。

(ii) 図書館施設の規模、機器・備品の整備 (イ) 施設の規模 本学の図書館総面積は4,346.02㎡、図書収容可能冊数は約45万冊である。2010(平成22)年3月末の時点で、約44万冊と収容可能冊数に近づいている。また、閲覧席数の全体は457席であり、収容定員に対する10%を確保している。2階から5階までが図書館となり延べ床面積は4,346㎡、閲覧席457席(OAデスク68席)、開架図書10万冊、書庫収容約45万冊がある。2階には中央カウンターをはじめ、レファレンスカウンター、AVコーナー、判例コーナー、個人ブース閲覧席、軽い雑誌などを読むことができる、2階を吹き抜けにした空間のブラウジングコーナー、新聞閲覧コーナーを設置し、入り口にはBDS(ブックディテクションシステム：図書貸出確認システム)を設置している。

(ロ) 機器・備品 図書館は業務の効率化と利用者サービス向上のためコンピュータ化しており、サーバー機器をはじめ、各端末機器を2階から5階に配置している。また、CD-ROM専用検索端末とオンラインデータベースが検索できる端末も配置している。

(iii) 図書館利用者に対する利用上の配慮等 (イ) 閲覧座席数および開館時間 座席数については、身体障害者席や研究者向け閲覧席に配慮し、館内全体で457席設けている。また開館日数は、定期試験期間前や期間中、夏期休暇中の開館を含め2009(平成21)年度の開館日数は281日、開館時間は開講中、平日9時10分～22時、土曜日9時10分～18時(正規の講義が少ないため縮小試行期間)までとなっている。

(ロ) 図書館の利用状況 本学図書館の 2005（平成 17）年度～2009（平成 21）年度の利用状況は、（表 7-3）のとおりであり、電子情報の利用拡大化の反面として、利用者の減少傾向が見られる。

表 7-3 過去 5 年間の利用統計

	2005 年度	2006 年度	2007 年度	2008 年度	2009 年度
開館日数（日）	276	279	279	280	281
入館者総数（人）	118,681 (5,376)	107,393 (4,735)	89,536 (5,179)	77,621 (4,822)	70,067 (5,247)
1 日平均入館者数（人）	430	385	321	277	249

（注） カッコ内は学外者数

(ハ) 館外貸出し 本学図書館の 2009（平成 21）年度の年間貸出し冊数は、7,196 冊である。

過去 5 年間の館外貸出冊数の推移は（表 7-4）のとおりである

表 7-4 過去 5 年間の館外貸出冊数状況 (冊)

	2005 年度	2006 年度	2007 年度	2008 年度	2009 年度
学 生	9,242	7,627	7,078	7,000	4,966
教 職 員	1,220	1,744	1,139	855	1,193
学 外 者	1,193	1,285	1,192	1,395	1,037
合 計	11,655	10,656	9,409	9,250	7,196
1 日平均貸出冊数	42.2	38	34	33	26

(ニ) 利用者へのサービス、および学外相互協力 利用者へのサービスを充実させるために、開館時間を 9 時 10 分～22 時までとしている。また、携帯電話から、お知らせや開館情報を見ることができる。学内に所蔵していない資料については、相互利用制度の利用を紹介している。蔵書検索については、OPAC（Online Public Access Catalog オンライン目録、以下 OPAC という）サービスや Web OPAC サービスを提供し、館内では利用指導や事項調査、所蔵調査などを支援するサービスに努めている。

2010（平成 22）年 3 月末現在の相互協力については、（表 7-5）のとおりである。

表 7-5 過去 5 年間の各加盟館との相互協力状況表 (件数)

			2005 年度	2006 年度	2007 年度	2008 年度	2009 年度
相互協力	依頼	複写	328	510	257	173	181
		貸借	49	54	62	43	32
	受付	複写	319	322	396	354	413
		貸借	22	19	33	45	48
合 計			718	905	748	615	674

(ホ) 図書館ネットワークの整備 本学図書館は、近隣の国公立大学・短大の各種図書館で構成されている各種団体に加盟している。また、各大学・機関の相互協力協定を締

結し、九州地区の図書館の利用を紹介状なしで利用できることや外国新聞の分担保存など、図書館サービスの向上を図るための相互協力活動を行って情報提供機能を強めている。

(へ) 個人情報の保護への配慮 図書館は、本学の「個人情報保護の指針」に基づき、個人情報の保護については、取り扱う情報が「個人情報」か「個人データ」か「保有する個人データ」かを明確に区別して、個人情報保護法の遵守を徹底化している。

(ト) 学術情報へのアクセス 分館との学内 LAN の敷設によりネットワークを通じて情報発信ができる体制が整えられた。また OPAC サービスを開始するため、国立情報学研究所(旧学術情報センター)の総合目録データベース(NACSIS-CAT)の共同分担事業による所蔵資料の登録を開始し目録所在情報サービス事業に参画した。並行して1997(平成9)年4月に、平野校地の分館がシステムを導入し、同総合目録データベース(NACSIS-CAT)作成事業に参画した。利用者は図書・雑誌・視聴覚資料の区別を意識することなく OPAC で検索できる。2005(平成17)年度には、新たなホームページを開設し、Web 上で本学の蔵書検索や、商用のデータベース、電子ジャーナル(一部学内限定)などの情報提供を行っている。

(b) 教育情報ネットワークセンター関連

(i) 組織・管理およびサービス提供の体制 本学の同ネットワークセンターは、情報処理教育の充実を図るため、大学・高校共通の附属施設として1998(平成10)年4月に発足し、教育情報ネットワークシステム(DINOS)の維持管理等を業務としている。具体的な業務内容として、2009(平成21)年度には次の業務を行っている。すなわち、①DINOS ユーザーアカウントの管理(学部生、大学院生、専任教員、非常勤教員、事務職員、臨時職員、一般市民利用者、ゲストアカウント、テストユーザー、日本語別科、司書講習受講者等)、②施設・設備の維持管理・改善、③学生用パソコン、プリンタ、専任教員および事務職員用パソコンの総合的維持管理、④教室や研究室、事務室でのプリンタ、パソコンのセッティング、⑤アプリケーションソフトの維持管理、等がそれである。

(ii) 基幹ネットワーク 本学のネットワーク構成は、外部直結部、DMZ 部、内部ネットワーク(研究教育系、事務系)に分けられている。また、外部回線は SINET(九州工業大学戸畑キャンパス)への接続となっている。

(iii) 研究系・教育系ネットワーク、事務系ネットワーク 本学におけるネットワーク関係については、Windows ドメインでは研究教育系と事務系に分けられるが、利用目的の観点から①研究系、②教育系、③事務系の3種類のネットワークに分けて運用および管理している。2007(平成19)年度より学生の授業への出席状況、学生の成績・単位取得状況、教員の成績処理およびシラバス入力、休講情報などを一元的に管理し、ブラウザ上で処理を行うことができる GAKUEN Universal Passport が導入され、従来は各部署において管理していた学生情報の共有化と効率的な利用、事務の省力化を図ることとした。

【点検・評価】

図書館関連では、ここ数年、インターネット情報に押される形での利用者数の減少化や図書関連予算の削減化、またマンパワーの不足などの問題点をはじめ、課題は少なくないものの、44万冊の蔵書図書と、国内外の教育機関との学術情報相互提供システムの外延を擁する図書館は、教員の研究拠点として、また学生の学習の場として定着し、また一般市民にも広く開放され、学術情報の発信基地として機能している点は、十分に評価しうる。

そして、その評価は教育情報ネットワークセンターにも同様にあてはまる。

学術情報の収集面での限界を、他図書館との積極的な相互協力関係によってカバーしており、また社会人の利用も配慮して、平日は 22 時まで開館・開放していること、また 2008 年度から、学内の紀要・論集類を電子化して学内外に広く公開していること、閲覧席の一部に、個人のノートパソコンを持ち込んで学習できるスペースを確保していること、個人情報保護への十分な配慮をしていること等が指摘できる。

「改善すべき事項」

個別には、蔵書スペースが限界に近づきつつあること、視聴覚機器に DVD 対応機器を整備する必要があること、情報化社会に対応すべく、各種のデータベースの拡充が必要なこと、新聞情報の保存のために CD-ROM 化が望まれること、等の課題があるが、基本的な部分で、利用者数の減少化傾向と図書館予算の削減化等に歯止めをかけ、また必要十分なマンパワーを配置しうるような体制作りが望まれる。

【将来に向けた発展方策】

上記の（a）と対応するが、図書館等の利用度が、大学の教育・研究の活性度の指標・尺度とみれば、近年の利用者数の減少は心配である。とくに、教育面における学生の利用度の落ち込みは、電子情報に依存しすぎる問題とともに懸念される。現在、「図書館ツアー」・「選書ツアー」や「感想論文コンテスト」等の催しによって図書（活字情報）への関心を喚起させているが、今後は、図書館等を F D の一環たる“アクティブ・ラーニング”の場として、また自主勉学により付加価値をつけ、学生の個々の目的にアプローチする場として広く活用してもらえよう継続的に努力する。

7-4 教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

（大学全体）

【到達目標】

各教員が自己の専門領域を中心として活発な研究活動を行い、その成果を教育その他に還元できるようにするため、研究に専念できる研究環境を整備すると同時に、競争的研究環境を創出する。

【現状説明】

専任教員には、個人研究室（面積 21.40 m²）が供与されており、事務机、椅子、テーブル、パソコン、電話、書架、ロッカー等が大学によって配備されている。個人研究室の個室化率は 100%である。また研究棟 1 階には共同研究室が設置され、複写機、プリンター、シュレッダー、郵便物・書類等を配布する個人メールボックス等が配置されている。

研究時間を確保する方途について、勤務に関する規程により責任授業時間数は 10 時間（5 コマ）、語学及び体育実技の教員は 12 時間（6 コマ）と規定されている。しかし、設置法人と組合との労使交渉および教授会で審議決定する「開講科目の原則について」により、標準授業時間数は週 12 時間（6 コマ）となっている。上限は週 16 時間（8 コマ）で、大学院兼担教員の担当授業時間数の上限は学部と大学院を合わせ週 16 時間（8 コマ）としている。また担当授業時間のほか、オフィス・アワーを週 2 コマ設定している。さらに教員に集中的に研究時間を与えて研修させる方策として、専任教員を学外の大学等に派遣

する学外派遣研究員制度があり、研究活動助成委員会の審査および教授会の議を経て、学長によって派遣を決定する。過去の実績は、2007（平成 19）年度は派遣内定者の退職のため該当者なし、2008（平成 20）年度は該当者なし、2009（平成 21）年度は高木康衣法学部准教授（派遣先：フランクフルト・ゲーテ大学）、細木由起子国際関係学部准教授（派遣先：イースタンワシントン大学）である。

専任教員の専門分野や課題に関する研究を支える制度として、個人研究費・個人研究図書費及び共同研究費がある。個人研究費は消耗品費、新聞雑誌費、通信費、諸学会費等に支出することが可能であり、このほかに個人研究旅費（16 万円）、別科日本語研修課程教員 8 万円）を学会出張その他の際に旅費として使用することが可能であるが、毎年使用残が発生し、数年間にわたって全く研究成果のない教員も存在する。このため、研究活動の活性化と競争的研究環境の創出を目的として、個人研究費（教員 1 人あたり 15 万円）と個人研究図書費（1 人あたり 7 万円）の均一額支給をやめ、2009（平成 21）年度から直近 3 カ年の研究業績を勘案して基礎額と傾斜配分額に分けて各教員への支給額に差を設けている。直近 3 カ年の研究業績が全くない教員等には基礎額を支給せず、傾斜額は教員が所属する部局ごとに部局の長の裁量によって配分する。また大学院独自の共同研究や研究活動の実績がほとんどなく、独自の研究成果の公表実績もほとんどないことにかんがみ、大学院兼任教員に対する個人研究費の上乗せを廃止した。このほか、学内の共同研究費として共同購入図書費及び社会文化研究所共同研究費がある。共同購入図書費（上限 30 万円）は、個人研究図書費を消化した教員に対し、別枠の図書予算に対して理由を付して図書購入の申請を行わせるものであり、採択および配分金額は図書委員会において決定される。社会文化研究所共同研究費は、社会文化研究所規程によるもので、学内外の研究者との学際的な共同研究を推進するための共同研究費として年間 100 万円の予算が配分されている。

しかし私立大学の財政状況が困難の度合いを増している環境において、教育に直接関係しない部門・用途についての予算を安定的に確保することは難しくなっており、教員の研究費については外部の競争的資金に依存する度合いが高まっている。このため、科学研究費間接経費の一部を利用した研究助成制度等を通じて各種外部資金への申請・採択を増加させる方策を講じている。本学教員が研究代表者となっている科学研究費補助金の交付、市町村・財団法人・信託協会等からの研究助成金の交付や受託研究に関する採択状況は、以下のとおりである。

表 7-6 科学研究費補助金た研究助成金の交付や受託研究に関する採択状況

学部	2007 年度			2008 年度			2009 年度		
	科学研究費		その他	科学研究費		その他	科学研究費		その他
	新規	継続		新規	継続		新規	継続	
法	1		5	2	1	3		2	5
経済	2	3	1		4	1	1	1	
国際関係	1	2		1	1	1		2	2
(客員教員)									1
合計	4	5	6	3	6	5	1	5	8

【点検・評価】

厳しい地方中規模私立大学の財政事情の中で、極力、各教員の研究費を充実させ、競争的研究環境を創出するように努力していると評価できる。しかし、多様な学生の受け入れ

や社会・地域との連携機会の拡大により教員の負担は増加しており、これらに伴う関連業務や会議時間の増加も相まって、研究時間を確保することが年々難しくなっている。

【将来に向けた発展方策】

引き続き競争的研究環境を創出するように努め、各教員の研究意欲と成果に応じて研究費を支給する制度を維持する。研究時間を確保するため、カリキュラムの見直しや受講人数を勘案した時間割の編成等によって標準時間数をこえる授業負担を抑制すると同時に、各種委員会の整理統廃合、学内の意思決定手続の簡素化と合理化を行い、教員が教育・研究以外の業務に拘束される時間数の削減を図る。

(法学研究科)

【到達目標】

教育研究の環境を整備して、法学研究の一層の充実発展を目標とする。

【現状説明】

法学研究科においては、大学院学生には、研究室および談話室が整備されている。なお、本学の図書館で受けられる大学院学生向けのサービスについては以下のとおりである。①情報検索サポートとしては、入学時に全員参加のガイダンスが実施（学部生より高度なガイダンス）されている。その内容には蔵書検索、論文雑誌データベース紹介（WebcatPlus、CiNii、聞蔵）や文献複写・貸借サービスの方法（ILL）が含まれている。②演習単位の情報検索サポートとしては、指導教員より研究テーマを提示の上、それに沿った蔵書検索、他大学蔵書検索、論文記事検索演習（WebcatPlus、CiNii、聞蔵を実際に使う）が含まれる。

【点検・評価】

研究室ではひとりひとりに机・本棚などが整備されている。また、図書館での各種サービスは効果的であると評価できる。

【将来に向けた発展方策】

研究室の整備や図書館での各種サービスの充実とそれに対する利用者の増加が引き続き求められる。

(企業政策研究科)

【到達目標】

教育研究の環境を整備して、企業政策研究の一層の充実発展を目標とする。

【現状説明】

大学院の講義は主として2号館1階の第1から第5までの円卓型に椅子・机を配置した教室を使用することが多いが、学部用の教室では配備されているパソコン、プロジェクター、OHPなどの機材は配備されていない。

なお、企業政策研究科ではティーチング・アシスタント（TA）やリサーチ・アシスタント（RA）などの教育研究支援の制度をもっていない。また、国際学術交流を行うための予算が年々縮小しており九州国際大学経済学会の援助を受けている。

【点検・評価】

研究室では一人ひとりに机・本棚などが整備されている。また、図書館での各種サービスは効果的であると評価できる。

「改善すべき事項」

留学生の論文指導にあたって、文章作成と論文作成のルールなどを教え、支援する作業が指導教授の負担を増大させているので、この点での改善が検討課題である。

【将来に向けた発展方策】

研究室のいっそうの整備や図書館での各種サービスのいっそうの充実とそれに対する利用者の増加が求められる。

留学生のための論文作成講座を設け、単位化することを実現する。

7-5 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。

(大学全体)

【到達目標】

専任教員等が各種の研究を推進する上で、人権侵害、研究資金の不正流用・不適切使用、研究従事者に対するハラスメント等の研究倫理に反する行為が発生しないように必要な措置を講じ、研究倫理の向上を図る。

【現状説明】

2008（平成 20）年に「学校法人九州国際大学行動規範」を定め、法令遵守、ハラスメントの防止、研究上の不正行為が起らない研究環境の整備、ねつ造・改ざん・盗用などの不正行為の排除、研究の実施・研究費の使用等にあたっての関係法令等の遵守、人を対象とする研究における関係法令や規程および指針の遵守等について規定を行った。また同年「九州国際大学における研究活動の不正行為防止等に関する規程」も制定し、研究活動における倫理違反・不正行為等を防止すると共に、問題が生じた場合に適切かつ迅速に対処できるようにするため、学長を委員長とする研究活動不正防止推進委員会を設置した。

また科学研究費補助金等の公的研究費の管理・監査体制については、「九州国際大学研究費補助金に関する規程」および「九州国際大学外部資金等取扱規程」をそれぞれ定めている。学長が九州国際大学全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う最高管理責任者となると共に、副学長（外部資金担当）を置き、学長を補佐する公的研究費全般の責任者として権限及び責任を明確化している。

【点検・評価】

研究倫理に反する行為が発生しないようにすると同時に、科学研究費補助金等の公的研究費を適切に管理・監査する体制を構築するための必要な規程類が整備されていると評価できる。しかし、本学では不正防止推進委員会の開催実績がなく、公的研究費管理の事務においても、発注・検収・資金管理の各取扱者を完全に分離するに至っていない。

【将来に向けた発展方策】

研究倫理を遵守するために必要な規程類は、今後も必要に応じて整備していく。研究活動における倫理違反・不正行為発生防止について組織的に取り組むため、不正防止推進委員会を必要に応じて開催し、倫理違反・不正防止に関する意識の向上を図ると同時に、公的研究費管理において発注・検収・資金管理の各取扱者の分離を実現する。

【根拠資料】

1. 「学校法人九州国際大学 規程集」

第 8 章

社会連携・社会貢献

第8章 社会連携・社会貢献

(大学全体)

【到達目標】

本学の教員の教育研究成果を、公開講座、地域の課題解決や地方自治体等の政策形成に寄与し、地域企業との連携等の多様な形式で社会へ提供するほか、教職員や学生による様々な地域活動による地域との連携を通じて教育研究成果を地域社会に還元していく。

また、「国際」の語を大学名の中に冠する大学として、特に国際社会に対する貢献を積極的に行う。

さらに、地域社会への貢献、国際社会への協力という基本方針を踏まえ、教育研究の成果を基にした社会貢献活動や学外組織との連携協力による教育研究の推進、地域交流・国際交流事業への積極的参加等によって、社会連携・社会貢献を具体的に実践する。

8-1 社会との連携・協力に関する方針を定めているか。

【現状説明】

2008（平成20）年に「学校法人九州国際大学行動規範」を定め、「私たちは、常に地域社会への貢献や連携を考え、開かれた学校づくりを行っていきます」（第34条）、「私たちは、教育及び研究の成果を積極的に社会に還元します」（第35条）、「私たちは、公職への協力を積極的に行い、専門的知見を社会に活用します」（第36条）として、地域社会への貢献や研究教育成果の社会への還元について明確に規定している。地域社会との連携・地域社会への貢献と、国際社会への協力は建学の理念でもあり、大学学則においては、本学の目的として「北九州の地域に立脚し、国際的視野を持った理論・実践両面に明るい人材を養成すること」（第1条）を地域への立脚としてうたっている。各部局においても独自に国際交流や地域連携に関する方針を定めており、社会文化研究所は「九州国際大学社会文化研究所規程」の中で「社会・文化に関する調査、研究及び国の内外における学問的奉仕事業を行い、もって社会の文化の発展に寄与することを目的とする」（第1条）と規定している。

【点検・評価】

法人全体の行動規範である「学校法人九州国際大学行動規範」の中に、地域社会への貢献と連携、研究・教育成果の社会への還元、政策形成への積極的協力等について明確に定められており、社会との連携・協力が法人全体の基本方針として共有されていると評価できる。

【将来に向けた発展方策】

社会との連携・協力に関する方針は適切に定められており、これらを踏まえて積極的に推進していく。

【根拠資料】

1. 「学校法人九州国際大学行動規範」
2. 「九州国際大学学則」
3. 「九州国際大学社会文化研究所規程」

8-2 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。

【現状説明】

学外組織との連携協力による教育システムとして、本学では、海外社会実習、海外語学実習、国内社会実習等を正規のカリキュラムの中に位置づけ、学生が積極的に学外に出て様々な文化交流を行い、大学の授業等では体験できないことを経験できるようにしている。また海外の提携大学と交換留学制度を設けており、中国（東北财经大学・遼寧大学）、韓国（東亜大学校・漢陽大学校・才能大学）、インドネシア（インドネシア大学）、台湾（南開科技大学・高尾餐旅大学）に学生を派遣するとともに、交換留学生を受け入れており、学生間の文化交流にも積極的に取り組んでいる。さらに国際関係学部では海外社会実習と認定留学制度を設け、アメリカ（カリフォルニア州立大学チコ校）に学生を派遣している。国際関係学部における実習等の実施状況は次のとおりである。

表 8-1 国際関係学部における実習等の実施状況

年 度	種 類	件数	延べ参加人数	備考
2008 年度	海外語学実習	1 件	16 人	
	海外社会実習	3 件	13 人	
	国内社会実習	3 件	12 人	
2009 年度	海外語学実習	1 件	3 人	
	海外社会実習	2 件	12 人	
	国内社会実習	1 件	5 人	

また、研究・教育成果の地域社会への還元は、多岐にわたる方法によって行われている。

一般市民への還元として、北九州市と教員が連携して研究成果を継続的に市民に提供しており、主な活動としては北九州市立年長者研修大学校穴生学舎シニアカレッジに継続的に講師を派遣して本学教員の研究成果を市民に還元している。この取り組みは 2002 年度より行われている。また本学の各学部による市民公開講座が実施されている。直近 3 年間の開催状況は、次のとおりである。

表 8-2 各学部による市民公開講座の直近 3 年間の開催状況

年度	学部名	件数	延べ参加人数	備考
2006 年度	法学部	1 件	1 0 0 人	
2007 年度	法学部	2 件	5 0 人	
		2 件	4 9 8 人	
2008 年度	法学部	3 件	5 0 人	
	国際関係学部	1 件	5 5 4 人	
2009 年度	法学部	2 件	4 0 人	
	経済学部	3 件	4 9 8 人	
	国際関係学部	3 件	7 9 4 人	

大学間連携にも積極的に取り組んでおり、2008（平成 20）年度に関門地域の高等教育機関が相互に連携・協力することにより、関門地域の高等教育の充実及び発展を図るとともに、地域社会へ貢献することを目的として「大学コンソーシアム関門」を設立し、北九州市立大学、九州共立大学、下関市立大学、西日本工業大学、梅光学院大学と共に参加して共同授業を開講している。また 2008（平成 20）年度より北九州市学術・研究振興事業大学連携促進助成金の交付を受け、大学間の連携による北九州地区の大学の魅力創出を行っている。

産学官連携については、文部科学省産学官連携コーディネーターの配置（2007（平成 19）年度～2009（平成 21）年度）を実現し、北九州市のストック型社会化・低炭素のまちづくりへの参画、環黄海産学官連携大学長フォーラムへの参加、地域連携・商学連携の拠点としての「九国茶屋」の運営、北九州商工会議所と連携したビジネスモデルコンテストの開催、地域力再生拠点事業（福岡ひびき信用金庫）への協力等を行っている。

また法学部では、これまでも大学に近接する祇園町商店街でさくら祭り、祇園山笠、七夕祭りなどの行事参加、北九州市「環境パスポート」事業における生ゴミ回収ステーションの運営、祇園商店街における「九国茶屋」の運営等を学生主体で地域住民との協働により行ってきたが、2009（平成 21）年度より地域社会の発展や安全・安心に貢献したいという意欲をもち、公務員や不動産関連職を目指す学生を対象として、リスクマネジメントコース及び資格取得・不動産管理コースを開設した。これらのコースでは、地域社会との連携を正課である授業の内容に取り入れた内容となっている。

エクステンションセンターは、旧称・八幡大学時代に社会文化研究所が行っていた学術講演会の開催、市民・学生を対象とした各種の資格試験講座等に移管し、地域に開かれた国際理解・交流のアカデミック・コミュニティを目指し、学部生や大学院生はもとより、学外の社会人にも開放した「資格取得講座」、「就職支援・スキルアップ講座」、「教養講座」等を実施している。また、法学部を中心として多くの教員が自治体等の要請に応じて各種審議会、審査会等の委員に就任しており、自治体の政策形成に研究教育で得られた知見を生かして協力している。

高校生への還元としては、各種出張講義を実施しているほか、高校が総合的学習、大学模擬講義、進路研究などの目的で開催する特別授業に学外講師として本学教員を派遣している。出張講義のほか、高校生が本学に来学し、本学で学ぶセミナーも積極的に受け入れており、本学付属高校をはじめ毎年十数校ほどの高校が来学している。また 2008 年度からはサマーカレッジとして、夏休みに連続セミナーを開催している。

北九州市内を中心とする小学校・中学校・高校の教員向けの還元としては、総合的学習の指導方法を本学教員と高校の教諭とが研究会方式で議論する総合的学習研究会を 2001 年以降連続して開催しており、本学教員が日頃の研究を通じて高校の総合的学習に生かすための指導方法について話題提供し、高校の教員とディスカッションを行っている。

【点検・評価】

教育研究の市民への還元は、地元高校教員への還元、北九州市との連携による年長者研修大学校を通じたシニア世代への還元、出張講義による高校生への還元、その他一般市民向けの還元が行われ、各世代において教育研究成果を還元するように努めていると評価でき

る。

【将来に向けた発展方策】

これまで取り組んできた市民向けの公開講座や研究会は蓄積も増え、市民の中で定着してきているので、今後も継続する。

とくに、教育研究成果の市民への還元は、教員の研究分野が細分化・専門化している中で市民の要望に沿った内容を提供することは人選その他で難しい面もある。現実には特定の教員に講師派遣が偏っている傾向があり、教員の側でも専門的な研究に特化するだけでなく、市民向けにわかりやすい内容で講義ができるように意識する。

【根拠資料】

1. 国際関係学部実習実施状況
2. 市民講座開催状況

第 9 章

管理運営・財務

第9章 管理運営・財務

(大学全体)

【到達目標】

大学を取り巻く社会環境の変化や学生の入学動機・目的・目標・学習歴の多様化などに対応しつつ、効率的で安定した管理運営を図り、諸審議機関や事務部局間の連携を推進し、迅速に対応できる体制を確立することである。具体的には、下記のとおりである。

(1) 大学を取り巻く社会環境の変化や学生の入学動機・目的・目標・学習歴の多様化などに対応しつつ、効率的で安定した管理運営を図り、諸審議機関や事務部局間の連携を推進し、大学改革にも迅速に対応できる体制を確立していく。

(2) 教育研究を適切に遂行するために、必要な経費を確保できるように健全で安定的な財政基盤を確立する。そのために中期経営計画に基づき、学生募集強化や教育改革による教育力強化を図りつつ、事業・業務の見直しや経費削減に向けた取り組みを強力に推進する。具体的な目標として、2012（平成24）年度には法人全体の消費収支比率100%以下の達成を目指す。

(3) 資産運用益の拡大・充実は、元本の確保を第一義として慎重に対処していく。また、教育研究活動を支援するための科学研究費補助金、受託研究費などの外部資金の獲得に向けて取り組むとともに、学園経営の適正化と効率化を一層推進する。

(4) 予算の配分と執行については、各部署が資金の有効な活用を心がけるとともに、その妥当性と適切性を検証し、経費の削減に努力する。

第1節 管理運営

9-1-1 大学の理念・目的の実施に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

【現状説明】

2007（平成19）年7月、学長を委員長とする中期計画策定プロジェクトを発足させ、本学が抱える課題を改めて総合的に精査し、管理運営方針が含まれる「中期実行計画」を策定している。2008（平成20）年1月30日までに12回にわたり会議を開催し、持続性のある確かな競争力の確立を目指すこととした。また、中期目標として「地域に根ざした、北九州地域のトップ私大」としての魅力回復を目指した好循環の創出、とくに2008（平成20）年度～2010（平成22）年度の「中期実行計画」の重点項目として①定員充足、②就職率の向上、③退学者の削減、④育てる教育システムの構築を設定した。これらの重点課題に取り組む中期実行計画を策定し、それにもとづく実行計画の実施に順次取り組んでいる。現在、2008（平成20）年度の取り組み結果を点検・評価し、中期実行計画の2年目の実行計画に取り組んでいる。

学校法人九州国際大学は、2008（平成20）年7月、日本私立学校振興・共済事業団私学経営情報センター経営支援室による「経営相談」を受け、経営面からの「中期経営計画」

（2008（平成20）年度～2012（平成24）年度）を策定し、改善・改革を進めている。大学は大学改革・経営改善に向けて具体的な助言を得、かかる助言は中期実行計画にも取り入

れている。

理事会は、理事長、副理事長、常務理事のほか、学内理事としての学長および附属高等学校長、学外理事としての学識経験者、企業・法人関係者、同窓会長から構成され、教学組織の代表たる学長が理事に加わっていることで、教学側の意見が直接伝わる組織となっている。理事会は原則として毎月1回開催され、定例化されている。

理事会の開催1週間前に、法人運営会議が開催され、理事会に諮られる議題などについての調整が行われている。

2008（平成20）年4月、「中期実行計画」に基づく教育改革をはじめとする大学改革を推進するため、学長の指揮のもと大学事務局の事務を統括する大学事務局長を配置するなどの事務組織改革を実施した。

後述の大学評議会などのほか、とくに教授会は、法学部、経済学部、国際関係学部の各学部ともに、学校教育法第93条を受けた大学学則の規定に基づき、学部にも所属する専任の教授、准教授および助教をもって構成されている。教授会の権限は、3学部とも共通であり、大学学則に網羅され、「(1)教育課程に関すること、(2)入学、卒業、転学、転学部・転学科、留学及び賞罰等学生の身上に関すること、(3)学生の試験に関すること、(4)学生の生活指導に関すること、(5)教員の人事に関すること、(6)（大学）学則その他学内諸規程に関すること、(7)教育及び研究に関すること、(8)その他学部の運営に関する重要事項」について審議し、決定する権限を有している。

各学部教授会は、それぞれ学部長が議長になる。学部長は、学部を代表し、学部運営の責任を負っている。

定例教授会は原則として毎月第二水曜日の午後に開催され、臨時教授会は学部長が必要と認めたときに招集されるが、教授会員の3分の1以上の要求があるときは、学部長は教授会を招集しなければならない。

【点検・評価】

大学において策定された「中期実行計画」と法人組織において策定された「中期経営計画」においてそれぞれ意思決定プロセスや双方の権限と責任は明確であり、大学構成員に周知されている点は適切である。

教学組織と学校法人理事会との間の連携協力関係は、教学組織の学長が理事として理事会に加わっていることで、意思疎通が図られている。学校法人与理事会は、大学の組織・体制を尊重し、大学評議会での全学的な決定事項については経営的な観点から最終判断しており、適切な関係が構築されていると評価できる。

本学は2名の副学長をおいているが、うち1名を中期実行計画・認証評価担当副学長として、中期計画の確実な実行と自己点検・評価の恒常化を図り、効果的かつ実質的な大学改革を進めている。もう1名は外部資金担当副学長として、外部資金獲得など研究環境の充実・強化、学内の研究環境の有効的活用、競争的研究環境の創出などに取り組んでいる。

また、3学部いずれの教授会も、大学学則に基づく諸事項を審議する権限を有している。とくに教育課程の立案・決定・点検、教員の募集・任免・昇任は、必ず教授会の議を経てなされており、3学部ともに学部教授会の責任と権限やその役割と活動は明確である。

3学部ともに学部教授会は議長である学部長の下で、学部の意思決定機関としての機能を適切に果たしており、学部の管理運営事項は学部教授会で審議される仕組みが構築され

ている。また、学部長を補佐する副学部長が各学部とも配置されている。

【将来に向けた発展方策】

2名の副学長の役割については、今後柔軟な対応が求められる。

教授会の権限、役割および活動は、適切に機能しており、大きな改善を必要とする点は見受けられないが、全学レベルを担当する学部代表は、学部教授会の意向を踏まえつつ全学的観点に立って協議に参加し、学部間ならびに全学と学部間の調整機能を適切に果たしていく。

学部長と学部教授会との連携協力関係をさらに強化するために、副学部長による補佐体制にとどまらず、学部教授会全体で協力し合っていく仕組みを構築していく。重要事項の原案作成などが学部長あるいは副学部長や特定の教員などに委ねられている現況を改善し、教授会全体で役割分担していく。

【根拠資料】

1. 学校教育法第93条
2. 「学校法人九州国際大学 規程集」

9-1-2 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。

【現状説明】

まず、2008（平成20）年10月に「学校法人九州国際大学行動規範」を策定した。「健全な職場環境」、「法令遵守」、「教育、学生・生徒支援」、「入学者選抜」、「研究活動」、「社会貢献・環境活動」、「財務」の全7章で構成され、法令違反や人権侵害の防止等も含め、学園職員としてとるべき態度と行動に関して職員が遵守すべき事柄を明らかにしている。策定と同時に、全職員に電子メールで通知し、周知を図り、大学ホームページにおいては、理事長のメッセージとともに公開している。

とくに、個人情報の保護については、「学校法人九州国際大学個人情報保護に関する指針」を大学ホームページで公表するとともに、この指針に則り、個人情報の適正取得、適正利用、安全管理、相談窓口の設置等の取り組みを行っている。

また、2008（平成20）年10月には、外部資金の取扱いについて責任体系、管理体制、不正防止について定めた「九州国際大学外部資金取扱規程」と不正行為の防止、不正行為に起因する問題等への対応を定めた「九州国際大学における研究活動の不正行為防止等に関する規程」を策定した。

なお、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日文部科学大臣決定）第1節 機関内の責任体系の明確化」に基づき、運営管理に関わる者およびその責任と権限の体系について、関係規程とあわせて大学ホームページにおいて公表している。

さて、学校教育法第92条に基づき、「学校法人九州国際大学組織規程」第14条第1項において「大学に学長を置き、同条第2項で「学長は、大学を代表し、大学運営の責任を負う」と定められている。また同時に、学長は、大学学則第4条で置くことが定められ、「九州国際大学評議会規程」第5条第1項で大学の意思決定機関である大学評議会の議長となることが定められている。以上により学長は、大学を代表し、大学運営の責任を負う

ことが規定され、学長が大学の責任者かつ代表者であることを明確に定義している。

これに基づき、学長は全学の教学事項や管理運営業務の全般について責任を負っており、大学評議会のほか、大学運営協議会、人事委員会、大学院委員会や自己評価検討委員会、人権委員会などの議長も務めている。

大学は、学長を中心として、その指揮監督の下に意思決定が下されている。大学を代表し責任者である学長は、大学の意思決定機関である大学評議会の議長である。また、同時に学部自治を尊重する意思決定のプロセスがとられている。

大学の意思決定のプロセスは、議案が大学評議会で審議し決定しなければならない重要事項であるかどうかによって異なる。

大学評議会での審議が必要でない議案については、通常全学の各種委員会の審議の後、各学部の教授会に諮られ、その結果が学長に報告され、大学としての意思決定が確定する。

本学における全学的審議機関は、大学評議会である。大学学則その他重要な規程の制定改廃、教学の基本方針、教員人事の基準、大学の機構・組織ならびに制度など大学運営の重要事項は、全学的委員会にて審議調整された後、大学評議会の審議に諮られる。大学評議会の審議決定の後、通例1週間後に開催される学部教授会で審議され、大学としての意思決定がなされている。

大学評議会は、学則に基づき設置され、学長が議長となり、構成員は、副学長、法学研究科長、企業政策研究科長、法学部長、経済学部長、国際関係学部長、国際センター長、図書館長、社会文化研究所長および各学部から選出された教授各3名ならびにオブザーバーとして4部長である。

また事前に全学的な調整を図り、各学部・各研究科との連携を図るための協議機関として、学長、副学長、各学部長、各研究科長、大学事務局長ならびにオブザーバーとして4部長から構成される大学運営協議会が設けられている。

学部教授会は、教育課程をはじめ学部の運営に関する重要事項を審議する（大学学則第5条第3項、各学部教授会規程第3条）のに対して、大学評議会は大学学則その他重要な規程の制定改廃に関することをはじめとして全学の大学運営に関する事項を審議し決定する。

学部長は、「学校法人九州国際大学組織規程」第16条により「その学部を代表し、学部運営の責任を負う」とされ、それとともに学部教授会を「招集しその議長となる」ことが各学部教授会規程第4条にそれぞれ定められている。以上に基づき、各学部長は、各種委員会や大学評議会から提案され、教授会に諮られる議題を決定したり、必要に応じて教授会に提案する原案を作成したりして、教授会の審議に諮っている。また学部長は、大学評議会に学部を代表して出席し、当該学部の決定事項のうち、全学的な意思決定が必要な案件の提案を行い、全学の承認を得て、実行している。

2008（平成20）年4月に、大学運営の機動性を高め組織のスリム化を図るため組織改正を行った。これにより学長の指示が迅速に実行されるよう、実務に関する補佐職として、入試・広報部長、教務部長、学生部長、就職・進路部長（以下「4部長」という。）を置き、副学長は学長の業務を総合的に補佐することとなった。副学長のうち1名は自己点検評価・FDの担当、他の1名は産・官・学・民連携の担当である。主な会議体とそれを統括する部局を次の表9-1に示す。

表 9-1 主な会議体一覧

(2010 年 5 月 1 日現在)

会議体	事務局
大学評議会、大学運営協議会、自己評価検討委員会、人事委員会 人権委員会、研究活動助成委員会、学長選挙管理委員会	大学総務室
各学部教授会、大学院委員会、各研究科委員会、F D 委員会 教務委員会、教養委員会、教職・図書館学課程委員会	学務事務室
別科日本語研修課程運営会議、国際センター委員会	国際センター事務室
入試・広報委員会	入試・広報室
学生サービス委員会、スポーツ対策委員会、保健委員会	学生支援室
就職対策委員会	キャリア支援室

学長を補佐する 4 部長は、それぞれが担当する部署に関係する全学の各種委員会の議長を務め、学長の指揮のもと、学生募集、教務、学生生活、就職・進路など大学運営の重要な業務を遂行している。

大学院の管理運営については、大学院学則に加えて、「九州国際大学大学院委員会規程」に基づき、大学院委員会がその管理運営組織となっている。委員会の委員長は学長がこれを兼ね、各研究科長（法学研究科長、企業政策研究科長）ならびに各研究科から選出された教授各 2 名で構成されている。

大学院学則第 36 条に定められた審議事項は、「(1) 大学院学則及び規則の改廃に関する事項、(2) 大学院担当教員の資格審査の承認に関する事項、(3) 学位授与の承認に関する事項、(4) その他大学院に関する重要な事項」であり、これらの審議事項については、「九州国際大学大学院委員会規程」第 7 条でも同様に定められている。

また各研究科の管理運営は、同規程や各研究科規則等に基づき、それぞれの研究科委員会を中心に行われている。

一方別科日本語研修課程の管理運営体制は、規程に基づき別科長、別科専任教員、兼担教員、各学部から選出された教員各 1 名および国際センター事務室長により構成される別科運営会議が管理運営にあたることとなっている。

「別科日本語研修課程規程」第 6 条に基づき、別科運営会議は、「(1) 教育課程に関すること、(2) 入学・修了・休学・復学・退学・除籍・再入学及び賞罰等学生の身上に関すること、(3) 学生の試験に関すること」等の別科における重要事項をすべて審議することとなっており、同規程第 5 条第 4 項により、議長には別科長が充てられている。

なお、大学事務局長は学長の指揮下にあり、大学の事務を統括し職員を監督する。大学総務室は学長の秘書・渉外業務のみならず、大学運営の企画立案、事務の調整、組織運営をはじめとして全学的に事務的に調整すべき業務を担当し、学長を事務サイドから直接補佐している。

最後に、学長および学部長の選任は、学長については、「九州国際大学学長選挙規程」・「九州国際大学学長選挙規程施行細則」・「九州国際大学学長選挙管理委員会規則」などに基づ

き、また学部長は「九州国際大学役職者選挙規程」・「九州国際大学役職者選挙規程運用内規」などに基づき、それぞれ所定の選挙に当選した者について理事会の議を経て理事長が任命することが定められている。

(1) 学長の選出手続

学長の選出手続は、「九州国際大学学長選挙規程」等に詳細に定められており、以下のとおり具体化している。

(a) 選挙権者

- 1) 各学部専任教員（教授会員）および別科日本語研修課程専任教員
- 2) 教授会会員および別科日本語研修課程専任教員の総数の4分の1の事務職員（大学および法人事務局）

(b) 被選挙権者

選挙の公告の日現在満70歳以下の者で、学識にすぐれ、学校運営に関し識見を有する学内外の教授または教授経験者

(c) 選挙管理委員会（11名）

- 1) 各教授会において互選された教授会員3名、計9名
- 2) 上述(a)2)の選挙権者から互選された事務職員2名

(d) 選挙の方法

学長選挙は、予備選挙と本選挙によって行われる。

1) 予備選挙の実施

選挙権者の単記無記名投票により10票以上を得た者を学長候補者名簿に登録し、これを選挙権者に報告するとともに、学長候補者名簿に登録された者にこの旨を通知する。なお、学長候補者名簿に登録された者は、通知を受けた日から3日以内に辞退することができる。

2) 本選挙の実施

候補者のうち、選挙権者の単記無記名投票により選挙権者数の過半数を得たものを当選者とする。

当選者未確定の時は、選挙管理委員会は、得票数の上位2位の者について、その日のうちに決選投票を実施する。決選投票においては、有効投票の過半数を得た者を当選者とする。ただし、当選者は選挙権者数の3分の1以上の得票を要する。

(e) 学長の任期

- 1) 学長の任期は3年、再任の場合の任期は2年である。再選を妨げないが、継続して2期を超えることはできない。
- 2) 学長が任期中に欠員となったときに行う臨時選挙による場合は、前任者の残任期間である。なお、学長選挙規程には、選挙の期日の設定、予備選挙の再実施、決選投票で得票同数となった場合の扱いなど学長選挙手続について詳細に定められている。

(2) 学部長の選出手続

学部長の選出手続は、「九州国際大学役職者選挙規程」などに定められている。学部長は、本学の教授会に所属する教授のなかから、学部教授会員の選挙により選出される。学部長選挙は、学部教授会員の単記無記名投票により行い、有効投票の過半数を得た者が当選者となる。

【点検・評価】

すべての学園職員が、その社会的責務を自覚し、社会の信頼に応えるため「学校法人九州国際大学行動規範」を定め、遵守すべき事項を明確化したことは評価できる。また、個人情報保護に対する取り組みは適切である。

近年、他大学における公的研究資金の不正使用や論文不正等が相次いで発覚し、社会問題となっているが、不正行為の防止等に関する取り組みとして、上記記載の通り、学内規程と体制づくりを行い、研究者倫理の向上に努めている。

学長は、「九州国際大学評議会規程」等に基づき、全学の教学事項や管理運営業務の全般に関して、その権限を適切に行使していると評価できる。学長補佐職として2名の副学長制を導入し、1名は大学の自己点検評価・FDの推進担当、他の1名は産・官・学・民連携の推進担当として精力的に活動しており、評価できる。また、学長が議長とならない委員会については、学長は4部長を指揮し、学生生活全般に係る主要な大学の運営事項を適切に処理していることは評価できる。

学長が、大学評議会、人事委員会、大学院委員会や自己評価検討委員会などの議長として大学院を含む大学全体に関わる重要事項の調整にあたり、より実務的な入試広報・学生募集、教務、学生生活、キャリア支援などの業務を4部長に役割分担させている。

学長と全学的審議機関としての大学評議会については、大学評議会の審議に付される前に開催される各種委員会で、原案の作成までの機能・役割分担、権限委譲の体制がとられている。学長がこれらの会議体の協議を通して、大学評議会との一定の連携協力体制をとっていることは評価できる。

大学運営の重要事項を審議し決定する権限を大学評議会が有していることは評価できる。また、その構成員も大学役職者のみならず学部の代表が含まれており適切である。意思決定プロセスにおいて学長の意思、学部教授会の意思の双方が反映される仕組みが整っている点は明確であり、適切である。

重要事項とそうではない事項を区別し、前者を大学評議会に、後者を全学の各種委員会に全学レベルでの意思決定の第1段階の役割を担わせ、いずれの場合も学部教授会に諮る方法を取り入れている点は、大学の意思決定プロセスに各学部教授会の意向を最大限反映させるものであり、評価できる。

学部教授会と大学評議会は、審議事項を学部と全学的観点の双方から整理しており、役割分担は明確である。大学評議会委員に学部の代表として学部長のほか教授会から各3名が加わっていることは連携と情報共有を可能とし、適切である。

大学評議会の審議決定後に学部教授会で審議するという形で、学部教授会の意思を尊重する仕組みが成立しており、厳正で適切な手続が担保されている点は評価できる。

学部長の権限が明確に規定され、その権限行使が適切に行われるように制度上整備されていることは適切である。学部内の各種委員会等、全学の重要な会議体に学部長の参画が確保されていることは評価できる。また、所属する学部の観点、全学的な観点の双方から学部長としての権限の行使が行われる体制がとられていることも評価できる。

学長を補佐する制度は組織上も十分整備されており、2副学長および4部長ならびに大学事務局長は、大学の代表でその運営責任者である学長に各種の助言や原案作成を協力するなど、補佐としての役割を十分果たしている点は適切である。

大学院研究科は、各研究科委員会において主体的に研究科の運営管理を行い、大学院としての管理運営事項については大学院委員会において審議・決定によって統一的な意思を形成している。また、大学院と学部との連携についても、適切である。

別科日本語研修課程の責任者である別科長が大学専任教員の中から任命され、別科運営会議に各学部から選出された専任教員が加わっていることから、別科日本語研修課程と学部との関係は非常に緊密なものとなっていると評価できる。

最後に、学長は全学、学部長は当該学部の意思に基づいて選出されており、選挙方法も公正に行われていて、適切である。

【将来に向けた発展方策】

法令遵守の取り組みとともに、大学への社会的要請という視点を強く意識し、法令違反や人権侵害を未然に防止するための啓発活動を推進していく。

今後とも適切に権限を行使していく。また、今後とも、評議会と教授会の適切な関係などを保持していく。なお、引き続き規程・内規などの整備を進めていく。

最後に、学長選挙では、所信表明の公表の機会を設ける。

【根拠資料】

1. 学校教育法第 92 条
2. 「学校法人九州国際大学 規程集」

9-1-3 大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。

【現状説明】

本学事務組織は、円滑な大学運営を推進するために、教学組織との連携協力関係を高めること、学校法人理事会との連携協力関係を図ること、学生サービスの充実を図ること、教育・研究活動の充実に資する企画・立案機能を高めることを目標としている。

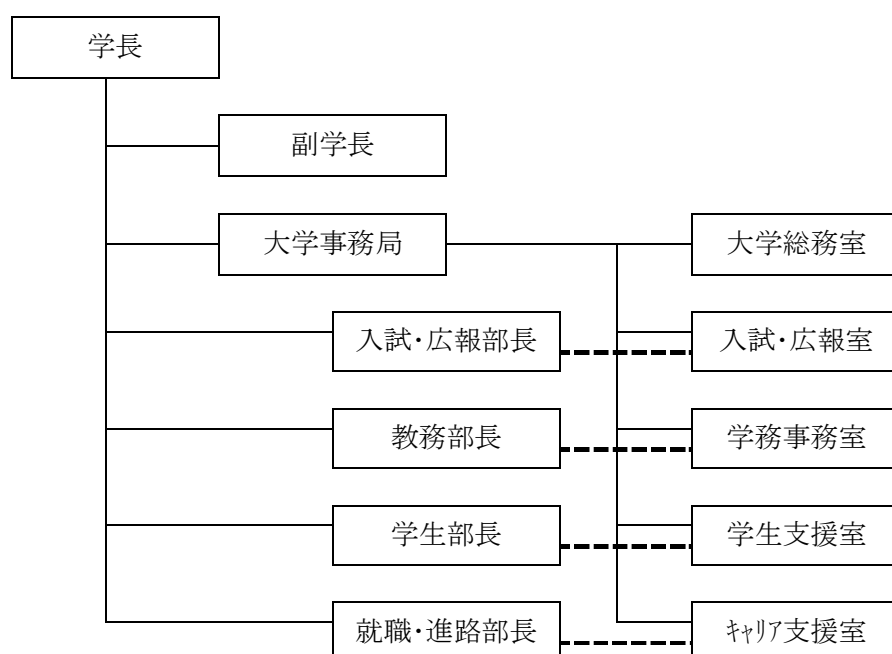
今日の大学事務は、学生の多様化、教育内容の多様化、国際化、地域貢献などに対応するため業務内容が多様化・複雑化しており、このような課題に適切に対応するために、積極的に事務組織、教学組織、理事会等の様々な場面で主体的かつ横断的に対応できる行政管理機能の向上を目指している。

本学の事務組織は、「学校法人九州国際大学組織規程」ならびに「業務分掌規程」により規定され、その趣旨・目的を明確にしており、現状は図 9-1 事務組織図のとおりである。

大学の事務組織は大学事務局が統括し、大学事務局には大学事務局長および大学事務局付職員が配置されている。大学事務局のもとに大学全体に係る企画立案や各部署間の事務調整を行う大学総務室を設置しており、事務責任者として室長が配置されている。

大学の事務組織はすべて大学事務局のもとにあり部署長に職員を配置しているが、大学の教学組織と連結した事務組織として、3 学部と 2 研究科を取りまとめる学務事務室、別科日本語研修課程・国際センターの事務を取り扱う国際センター事務室、入試・広報室（学生募集）、学生支援室（学生サービス）、キャリア支援室（就職支援）がある。

図 9-1 事務組織図（2010 年 4 月 1 日現在）



また、付設機関として、図書館、教育情報ネットワークセンター、社会文化研究所、エクステンションセンターを設置しており、責任者として教育職員を配置している。そして、付設機関の事務はそれぞれ、図書館事務室、教育情報ネットワークセンター事務室、大学総務室、キャリア支援室が担当している。

人事、財務および施設に関しては法人事務局が法人全体の業務を担当している。

なお、事務組織そのものではないが、学長が学長補佐職として教育職員から選任した 4 部長を関連事務組織の担当部長に配置しており、それぞれが教学組織側の担当職として入試・広報室、学務事務室、学生支援室、キャリア支援室と密接に連携しながら業務を遂行している。

職員の採用や昇格等に関しては「職員及び嘱託職員任免規程」や「学校法人九州国際大学職員人事規則」を定めており、これに基づき適切に管理運営している。

【点検・評価】

1999（平成 11）年・2000（平成 12）年に行った大学移転に伴い事務組織を学長、学部長、各部長（教員）を中心とした事務組織に改変したことにより専門性の高い各部署の構築が始まった。その結果、横断的な連絡網が困難となり、指示命令系統も寸断される結果に終わった。その後、大学事務局を設置し、各教員部長をアドバイザーとすることにより危機管理にも堪えうる組織に改めた。しかし、事務組織間の連携体制は整備されたものの、事務室によっては業務量や人員配置のアンバランスから十分な企画・立案・補佐機能を果たせていない部署も見受けられる。

【将来に向けた発展方策】

学生数の減少に伴い、ワンストップサービス型の事務体制に改善し、事務組織全体の横連携がスムーズかつ効率的に機能する組織の構築を目指す。

【根拠資料】

1. 「学校法人九州国際大学 規程集」

9-1-4 事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。

【現状説明】

事務職員には事務研修会への積極的参加を推奨しており、日本私立大学協会が実施する「学生生活指導主務者研修会」「大学教務部課長相当者研修会」「事務局長相当者研修会」「大学経理部課長相当者研修会」「就職部課長相当者研修会」や、同九州支部事務研修および九州地区七大学で実施する「教務」に関する研修や九州地区の有力大学で構成する「入試、総務」等の研修に該当職員が参加している。また、研修会に出席した職員による報告会を定期的に開催しており、2009（平成21）年1月16日には職員による学会出席報告「初年次教育学会第1回大会参加報告」を実施した。

さらに、2009（平成21）年4月に「学校法人九州国際大学研修実施要綱」を制定し、職員の能力開発及び資質の向上を目的として、職員研修について定めた。そのほか、定期的にSD研修を開催し、他大学の事例を参考にするなど、意識向上を図っている。

本学の中期実行計画（2008年度～2010年度）においては、「FD・SD活動の推進」を取り組み課題として掲げており、SD活動は大学事務局を主管部署としている。FD活動と比較してSD活動の推進は遅れており、まだ具体的な活動計画は組み立てられていない。

今後の大学運営において職員の果たすべき役割は重要であり、より高いレベルの問題発見・解決能力、企画立案・遂行能力、渉外・調整能力等が求められてくる。それに対して、職員が自己啓発することは当然であるものの、組織としても職員のそのような能力向上に取り組むことが重要になってくる。現在、その認識のもとに大学事務局においてSD活動計画を策定中である。

そのほか、今後の大学運営において職員の果たすべき役割は重要であり、より高いレベルの問題発見・解決能力、企画立案・遂行能力、渉外・調整能力等が求められてくる。それに対して、職員が自己啓発することは当然であるものの、組織としても職員のそのような能力向上に取り組むことが重要になってくる。現在、その認識のもとに大学事務局においてSD活動計画を策定中である。

なお、人事考課制度の導入に伴って役職者を対象とした「考課者研修」を実施するなど、業務と結びついた形での研修も徐々にではあるが導入してきている。

【点検・評価】

現状は、「学校法人九州国際大学研修実施要綱」に基づいて制度上の職員研修を実施しはじめたばかりであり、総じてSD活動への取り組みは遅れている。早急に主管部署において具体的計画を策定することが急務であり、SD活動の目的を明確にしたうえで職員に開示し、早めに組織的な取り組みとして確立することが求められる。

【将来に向けた発展方策】

早急にSD活動計画を策定し具体的取り組みとする。専門性向上に向けては研修会・学会等への参加を促進し、その成果を学内研修会という形で発表することをSD活動の一環として実行していく。

また、中期計画を推進するなかでP D C Aサイクルの確立に取り組み、問題発見～企画・立案～計画～実行～点検作業を各人が実行することにより、実務の遂行（O J T）を通じて職員の能力開発を図っていく。

【根拠資料】

1. 「学校法人九州国際大学 規程集」

第2節 財務

9-2-1 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。

【現状説明】

「学校法人九州国際大学中期経営計画（平成20年度～平成24年度）」の5ヵ年計画を立案し、2013（平成25）年度末時点での教育研究活動のキャッシュフロー黒字化に向けた抜本的改革の実行期にある。

（経営改善計画は以下のとおり）

- ① 建学の精神・ミッション・学園の目指す将来像
- ② 教学改革計画
- ③ 学生募集対策と学生数・学納金計画
- ④ 人事政策と人件費の削減計画
- ⑤ 経費削減計画
- ⑥ 施設設備計画
- ⑦ 外部資金の獲得・寄附の充実・遊休資産処分計画
- ⑧ 借入金等の返済計画

これら計画にあるとおり、学生数の動向を踏まえた学納金計画に基づき収入に見合う支出構造となるよう人件費および経費の削減に努めている。特に、機器備品の取得や施設設備の修繕などの資産維持管理は、支出の大きな割合を占めており、現状調査と課題認識を踏まえ、今後中長期的な計画に反映させていく予定である。また、支出の抑制で課題とされるものとして、土地等の賃貸料、施設設備の管理報酬等が管理経費における大きな負担となってきたことも否めない。遊休資産の処分等についても同様に中長期計画を策定し、これら大規模事業を毎年の計画に盛り込みつつ帰属収支の均衡を図っていく予定である。

日本私立学校振興・共済事業団からの借入金は、順調に返済しており、平野校舎・体育館新築を目的とした借入金（15億円）は2008（平成20）年度をもって完済した。さらに平野校地購入を目的とした借入金（10億円）は、2011（平成23）年度をもって完済予定であることから借入金完済後の固定費が減少するため、資金支出を抑制することが可能となり財政基盤確保の一助となってくる。

寄附金は、日本私立学校振興・共済事業団の受配者指定寄付金制度の利用や文部科学省の特定公益増進法人認定を受けることにより、企業および個人が税制面での優遇措置

を受けられる体制ができている。

科学研究費・受託研究費等の受け入れ状況は、「表 9-2 最近 5 年間の外部資金申請・採択状況」のとおりとなっており、外部資金を活用した研究実績については一定の成果を保持している。

表 9-2 最近 5 年間の外部資金申請・採択状況

	科学研究費				受託研究・その他研究助成	
	申請 件数	新規採択 件数	総採択 件数	受入金額	採択 件数	受入金額
2005 年度	4 件	1 件	6 件	8,200,000	*****	*****
2006 年度	12 件	2 件	5 件	7,600,000	2 件	2,107,000
2007 年度	13 件	4 件	7 件	6,170,000	5 件	3,200,000
2008 年度	13 件	4 件	9 件	9,070,000	4 件	4,420,000
2009 年度	14 件	1 件	6 件	5,600,000	6 件	4,318,440

消費収支の内容および均衡の状態を明らかにしている消費収支計算書関係比率「表 46-2 大学基礎データ」をみると、2005（平成 17）年度から殆どの項目で数値が悪化している。これは 2000（平成 12）年度から始まった入学定員割れによる帰属収入の減少に起因している。また、表 9-4 の「1. 消費収支計算書関係比率（大学単体）」から、学生生徒納付金比率は、全国平均レベルであるが、寄付金比率が低く補助金収入の依存率が高い収入構造となっている。支出においては、入学者数が減少し収入が減少しているにも係わらず、人件費の抑制が図られていないため人件費比率が高止まり、帰属収支比率を悪化させる原因となっている。教育研究経費は全国平均レベルにあるものの、本学は、この内奨学金の占める割合が高いことに注意が必要である。管理経費は全国平均レベルを上回っているため、優先課題として削減努力が必要とされる。

学園の期末の財政状態を表示するものである貸借対照表によると、本学園の 2009（平成 21）年度末の財政状態は、「表 9-3 最近 5 年間の貸借対照表」のとおりである。資産の部合計は 206 億 49 百万円で 2005（平成 17）年度と比較すると 25 億 52 百万円の減少となっている。これは、2004（平成 16）年度以降続く消費支出超過等が要因となり支払資金等を減少させていること、ならびに積極的な設備投資の計画がたたず、資産取得がなされなかったことによるものである。

負債の部合計は 24 億 13 百万円で、2005（平成 17）年度と比較とすると 15 億 44 百万円の減少となっている。主な減少要因は、借入金を順調に返済したことによるものである。一方、2005（平成 17）年度との比較で負債の部のうち前受金が 1 億 84 百万円減少している。これは入学者が減少していることを端的に示しており注意が必要である。

基本金の部合計は 219 億 56 百万円で、2005（平成 17）年度と比較すると 14 億 47 百万円の増加となっている。基本金の増加要因は、学園創立 50 周年記念事業の際に借入金で取得した建物に関して、その時点では借入金分の基本金が未組入れであったものが、借入金を返済することで、組入額が増加したことによるものである。

消費収支差額の部合計は 37 億 20 百万円の翌年度繰越消費支出超過額となっており、2005

(平成 17) 年度と比較すると 24 億 55 百万円の翌年度繰越消費支出超過額の増加となっている。

表 9-4 の「2. 貸借対照表関係諸比率 (法人全体)」は、日本私立学校振興・共済事業団の 2009 (平成 21) 年度版「今日の私学財政」大学・短期大学編 2008 (平成 20) 年度財務比率表 (規模別) —大学法人—の学生数 2~3 千人のデータ「表 9-4 財務比率表 (本学と全国平均の比較)」と比較して、概ね良好な比率となっている。しかし、固定資産における引当特定預金のうち減価償却特定預金は、一定レベルで確保しているものの施設設備特定預金の引当額がないため将来の設備投資の準備がなされていないことに注意が必要である。

【点検・評価】

経営改善計画に挙げる各項目に対して、顕著な数値改善がみられるものは少なく、依然としてキャッシュフローベースでの黒字化転換は図られていない。

消費収支計算書関係諸比率は、日本私立学校振興・共済事業団の 2009 (平成 21) 年度版「今日の私学財政」大学・短期大学編 2008 (平成 20) 年度財務比率表 (系統別) —大学部門—の文他複数学部の数値と比較して、人件費比率、管理経費比率、および寄付金比率などの項目で改善の必要がある。引き続き、中期経営計画の下で教育研究の適切な遂行と財政確保の両立を図り、健全かつ安定的な大学運営を実施していく。このためには、教育改革と財政改革の関連性を十分意識して、両者の両立を図るための仕組みを構築していく必要性がある。

また、設備保全やキャンパス整備等、資金支出を伴う課題に対して、緊急度・優先度を考慮して事業を実施する必要性があるため、学園全体の課題把握が必要である。

受託研究費、共同研究費等の外部資金は、本学が社会科学系の学部で構成されている大学であることもあり、自然科学系の学部を持った大学に比べて応募できる外部研究費が少なく、獲得しづらい状況にあるが、科学研究費補助金等を中心に外部資金の導入に努めている。科学研究費補助金は、過去 5 年間の申請件数が 10 件程度で推移しているが、連続して毎年新規採択者が出ていることは評価できる。寄附金に関しては、税制面での優遇制度などの受入体制はできているものの、寄附事業として積極的な募金活動等を実施しておらず実績が殆どない状況のため改善が必要とされる。

【将来に向けた発展方策】

中期経営計画の終期を向かえるにあたり、進捗の現状・課題を把握しつつ、縮小均衡経営を念頭においた人事計画、施設設備計画、経費削減策を新たに取り纏め、財政的に見通しの立つ次期経営計画を策定する。この次期経営計画について理事会の承認を求めるとともに学園全体のコンセンサスを図り、計画に基づく健全かつ安定的な大学運営を推進し財政再建に努めていく。

安定的な財政基盤の構築を推進し、かつ高等教育機関としての研究を促進していくためには、外部資金を活用した研究助成・受託研究事業が必然となっている。これらを促進するためには、研究機関に関連するインターネットサイト等から積極的に情報収集を行うことが重要であり、その情報をスピーディに教員に提供していく。また教員自身が地方公共団体・中央官庁・外部企業等との連携を強め、外部資金の獲得機会を増やすことが不可欠であり、そのための対応を図っていく。科学研究費補助金については、公募の時期だけに限らず、学内説明会等を実施することで申請への周知徹底を図り、申請して不採択だった

教員に対しては、学内資金で一部研究費を手当するなど、教員の活発な研究活動と科学研究費補助金の採択が結びつくように積極的な支援体制を確立する。申請の際、過去に採択された教員の申請に関する情報共有を図るなど、個々の教員の努力に任せるだけではなく、大学全体で採択者を増加させる仕組みを構築する。

学園収入の概ねを占める学納金収入・補助金収入に続き、本法人の事業として発展性が見込めるものとして寄附金事業があげられる。寄附金事業に関しては、前述のとおり、企業および個人が税制面での優遇措置を受けられる体制づくりに留まっているため、積極的に事業を推進する体制を構築し安定的な財政基盤を確保するために活動していく。

表 9-3 最近 5 年間の貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部						
科 目	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2005年度との比較
固定資産	21,468	21,080	20,653	19,139	18,782	△ 2,686
有形固定資産	16,773	16,429	16,060	15,642	15,293	△ 1,480
その他の固定資産	4,695	4,651	4,593	3,497	3,489	△ 1,206
流動資産	1,733	1,476	1,191	1,997	1,867	134
資産の部合計	23,201	22,556	21,844	21,136	20,649	△ 2,552
負債の部						
科 目	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2005年度との比較
固定資産	2,800	2,391	2,034	1,832	1,715	△ 1,085
流動資産	1,157	1,079	953	667	698	△ 459
負債の部合計	3,957	3,470	2,987	2,499	2,413	△ 1,544
基本金の部						
科 目	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2005年度との比較
第1号基本金	20,112	20,637	21,108	21,366	21,559	1,447
第2号基本金						0
第3号基本金						0
第4号基本金	397	397	397	397	397	0
基本金の部合計	20,509	21,034	21,505	21,763	21,956	1,447
消費収支差額の部						
科 目	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2005年度との比較
翌年度繰越消費支出超過額	△ 1,265	△ 1,948	△ 2,648	△ 3,126	△ 3,720	△ 2,455
消費収支差額の部						
科 目	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2005年度との比較
負債の部、基本金の部および消費収支差額の部合計	23,201	22,556	21,844	21,136	20,649	△ 2,552

表 9-4 財務比率表（本学と全国平均の比較）

1. 消費収支計算書関係比率（大学単体）

（単位：パーセント％）

	比率	算式 (*100)	本学 (2009年度)	全国平均	評価
1	人件費比率	$\frac{\text{人件費}}{\text{帰属収入}}$	59.5	51.6	▼
2	人件費依存率	$\frac{\text{人件費}}{\text{学生生徒等納付金}}$	73.9	63.3	▼
3	教育研究経費比率	$\frac{\text{教育研究経費}}{\text{帰属収入}}$	32.7	30.9	△
4	管理経費比率	$\frac{\text{管理経費}}{\text{帰属収入}}$	11.5	8.1	▼
5	借入金等利息比率	$\frac{\text{借入金等利息}}{\text{帰属収入}}$	0.3	0.4	▼
6	帰属収支差額比率	$\frac{\text{帰属収入}-\text{消費支出}}{\text{帰属収入}}$	-4.1	3.8	△
7	消費収支比率	$\frac{\text{消費支出}}{\text{消費収入}}$	104.1	107.4	▼
8	学生生徒納付金比率	$\frac{\text{学生生徒等納付金}}{\text{帰属収入}}$	80.5	81.5	～
9	寄付金比率	$\frac{\text{寄付金}}{\text{帰属収入}}$	0.1	1.2	△
10	補助金比率	$\frac{\text{補助金}}{\text{帰属収入}}$	11.3	8.3	△
11	基本金組入率	$\frac{\text{基本金組入額}}{\text{帰属収入}}$	4.0	10.4	△
12	減価償却費比率	$\frac{\text{減価償却費}}{\text{消費支出}}$	11.9	10.5	～

2. 貸借対照表関係比率（法人全体）

（単位：パーセント％）

	比率	算式 (*100)	本学 (2009年度)	全国平均	評価
13	固定資産構成比率	$\frac{\text{固定資産}}{\text{総資産}}$	91.0	86.1	▼
14	有形固定資産構成比率	$\frac{\text{有形固定資産}}{\text{総資産}}$	74.1	60.8	▼
15	その他の固定資産構成比率	$\frac{\text{その他の固定資産}}{\text{総資産}}$	16.9	25.3	△
16	流動資産構成比率	$\frac{\text{流動資産}}{\text{総資産}}$	9.0	13.9	△
17	固定負債構成比率	$\frac{\text{固定負債}}{\text{総資金}}$	8.3	9.3	▼
18	流動負債構成比率	$\frac{\text{流動負債}}{\text{総資金}}$	3.4	6.9	▼
19	内部留保資産比率	$\frac{\text{運用資産}-\text{総負債}}{\text{総資産}}$	14.3	23.0	△
20	運用資産余裕比率	$\frac{\text{運用資産}-\text{外部負債}}{\text{総資産}}$	21.8	1.2	△
21	自己資金構成比率	$\frac{\text{自己資金}}{\text{総資金}}$	88.3	83.8	△
22	消費収支差額構成比率	$\frac{\text{消費収支差額}}{\text{総資金}}$	-18.0	-12.3	△
23	固定比率	$\frac{\text{固定資産}}{\text{自己資金}}$	103.0	102.7	▼
24	固定長期適合率	$\frac{\text{固定資産}}{\text{固定資産}+\text{固定負債}}$	94.1	92.5	▼
25	流動比率	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}}$	267.4	201.7	△
26	総負債比率	$\frac{\text{総負債}}{\text{総資産}}$	11.7	16.2	▼
27	負債比率	$\frac{\text{総負債}}{\text{自己資金}}$	13.2	19.3	▼
28	前受金保有率	$\frac{\text{現金預金}}{\text{前受金}}$	414.4	322.0	△
29	退職給与引当預金率	$\frac{\text{退職給与引当特定資産}}{\text{退職給与引当金}}$	100.0	50.8	△
30	基本金比率	$\frac{\text{基本金}}{\text{基本金要組入額}}$	99.0	96.1	△
31	減価償却比率	$\frac{\text{減価償却累計額}}{\text{減価償却資産取得価格合計}}$	44.6	45.3	～

※ 全国平均の数値は、「日本私立学校振興・共済事業団 平成21年度版今日の私学財政 大学・短期大学編」を参照し、「消費収支計算書関係比率は、系統別大学部門の文他複数学部、「貸借対照表比率」は、規模別大学法人の学生数2～3千人のデータを引用している。

※ 評価の高低は、引用資料に記載のとおり **△：高い値が良い、▼：低い値が良い、～：どちらともいえない**で区分して示しているものの、個々の学校法人の内部事情等を判断しなければ一概にその良否を問えないと注記している。

9-2-2 予算編成および予算執行は適切に行っているか。

【現状説明】

予算は、その事業計画の円滑なる運営を図るとともに収支の合理的な調整を行うことを目的としており、本学においては資金収支予算および消費収支予算で編成している。

予算編成の手順として、はじめに会計責任者（法人事務局長）指揮のもと、予算編成方針を作成し理事会の承認を求め基本方針を全部署に周知徹底することとしている。その後、現場の意見・要望を「予算要求書」として汲み上げ、その内容について各部署へのヒアリングおよび精査を行い、適切であると判断した項目を集計し、収入と支出のバランスを調整して予算原案を作成する。理事長は、予算編成方針に基づき作成された予算原案を法人運営会議で審議したうえ、評議員会の意見を聴き、理事会の審議を経て予算を決定している。

会計単位の責任者に配賦された予算の執行については、所管する各部署の責任者が予算執行管理を行っており、各部署では会計ソフトにより支払伝票を入力・起票するとともに、起票時点で会計ソフトによる予算残高チェックを行っている。会計伝票は各部署の責任者に承認を得たうえで法人財務室へ提出する。法人財務室では証憑書類の内容が適正であるか、伝票に記載している目的・科目および金額に間違いがないかを確認し、伝票確定処理を行い執行している。

予算執行にかかる専決について、1 件の金額が多額である経費に関しては、業者から見積書を提出された段階で予算執行伺を提出し、決裁を受けることとなっている。50 万円以上のものは学部長または大学事務局長、100 万円以上は学長、200 万円以上は会計責任者（法人事務局長）の承認を得ず予算を執行することができないルールとなっている。

各部署の責任者は、予算を超えて支出する必要がある場合は、予算管理部署長の決裁後、法人財務室長および会計責任者（法人事務局長）の承認を得て予算を流用することができる。また、予測しがたい予算の不足を補うため予備費を学校法人部門に計上しているが、その執行については会計責任者（法人事務局長）および理事長の承認を得なければならないとしているためルールの明確性・手続きの透明性は高い。

これら予算の執行、会計処理および決算に関しては、学校法人監事および監査法人の公認会計士による監査を受けている。学校法人監事は、寄附行為の定めにより評議員会の同意を得て、理事長が監事 2 人を選任している。監事は、理事会・評議員会に必ず出席し、私立学校法第 37 条に定める学校法人の財産および理事の業務執行状況のチェックを行い、アカウントビリティ（説明義務）の履行ができる仕組み構築している。また、毎会計年度終了後に、監査報告書を理事会および評議員会に提出している。

監査法人による会計監査は公認会計士 6 名、会計士補 1 名で延べ 45 日程度検査を受けており、学校法人会計基準および本学園の会計規程などの諸規程に基づいて適正に会計処理がされているか、税法上の不正はないか等、コンプライアンスの側面からも点検が実施されている。毎年度の決算については、法令に基づき監事および監査法人の監査を受けており、それぞれ適正である旨の監査報告書が提出されている。

また、予算執行に伴う効果・検証については、予算ヒアリングの際に前年度の積算内容

と当年度の予算要求内容を比較精査し、募集効果や就職成果ならびに教育効果を踏まえ次期予算配賦を実施している。

【点検・評価】

予算編成の手続は、積算内容に関して基本方針に基づいているか、内容が適正であるかなどを法人財務室における予算ヒアリングで精査しており、さらに法人運営会議で教育研究と財政面の両側面から審議が行われているため、透明性も高く適正な手続を踏まえている。

しかし、従来の手続において、事業計画ならびに当該年度における重要事項などの基本方針に沿って予算を編成しているものの、2004（平成 16）年度以降、消費支出超過に陥り慢性的な赤字体質を招いているため、会計部門単位で不採算事業等の見直しを図り収支均衡に向けた構造改革が必要とされている。今後は、財政再建のために中期経営計画に基づき予算編成をしていく。

予算執行に伴う効果については、その成果を公式の場で検証するための機関（会議体等）は存在していないため、予算編成の際のヒアリングにおいて「入学者」「就職者」などの数や「教育効果」などの質で事業を継続するか否かを判断するに留まり、予算配賦結果を客観的に評価しているとはいい難く課題が残る。

予算執行・管理については、各予算管理部署において会計ソフトを利用してリアルタイムに執行状況が把握可能となっており、予算の総額管理は適正に実施されている。また、法人財務室では、これら会計ソフトのデータに基づき月次決算を行っており、本法人全体の予算執行状況を反映した収支計算書（月次）を出力し、支払資金の推移を含めた予算執行状況を把握しているため適正な管理がなされている。

【将来に向けた発展方策】

事業体として健全かつ安定的な経営に向けて 2004（平成 16）年度以降、慢性的な消費支出超過となっている財務構造を改善する必要があるため、中期経営計画における経営改善計画を再認識し実行計画を策定する。予算は、これら実行計画に基づいて編成するものとし「教育的効果の高いもの」「収益性の高いもの」を優先するとともに対費用効果の高いものに効率的な配賦を行う。近年、予算書ベースでの支出超過が懸案となっており、不採算事業の再編・廃止、ならびに各部門（中学・高校・大学）における財政改善にむけた構造改革等を推進し収支均衡に向けた予算書作成に努めていく。

また、年度途中の予算流用・予備費申請については、「応急的支出」「年度途中の新規企画」「収益の見込める新規事業」など中心として引き続き厳格に対応するものとし、不要不急な支出は避ける。また、資金支出を伴う決裁事項については、その手続が軽視されがちであるため、新規事業の対応については、稟議手続の事前承認に基づき対応するよう予算編成説明会および予算執行説明会で促していく。

第 10 章

内部質保証

第 10 章 内部質保証

(大学全体)

【到達目標】

大学の諸活動について自己点検・評価を恒常的に実施し、その結果を公表することで社会的責任を果たすとともに、内部質保証に関するシステムを整備し、適切に機能させることを目指している。

(大学院)

【到達目標】

(法学研究科)

教育研究活動等の状況について自己点検・評価を恒常的に実施し、研究科の教育研究水準の向上を図り、本学大学院の目的および社会的使命を果たすことを目標としている。また、研究科の諸活動についての自己点検・評価の結果を公表することで社会的責任を果たすとともに、内部質保証に関するシステムを整備し、適切に機能させることを目指している。

(企業政策研究科)

自己点検を継続的に行い研究科の質を高めることを目指している。

10-1 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。

(大学全体)

【現状説明】

本学では、学校教育法第 109 条に基づき、大学学則において「本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自己点検及び評価を行う」(大学学則第 2 条)ことを定め、そのために「九州国際大学自己評価検討委員会規程」(1992(平成 4)年 6 月)を制定している。

自己評価検討委員会は、学長が委員長となり、副学長、各研究科長(法学研究科長・企業政策研究科長)、各学部長(法学部長、経済学部長、国際関係学部長)、別科長、国際センター長、社会文化研究所長、エクステンションセンター長、図書館長、教育情報ネットワークセンター長、4 部長(入試・広報部長、教務部長、学生部長、就職・進路部長)および大学事務局長というすべての大学役職者で構成されている。委員会の事務局は大学総務室が担当している。自己評価検討委員会の下に各学部教授会から推薦されたそれぞれ 2 名の専門委員をもって構成される自己評価検討専門委員会を設置し、各部局単位での点検・評価作業の調整などを行っている。全学的な点検・評価を統括する担当の副学長を配置し、専門委員会の委員長となっている。また点検・評価作業の実施にあたっては、すべての事務部局の参画が不可欠であるので、法人事務局を含む事務部局の全ての室長も出席する拡大自己評価検討委員会を開催している。

本学は自己点検・評価を、2006(平成 18)年度以来、継続的に実施している。2006(平成 18)年度の点検・評価結果をまとめた 2006(平成 18)年度版自己点検・評価報告書に

基つき、2007（平成 19）年度に大学基準協会の認証評価を受審した。引き続き、2008（平成 20）年度、2009（平成 21）年度においても自己点検・評価を実施し、それぞれ「自己点検・評価報告書」としてまとめ、PDF ファイルにて全文をホームページで公開することで社会に対する説明責任を果たしている。なお、2007（平成 19）年度の大学基準協会の認証評価受審結果（保留）についても、その結果を受けての取り組みを含めてホームページで公開している

大学に関する情報については、これを積極的に提供する観点から、大学のホームページのトップページにある「大学の案内」という項目のなかに「学校基本情報」という項目を設定し、以下のような情報を公開している。

1. 教育研究上の基礎的な情報

（1）学部、学科、課程、研究科、専攻ごとの名称及び教育研究上の目的（建学の精神と教育理念、法人の沿革）

（2）専任教員数

（3）校地・校舎等の施設その他の学生の教育研究施設

（4）授業料、入学料その他の大学が徴収する費用

2. 修学上の情報等

（1）教員組織、各教員が有する学位及び業績

（2）入学者に関する受入方針、入学者数、収容定員、在学者数、卒業（修了）者数、進学者数、就職者数

（3）授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業計画（シラバス又は年間授業計画の概要）

（4）学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準（必修・選択・自由科目別の必要単位修得数及び取得可能単位）、ディプロマ・ポリシーほか

（5）学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援

（6）教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報（カリキュラム・ポリシー、履修モデル）

3. 財務情報（前年度の財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監事の監査報告書）

「研究業績」については、学部別に各教員の履歴と教育研究業績が閲覧できるようにするとともに、「学術研究の推進」という項目を設定し、公的研究費の管理・監査体制、関連規程、科学研究費補助金、学術寄付金などについても、受給者一覧も含めて公開している。

なお、専任教員数、収容定員、入学定員、校地・校舎面積、在学者数、卒業者数・進学者数、入学者（入試結果）については、2010（平成 22）年 5 月 1 日現在で作成したデータを「学校基本情報」のトップページで閲覧できるようにしている。

情報公開については、本学では2005（平成17）年6月1日に「学校法人九州国際大学財務情報公開規程」を制定して、対応できるように規程を整備した。公開の対象とする資料は(1)財産目録、(2)貸借対照表、(3)収支計算書、(4)事業報告書、(5)監事監査報告書である。閲覧対象者は法人の利害関係人（学生生徒、志願者、保護者、教職員、債権者、抵当権者）お

よび「法人が特に必要と認めた者」である。情報公開資料は閲覧のみを許可しており、所定の申請書を提出すれば法人の業務時間内に法人事務局内において閲覧することができるようにしている。

【点検・評価】

自己点検・評価の体制を整備し、自己点検・評価を継続的に実施していることは適切である。その結果である報告書の全文をホームページで公開していることは適切である。

大学の基本情報として提供している情報は、2011（平成 23）年 4 月施行予定の学校教育法施行規則第 172 条の 2 に定める教育研究活動等の状況についての情報に対応するものであり、その内容についても法令等に適っている。情報公開請求に対する対応も適切に整備されている。

【将来に向けた発展方策】

今後とも、自己点検・評価を継続するとともに、情報公開については適切にその内容を更新していく。

【根拠資料】

1. 学校教育法第 109 条
2. 2006 年度版自己点検・評価報告書
3. 2008 年度版自己点検・評価報告書
4. 2009 年度版自己点検・評価報告書

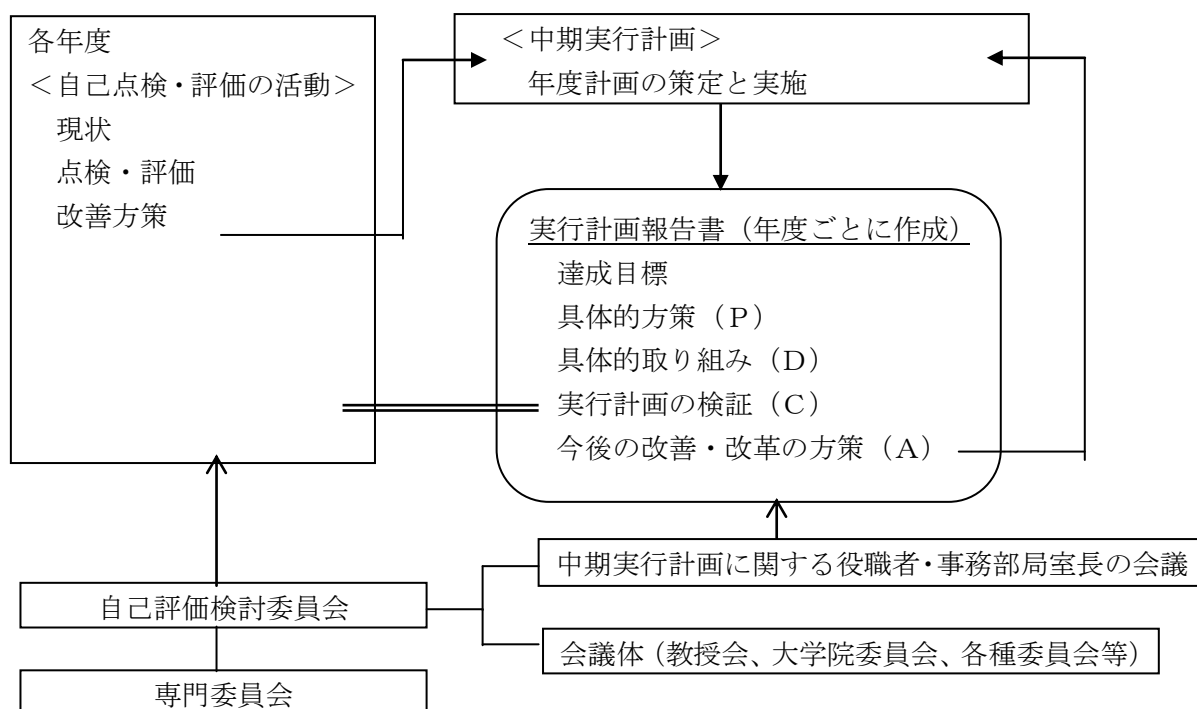
10-2 内部質保証に関するシステムを整備しているか。

【現状説明】

2007（平成 19）年度に大学基準協会の「認証評価」を受審したことを契機として、2008（平成 20）年度から開始した中期実行計画に基づく実行計画は、点検・評価の作業結果を踏まえた取り組みである。中期実行計画は、「認証評価」の受審にあたり提出した「自己点検・評価報告書」で提起された問題点や改善・改革の方策に十分留意して策定された。また、2009（平成 21）年度の実行計画は、2008（平成 20）年度の自己点検・評価の結果も踏まえて策定された。つまり、点検・評価と改善・改革への取り組みが年度ごとの中期実行計画を介して、担保されている。中期実行計画については役職者・事務部局室長の会議を開催して、具体的な検討課題が全学的に共有され、部局間の連携が推進されている。

中期目標として「地域に根ざした、北九州地域のトップ私大」としての魅力回復を目指した好循環の創出」をかかげ、2008（平成 20）年度から 2010（平成 22）年度までの中期実行計画の重点項目として、①定員充足、②就職率の向上、③退学者の削減および④育てる教育システムの構築を設定し、2008（平成 20）年 4 月より部局ごとに実行方策を策定し、順次取り組んでいる。中期実行計画の実施にあたっては、自己点検・評価活動と連結させ、改善・改革に繋げるようにしている。

図 10-1 <自己点検・評価と中期実行計画における改善・改革のシステム>



中期実行計画や自己点検・評価は、大学総務室がその業務を掌っているが、内部質保証という視点での取り組みを全学的に掌る組織の整備はこれからの課題である。ただ、個別対応ではあるが、質保証を意識した取り組みも幾つか存在する。全学的な初年次教育プロジェクトというチームでの検討や取り組み、一人ひとりを成長させる PASS (Project of Achievement Support for Students) という制度、教員別・学部研究科別の教育報告書の作成、法学部の就業力育成などがある。

【点検・評価】

内部質保証の方針や手続の明確化、内部質保証を掌る組織の整備は今後進めていく必要がある。現在、大学総務室が中期実行計画や自己点検・評価を掌っているが、独立した部局が対応する体制の整備が急がれる。

質保証という視点からの個別的な取り組みを継続し、発展させることが望まれる。

【将来に向けた発展方策】

個別の取り組み実績を踏まえて、外部評価の導入を含め、全学的な質保証の方針や手続きを明確にしていく作業を進め、適切な組織を整備する。

【根拠資料】

1. 「九州国際大学（第一期）中期実行計画」（平成 20 年度～平成 22 年度）（平成 20 年 1 月 31 日）

10-3 内部質保証システムを適切に機能させているか。

【現状説明】

自己点検・評価は、ルーティン化した活動となっており、システムとして定着している。組織レベルでの取り組みは自己点検・評価報告書としてとりまとめている。個人レベルの自己点検・評価は、人事考課制度のなかで教育、研究、社会貢献、管理運営の項目について行い、報告書とともに、その結果を提出するように義務づけているほか、授業科目ごとの点検・評価を行う仕組みを既述のと通りの「教育報告書」の作成・提出という形で確立している。

教育研究活動のデータベース化の推進については、個人調書という形でとりまとめているほか、研究活動の補助金などの受給状況などはデータベース化して公開している。ただし、教育上の取り組み、学部の紀要の出版、研究会の企画・開催などの教育研究活動を全学的にとりまとめ、データベース化するまでには至っていない。また、教育研究活動について学外者の意見を反映させる仕組みはできていない。

文部科学省および認証評価機関からの指摘事項への対応については、本学は、2007（平成 19）年度に大学基準協会による大学評価ならびに認証評価を受審し、その際、必ず実現すべき改善事項として「学生の受け入れ」、「教員組織」、「財務」の 3 項目、一層の改善が期待される事項として「教育内容・方法」、「教員組織」、「財務」、「自己点検・評価」、「情報公開・説明責任」の 5 項目について、改善報告を求められた。

本学としては、これらの「大学に対する提言」を真摯に受け止め、指摘された事項は誠実に対応し、早急に是正する措置を講じて、その努力の成果を改善報告書として 2010（平成 22）年 6 月に提出している。

【点検・評価】

自己点検・評価活動が制度として定着していることは適切である。さらなる充実に向けて努力することが必要であり、自己点検・評価の結果が全学的に共有され、改善・改革に向けて適切に機能するようにシステムの内実化を図っていく必要がある。

教育研究活動のデータベース化については、個々の教員の教育研究業績に加えて、全学的な取り組みについても推進する必要がある。学外者の意見の反映が課題となっているが、キャリア教育について、2009（平成 21）年度「大学教育・学生支援推進事業」【テーマ B】学生支援推進プログラムに「自ら考え行動する自立した社会人を育む KIU キャリア形成支援」というテーマで申請し、採択され、同プログラムにおいて学外者の意見を反映させる仕組みを導入したので、ここでの経験を活かして、大学の活動全般について学外者の意見を反映させる仕組みを研究していく必要がある。

大学基準協会の認証評価結果に対して、その結果を真摯に受け止め、すべての提言に対して誠実に改善・改革に向けて尽力していると評価できる。この結果、2011（平成 23）年 3 月大学基準協会が定める大学基準に「適合」しているとの認定を得ている。

【将来に向けた発展方策】

教育研究活動のデータベース化の拡充や学外者の意見の反映について、これまでの取り組みを踏まえて、取り組んでいく。

【根拠資料】

1. 大学基準協会による大学評価・認証評価の保留要件改善報告書(2008 年度～2010 年度)

（法学研究科）

【現状説明】

法学研究科では、大学院学則第3条の「大学院は、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う」という規定に則り、法学研究科が開設された1996（平成8）年度より委員6名（現在2名）からなる自己評価検討委員会を設置し、法学研究科の教育研究活動状況について点検評価を行ってきた。

これまでの点検・評価を踏まえて、大学院での教育の一層の活性化を図る観点から、企業政策研究科を含む両研究科にまたがる「大学院改革特別委員会」（構成員は各研究科より各4名選出）を2004（平成16）年7月に設置し、翌2005（平成17）年11月に学長へ報告するに至った。

2008（平成20）年には、法学研究科に「大学院改革特別プロジェクト委員会」が組織された。学部との連携も考慮し、研究科からの5人の委員および法学部長も構成員となり計6人で構成された。そのプロジェクトでは、①学部・修士5年一貫教育システムの導入、②長期履修制度、③複数指導体制の導入、④企業政策研究科の単位相互互換等が検討された。①、②および④が2009（平成21）年度に導入されることになった。③の複数指導体制の導入および④との関連で通年制とセメスター制との調整は今後の課題となった。

【点検・評価】

これまで、自己点検・評価は十分に行われてきたとはいえない状況にあったが、散発的にではあれ、2004（平成16）年7月に大学院での教育の一層の活性化を図る観点から設置された両研究科にまたがる「大学院改革特別委員会」の自己点検評価および2008年に組織された法学研究科の「大学院改革特別プロジェクト委員会」の自己点検・評価が、結果として2009（平成21）年度のいくつかの制度改革（長期履修制度、特修プログラム制度、単位相互互換制度）に結びついており、改革のために組織された二つの委員会での審議検討は、研究科の自己点検・評価活動として有効・適切であり、評価できる。

「改善すべき事項」

大学院や研究科委員会において、自己点検評価活動が必ずしも組織的・恒常的に行われているわけではなく、主として、委員による全学の自己評価検討委員会の出席および自己点検・評価報告書作成が委員としての主たる活動になっている点を改善すべきである。

【将来に向けた発展方策】

今後は、組織的・恒常的な自己点検・評価を行いつつ、大学院改革に結びつける必要がある。また、今回の自己点検・評価報告書作成を契機に自己点検・評価をルーティン業務化し、自己点検・評価を組織的・恒常的に実施する仕組みを構築し、自己点検・評価の結果を具体的に改善・改革に連結させる方策をFD活動を含め、講じていく。

【根拠資料】

1. 大学基準協会による大学評価・認証評価の保留要件改善報告書（2008年度～2010年度）

（企業政策研究科）

【現状説明】

2005（平成17）年11月に点検作業が始まり、2006（平成18）年1月には「学生アンケート」を実施して、同年4月に「大学院企業政策研究科の自己点検報告書」を研究科委員会に報告した。その点検項目は、①理念・目的、②学生の受け入れ、③教育課程、④教

員組織、⑤研究活動、⑥修了者の進路、であった。以来、毎年この「学生アンケート」を実施し、その結果は研究科委員会で報告されているが、報告書の作成は行われていない。

【点検・評価】

毎年「学生アンケート」を実施しているが回収率が低く、またそれを改善に役立てることが十分に行われず、また継続的な自己点検とFD活動ができていない点は改善すべき事項である。

【将来に向けた発展方策】

全学的な自己点検の取り組みと歩調を合わせて、研究科長が中心になって自己点検の継続的な取り組みを行う。

【根拠資料】

1. 「大学院企業政策研究科の自己点検報告書」

第 11 章

社会的責務

第 11 章 社会的責務

(大学全体)

【到達目標】

- ① 教職員が健全でかつ倫理的な態度と行動を終始堅持し、また教職員が関係法令等を厳格に遵守することにより、本学園の教育研究活動等に対する社会の信頼を維持し、日々向上させる。
- ② 危機管理については、本学において発生する恐れのある様々な危機を未然に防止し、危機が発生した場合にその被害を最小限に留める。
- ③ 教員の教育研究成果を積極的な公表し、教職員による様々な地域活動による地域との連携を通じて研究上の成果の公表、発信を通じて市民へ還元する。

11-1 高い公共性を有する機関として必要な組織倫理が確立され、かつ適切な運営がなされていること。

【現状説明】

2008（平成 20）年 10 月から健全でかつ倫理的な態度と行動に関して職員が遵守すべき事柄を明らかにすることにより、本学園の教育研究活動に対する社会の信頼を維持向上させることを目的として「学校法人九州国際大学行動規範」を制定し、これが必要な組織倫理として確立されている。

この行動規範における職員の基本的な責務としては、①目的に対して責任ある主体的な態度、②誠実、廉潔、勇気を備えた社会人としての品位、③他人の名誉、尊厳、意見を尊重する基本的認識、④学生・生徒・その保護者、取引企業・団体、地域社会に対する感謝の心構えや姿勢を期待し、関係法令の遵守はもとより、行動規範の遵守に努めるよう、職員に広く周知している。

【点検・評価】

行動規範における適用範囲は、「学校法人九州国際大学就業規則」第 2 条に定める職員（教育職員・研究職員・事務職員・保健職員・技能職員）として運用しており、就業規則第 3 条に「職員は、『学校法人九州国際大学行動規範』を遵守し、その職務を遂行しなければならない」と職員としての責務を定めていることは、普遍的な基準となり、職員として組織として守り行うべきであることの重要性は浸透しており、職員全体のモラル向上と意識改革につながっていて、それらが組織倫理として確立され、適切な運営がなされていると評価できる。

【将来に向けた発展方策】

行動規範を制定して遵守するよう周知しているが、行動規範を遵守しない職員の事前対応（教育指導）や就業規則第 35 条に定める懲戒対象となりうる行為の事実確認や対処方法など、どのようにすべきかを組織全体として考えていく。それによって、大学としてのコンプライアンス機能を高め、組織的に諸問題に適切かつ迅速に対処するために運営体制を構築し、維持していく。

【根拠資料】

1. 「学校法人九州国際大学行動規範」

11-2 学内外に対する業務執行上の危機管理の体制が整備され、かつ適切な運営がなされていること。

【現状説明】

まず危機管理体制の整備については、本学が様々な危機に対して、教職員が組織的に対応できるように、「危機管理基本マニュアル」を作成している。

ついで、危機管理の組織体制としては、危機管理全般にかかる取りまとめる部局は大学事務局が対応し、担当部署は大学総務室が担当している。

想定される危機ごとに担当する室を定め、担当室は定められた危機ごとの責任部署として担当する危機管理を行っている。

【点検・評価】

組織及び教職員の危機管理に対する基本姿勢を、平常時と緊急時に分けて、学内外に対する業務執行上の危機管理の体制が下記のように整備されている点は評価できる。

平常時においては、常に危機意識を持ち、危機の要因を的確にとらえる心構えを持つ、教職員は、危機の要因を見抜く能力を高めるために、日頃から身の回りで発生した事故・事件等の危機情報に目を配るなどを挙げている点は適切である。

危機管理に対するそれぞれの体制が適切に運営されていることは、評価できる。

緊急時はもとより、平常時においても組織及び教職員が危機管理意識を持ち、積極的に対応しようとしている点は適切である。

また、大学総務室は、定期的もしくは必要に応じて各担当部署が策定した危機管理対策を点検し、必要に応じて担当部署の調整、策定した対策の改善を指示していることは評価できる。

なお、危機管理・対応を円滑にするため、「危機管理組織体制図」・「緊急時の初動連絡体制」・「緊急時の全学連絡体制」・「緊急時の初動対応の基本チェックシート」・「緊急時の連絡先一覧」を作成していることは評価できる。

【将来に向けた発展方策】

緊急時においては、人命の安全確保を最優先にした具体的かつ適切な対応をとる、大規模な危機や社会的反響が大きい危機に際しては、全学的な問題として捉え、組織的な体制づくりをいっそう強化していく。

また、危機が発生した際に冷静に対処できるように、定期的に避難訓練、防火訓練などを実施していく。

11-3 大学の教育研究成果を公正かつ誠実に学内外に広報活動する体制が整備されていること。

【現状説明】

広報活動として、大学の保有する知的資源である「研究者（教員）」、人的資源である「教職員・学生」、さらには物的資源である「施設・設備」を活用し、地域社会のニーズ

に基づき効率的かつ持続的に魅力的な情報を学内外に発信することが大学の社会的責務である。

研究上の成果の公表のために、大学予算による学術研究書の出版助成制度があり、助成金額は年間 100 万円である。

また、教養学会でも学会員からの申請に基づく図書出版助成の制度を設けており、計画書などの申請内容を審査の上、九州国際大学教養学会叢書としての出版に助成を行っている。

さらに、本学の「社会文化研究所紀要」などに加えて、本学の法学会、経済学会、国際関係学会、教養学会は、おのおのの研究紀要として「法学論集」、「経営経済論集」、「国際関係学論集（旧国際商学論集）」、「教養研究」を編集・発行しており、それらは、全国の主な研究機関や大学の図書館などに送付されている。

【点検・評価】

学内の法学会、経済学会、国際関係学会、教養学会により研究紀要として、上記の 4 誌などが発行され、各教員の研究成果発表の場が確保されていることは評価できる。

【将来に向けた発展方策】

教育研究成果の公表・発信は、教員の研究分野が細分化・専門化している中で現実には特定の教員に偏っている傾向があり、より多くの教員が専門的な研究に従事するようにしていく。

終 章

序章で述べたとおり、本報告書は、2011（平成23）年度から開始される認証評価の第二サイクルにおいて第11章を除き、基本的に大学基準協会が定める評価基準・評価項目に沿って、作成したものである。新たな基準や項目についてどのような点検・評価を行い、どのように記述すべきか、模索しながらのタイトな作業であった。これまでの報告書と異なり量的にも約二分の一に圧縮をしたため、記述の過不足などもあったが、この点は今後徐々に改善していきたい。

本報告書の意義は、認証評価の第一サイクルにおける本学の改善・改革の取り組みを振り返りつつ、第二サイクルに向けての本学の新たな課題を浮き彫りにしたことにある。本報告書にはこれまでの具体的な取り組みが比較的詳細に記述されているが、主要な点を列挙すれば次の6点である。

- ① 入学定員の調整による収容定員の適正な管理（定員の充足）へ向けて総体的には改善のきざしがあらわれつつあったこと
- ② 初年次教育をはじめとする教育の質的保証を目指す取り組みが充実し、文部科学省の補助金を獲得するレベルにまで達したこと
- ③ 教育上の取り組みを担保する上で必要な教員の質向上についてもFD活動の内容が充実し、学内においてFD研修の講師を担当できるレベルにまで達成したこと
- ④ 自己点検・評価を実施する体制の整備に着手し、その活動をルーティン業務化するための準備がすすんだこと
- ⑤ 本学の「地域社会に開かれた大学」という責務を果たす観点から、地域社会に立脚した取り組みや地域との連携が推進されていること
- ⑥ 管理運営面では教学と法人組織との間の協働関係がさらに一層強化されたこと

同時にまた基本的に大学基準協会の新たな評価基準・評価項目等に照らして点検・評価した結果、本学のこれからの課題も明確になったといえる。自己点検・評価活動と内部質保証の整備、学位授与の方針と教育課程の編成、さらには教育課程に基づく適切な教育方法による相応しい教育内容の提供などは今後の重点課題である。

なお内部質保証については、これまで必ずしも十分意識していたとはいえないところがある。内部質保証を掌る組織の整備から、外部評価の導入まで、具体的に検討を重ね、本学に相応しいシステムを一步一步新たに構築していくことが今まさに求められている。

本報告書において実施した自己点検・評価の結果は、今後の認証評価の第二サイクルにおける改善・改革の取り組みに際しての参照資料として有効に活用していく。というのも各章節における【将来に向けた発展方策】はその具体的な実行計画であり、本学が目指す「一人ひとりを育てる教育」のさらなる実質化を推進する梃子と考えるからである。ただし、そこでは【点検・評価】を含め、「効果が上がっている事項」についての記述が少なく、一方で「改善すべき事項」の指摘は少なからずなされている点は本学の現状として率直に認めざるをえない。

以上

2010 年度 九州国際大学自己評価検討委員会

委員長	後藤	勝喜	学長
委員	加藤	和英	副学長（認証評価）
〃	湯淺	壘道	副学長（外部資金）
〃	山本	啓一	法学部長
〃	野村	政修	経済学部長
〃	加藤	和英	国際関係学部長【高路 善章】
〃	通山	昭治	法学研究科長【大島 俊之】
〃	宮崎	昭	企業政策研究科長【西堀 喜久夫】
〃	湯淺	壘道	日本語別科長
〃	富永	猛	図書館長【山田 信一】
〃	湯淺	壘道	国際センター長
〃	古屋	邦彦	エクステンションセンター長
〃	富永	猛	教育情報ネットワークセンター長【山田 信一】
〃	湯淺	壘道	社会文化研究所長
〃	奥藺	幸彦	入試・広報部長【人見 五郎】
〃	島浦	一博	教務部長
〃	山田	信一	学生部長
〃	古屋	邦彦	就職・進路部長
〃	原田	經正	大学事務局長

【 】内は、年度途中で交替した前任者を表す。

2010年度 九州国際大学自己評価検討専門委員会

委員長	加藤	和英	副学長
委員	櫻井	弘晃	法学部教授
〃	富永	猛	法学部教授
〃	山口	秋義	経済学部教授
〃	西山	茂	経済学部教授
〃	高路	善章	国際関係学部教授
〃	山下	睦男	国際関係学部教授
事務局	原田	經正	大学事務局長
〃	松尾	史雄	大学事務局次長
〃	神力	潔司	大学総務室長
〃	北谷	仁宏	大学総務室課長
〃	阿部	啓子	大学総務室主任

**2010年度（平成22年度）
九州国際大学自己点検・評価報告書**

**【編集】 九州国際大学 自己評価検討委員会
同専門委員会**

【発行】 2011（平成23）年 3月

【発行者】 九州国際大学

〒805－8512 北九州市八幡東区平野一丁目6番1号
電話番号 （093）671－8910
FAX番号 （093）671－9035
ホームページ <http://www.kiu.ac.jp/>